

横山地区防災計画

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的	1
2 地区防災計画の構成及び組織編成	1
3 計画の修正	2
4 計画の運用	2

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割	3
2 自主防災組織の役割	3
3 事業者の役割	4
4 高層共同住宅管理者等の役割	4

第3章 地区の概要

1 自然的条件	5
2 社会的条件	5

第4章 相模原市防災アセスメント調査による地区被害想定

1 想定地震と条件	6
2 建物被害	6
3 人的被害	7

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針	8
2 自主防災組織の充実	8
3 自主防災組織の編成と各班の役割	8
4 出火防止及び初期消火対策	11
5 災害危険の把握	11
6 新型コロナウイルス等感染症対策	11

第2章 災害に対する備え

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 2 防災知識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 3 災害に備えた各家庭での取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 4 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 5 防災資機材等の点検・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 6 災害時要援護者の把握、避難支援体制・・・・・・・・・・・・14
- 7 ハザードマップを活用した訓練の実施・・・・・・・・・・・・14

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

- 1 地区災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 2 本部の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 3 本部の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 4 災害時の動員・連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 5 情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第2章 応急対策活動

- 1 水防活動、初期消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 2 救出・救護・搬送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 3 避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 4 災害時要援護者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 5 住民の安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 6 在宅避難者の把握・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 7 車中泊等の避難所以外避難者への対応・・・・・・・・・・・・28
- 8 避難所運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 9 多様な視点に基づいた避難所等の運営・・・・・・・・・・・・28
- 10 ボランティアの活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 11 他組織との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 12 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応・・・・・・・・31

4 資 料 編

- 1 地区防災カルテ A 4 版
- 2 横山地区自主防災隊活動計画
- 3 横山小学校避難所運営の手引き
- 4 横山地区単位自主防災隊資料(組織編成届出書)
- 5 相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

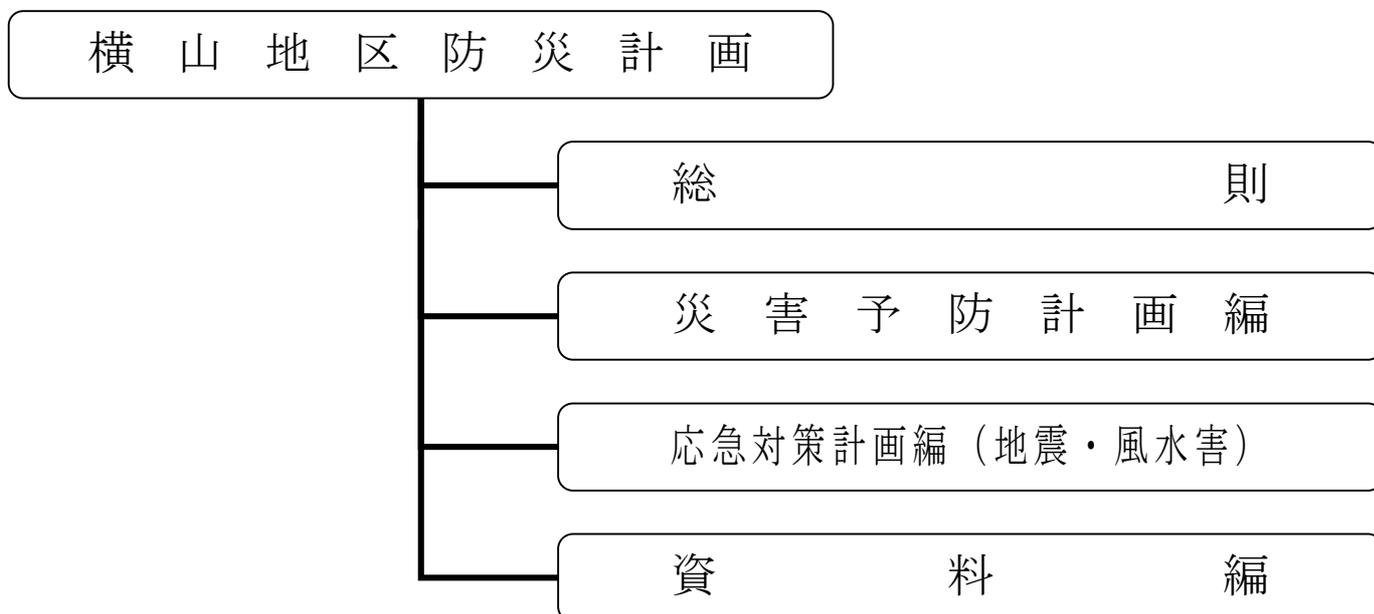
このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

2 地区防災計画の構成及び組織編成

横山地区防災計画は、総則、災害予防計画編、応急対策計画編（地震・風水害）及び資料で構成する。

地区防災計画のもととなる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とする。

(1) 計画の構成



(2) 組織編成

組織編成については、4資料編-2「横山地区自主防災隊活動計画」2ページ目、Ⅲ横山地区連合自主防災隊組織図のとおりとする。

3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

※計画の修正（見直し）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（誤字、脱字等や法令等の引用条文）については、地区防災隊長及び副隊長等の了解のもと、まちづくり会議等の了解を得て、適宜修正・改訂する。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議（報告）し、承認を得た後に修正することとする。

4 計画の運用

この計画は、横山地区連合自主防災隊が主体となって運用するものとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物の整備及び耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベーターや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支援対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支援対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

横山地区においては、横山公園、横山丘陵緑地などのまとまった緑地が隣接していることから、自然環境は概ね良好といえる。特に横山丘陵緑地では、蛭沢公園のように散策が楽しめる環境があり、身近にみどりを感じることのできる環境が整っているといえる。反面、当該緑地は災害時に崩壊の恐れがある。

2 社会的条件

(1) 人口

横山地区の人口は、令和3年4月1日現在、6,623世帯、14,425人となっており、令和2年4月1日時点と比較すると、世帯数は1.3%増加し、人口は1.1%減少している。年齢別では、年少人口(15歳未満)が15.1%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が59.6%、高齢人口(65歳以上)が25.3%となっている。このうち、外国人の登録人口は388人であり、地区人口の2.7%を占める。

(2) 交通

交通環境は、戦前から戦後にかけて、軍都計画に基づく土地区画整理事業が実施されたことにより、概ね整然とした街区が形成されており、国道129号や、地域内の生活道路も整備され、道路交通面での利便性は高いといえる。鉄道利用の観点からは、地区内に鉄道駅が存在していないため、課題が残っている。

第4章 相模原市防災アセスメント調査による地区被害想定

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (M7.1)
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (M7.1)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m (本市の平均風速)

※相模原市防災アセスメント調査 (平成 26 年 5 月) に基づく想定地震及び条件である。

2 建物被害

建物被害は次のとおりである。(冬 18 時)

単位：人

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	2,561	99	9	0	330
西部直下地震	2,561	59	3	0	270
大正関東タイプ地震	2,561	10	0	0	107

※上表数値は、小町通 1 丁目及び 2 丁目、下九沢、南橋本 4 丁目、横山 1 丁目及び 4 丁目、横山台 1 丁目及び 2 丁目の合算値である。

※相模原市防災アセスメント調査 (平成 26 年 5 月) に基づく数値である。

3 人的被害

単位：人

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死者	5	3	0
	閉込者	51	32	7
	重傷者	9	6	1
	軽傷者	59	46	18
冬18時	避難者当日	397	259	69
	避難者1週間後	1,220	1,027	507

※上表数値は、小町通1丁目及び2丁目、下九沢、南橋本4丁目、横山1丁目及び4丁目、横山台1丁目及び2丁目の合算値である。

※相模原市防災アセスメント調査（平成26年5月）に基づく数値である。

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

震災時の火災や火災による延焼被害等を最小限にとどめるため、倒壊の危険性のある空き家対策や高層共同住宅等の災害対策及び地区の特性に応じた災害対策を促進し、生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災組織の充実

- (1) 横山地区は、地区防災活動の推進のため、自治会等を中心とした自主防災組織及び地区内の防災リーダーの育成を目標として取り組むものとする。その際、女性の参画の促進に留意するものとする。
- (2) 横山地区は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。

3 自主防災組織の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災組織

単位自主防災組織は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、下記を基本とした組織づくりとする。

自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

本 部	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災組織

地区連合防災隊長	地域防災訓練等の計画・実施、関係者・機関との連絡協力体制づくり
副隊長	地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合防災隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導・指揮

平常時	災害時
<p>地区連合自主防災組織は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を超えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>地区連合自主防災組織は、必要に応じて関係者・機関との防災訓練等に関する連絡・調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、本部を設置し、市（現地対策班）・単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災組織の本部は、市の現地対策班とともに、横山公民館に設置する。</p>

4 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、消火器等の消火資機材の点検・整備を推進する。

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

住民が自宅や隣近所といったごく身近なところで初期消火活動を行うことによって火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、消火器、簡易消火具等を用いて迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御できるよう努める。

5 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災に関する問題を把握し、地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地区の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、相模原市防災アセスメント調査、相模原市地区防災カルテ及びさがみはら防災マップを用いることとし、必要に応じて地区内の踏査（防災まち歩き）を行う。

6 新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス等感染症のまん延を防止するため、避難所運営マニュアルに基づく感染症対策を実施する。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ⑥ 住宅の安全対策に関すること。(感震ブレーカー、家具の固定等)
- ⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑧ マイ・タイムライン作成に関すること。
- ⑨ ペットの災害対策に関すること。
- ⑩ 南海トラフ地震臨時情報に関すること。
- ⑪ 防災メールやテレビ神奈川データ放送などの防災情報の取得に関すること。
- ⑫ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

月に一度は家族全員で防災会議を開き、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

大雨や台風に備えて、ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理したマイ・タイムラインを作成する。

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類（自主防災組織単位）

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 図上訓練（HUG）
- ⑦ クロスロード

(3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

また、相模原市等が行う訓練に参加する。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(6) 訓練の時期及び回数

訓練については、総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

また、風水害時避難訓練及び情報伝達訓練を4月～6月に実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 定期点検

随時全資機材の点検日を定め、点検を実施するものとする。

(2) 管理

防災資機材等の配備状況について、管理表等を用いて把握・管理する。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(1) 災害時要援護者名簿・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市長から避難指示、勧告等が出たとき、又は地区防災組織の会長等が避難の必要があると認めたとき、会長等の避難支援開始の指示に基づき、災害時要援護者を安全に避難場所へ誘導を行う。また、視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。

7 ハザードマップを活用した訓練の実施

土砂災害警戒区域内の居住者等は、土砂災害ハザードマップを活用した訓練を実施する。

3 応急対策計画 (地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、もしくは風水害等により、地区に甚大な災害被害が想定される場合には、横山公民館に「横山地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置する。

本部を設置した場合には、「横山地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

2 本部の活動

本部は、横山地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の状況について現地対策班に報告する。

また、避難所運営協議会と現地対策班との連絡・調整を行う。

3 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表された場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

4 災害時の動員・連絡体制

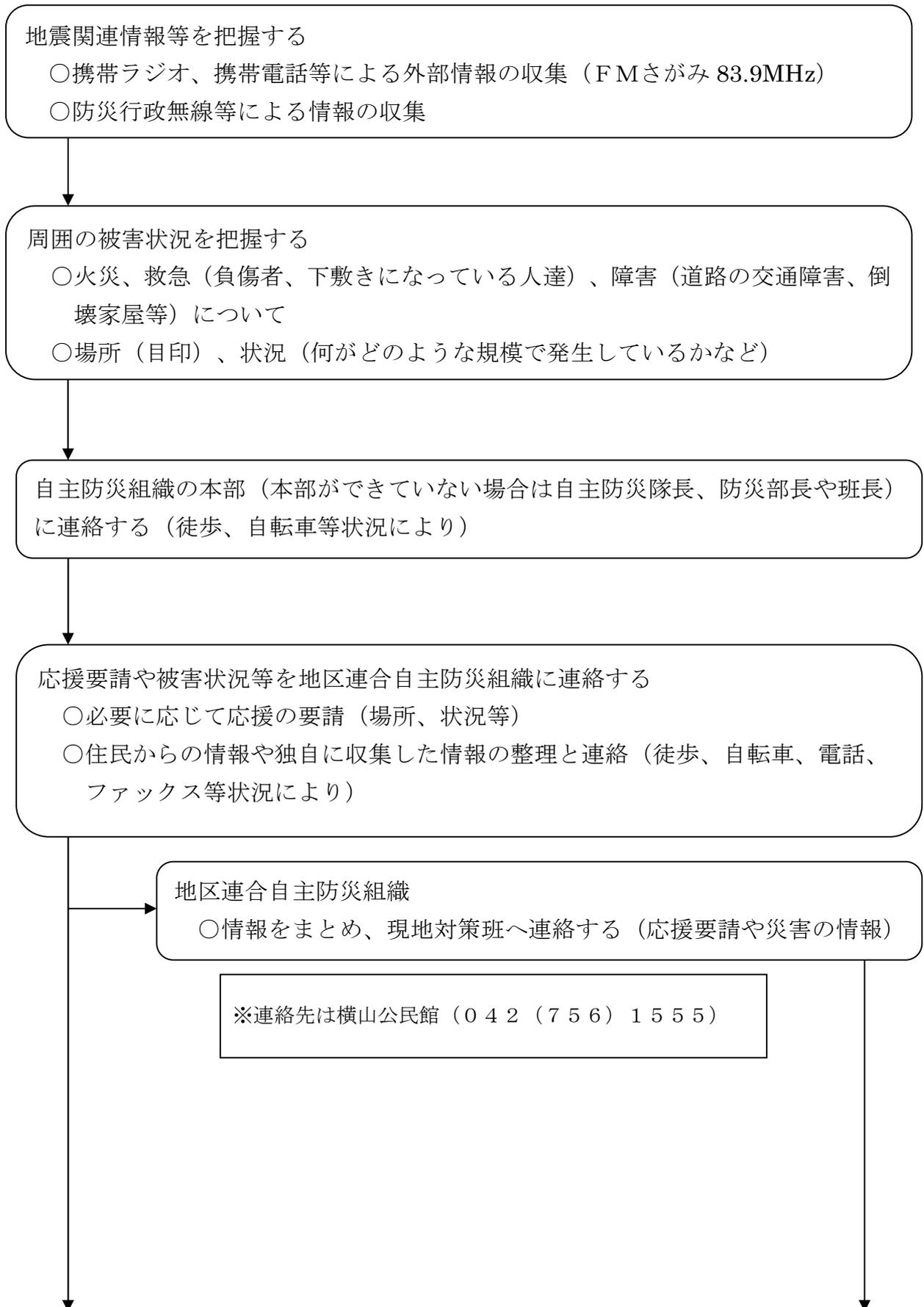
災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、隊長等は状況により動員を行う。

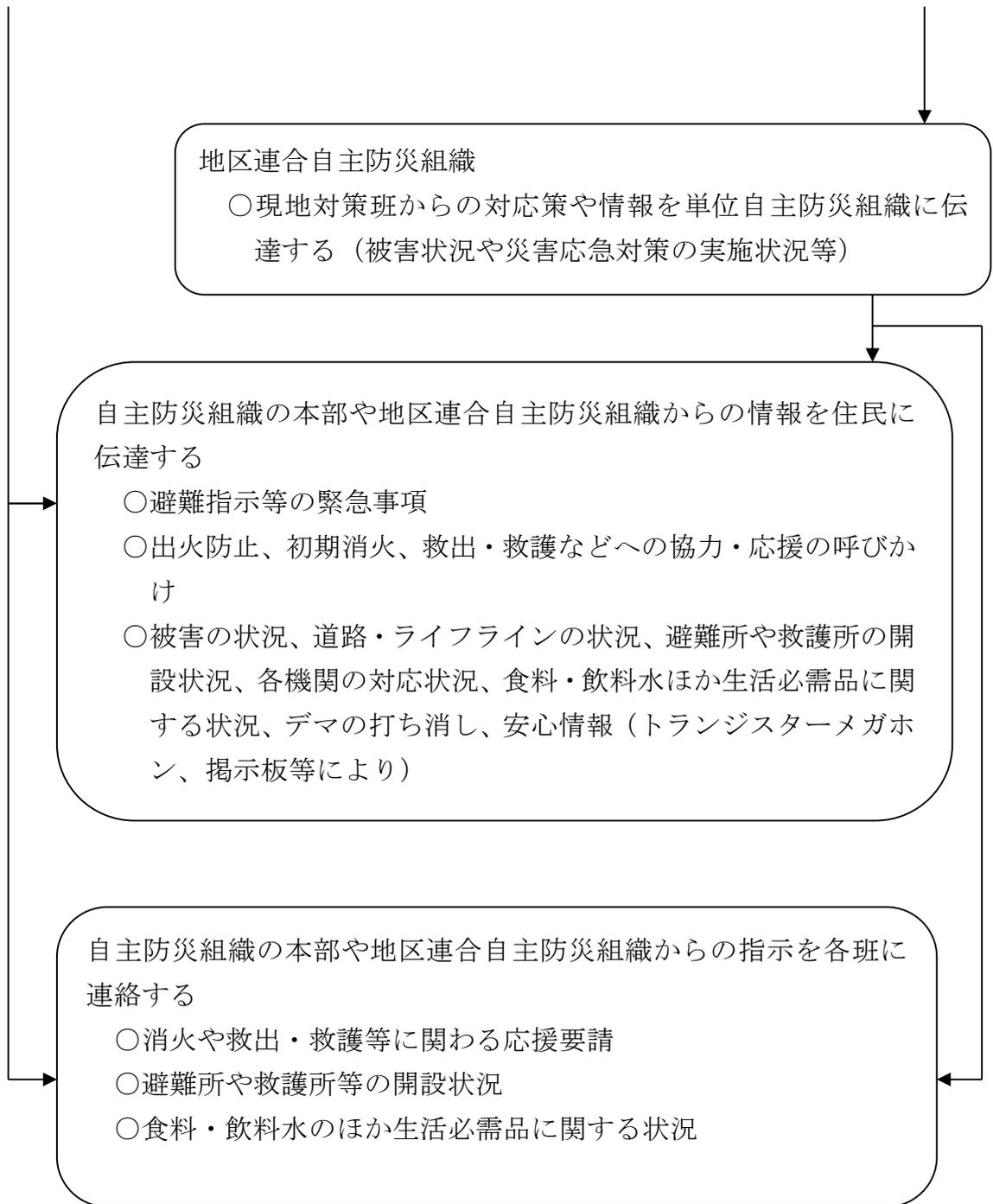
5 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、FAX、インターネット、伝令等による。情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

【情報収集・伝達活動の流れ】 自主防災組織





第2章 応急対策活動

1 水防活動、初期消火活動

(1) 水防活動

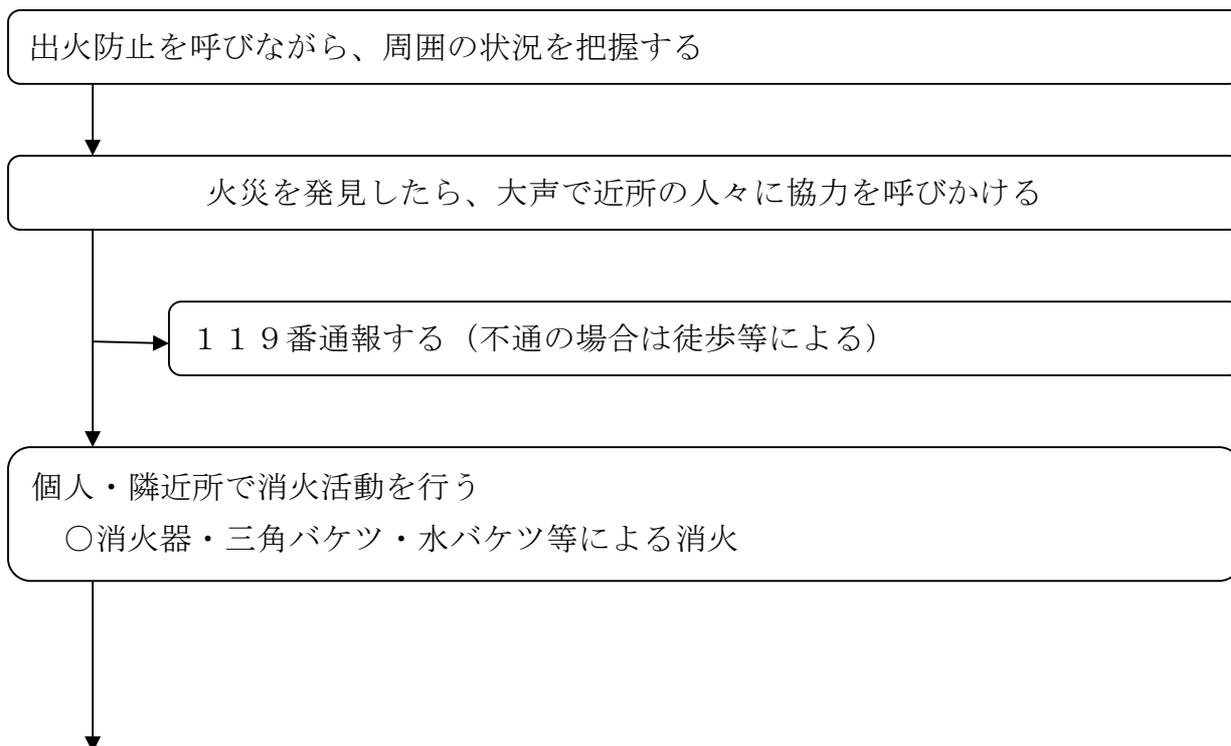
風水害時、雨量の増加による浸水（内水）被害を防ぐため市及び消防機関に協力し土嚢積を行う。

(2) 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

【初期消火活動の流れ】 自主防災組織



組織的な消火活動に移行する

- バケツリレー等による消火用水の搬送
- 可能な限り多くの消火器を調達
- リーダーの指示による活動

地区連合自主防災組織に応援要請する

- 場所、状況等（徒歩、自転車、電話、ファックス等状況により）

地区連合自主防災組織

- 情報をまとめて、現地対策班へ連絡する
- 必要に応じ、単位自主防災組織へ応援出動を依頼し、事業所へ協力を求める（徒歩、自転車、電話、ファックス等状況により）

可能であれば、被害甚大地区の消火活動に協力する

危険性の少ない消火活動に協力する

- ホースの延長・撤収・搬送の手伝い
- 放水時の補助
- 消防職員・消防団員の指示による活動

消防団の活動に協力する

- 残火処理、現場の警戒活動等

2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動等の原則

- ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

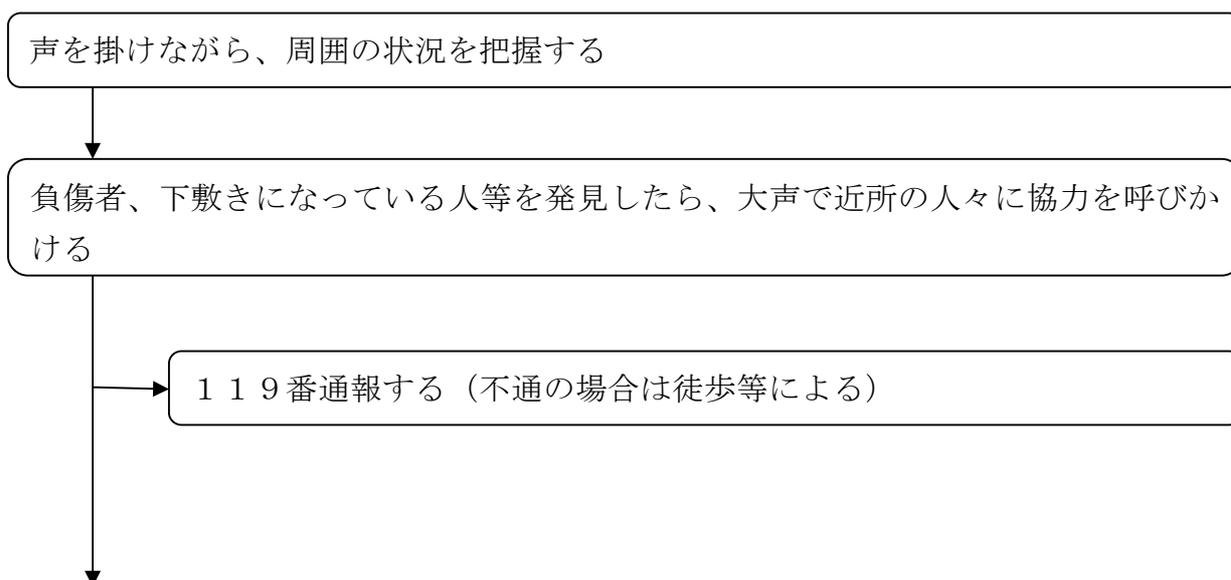
(3) 医療機関等への搬送

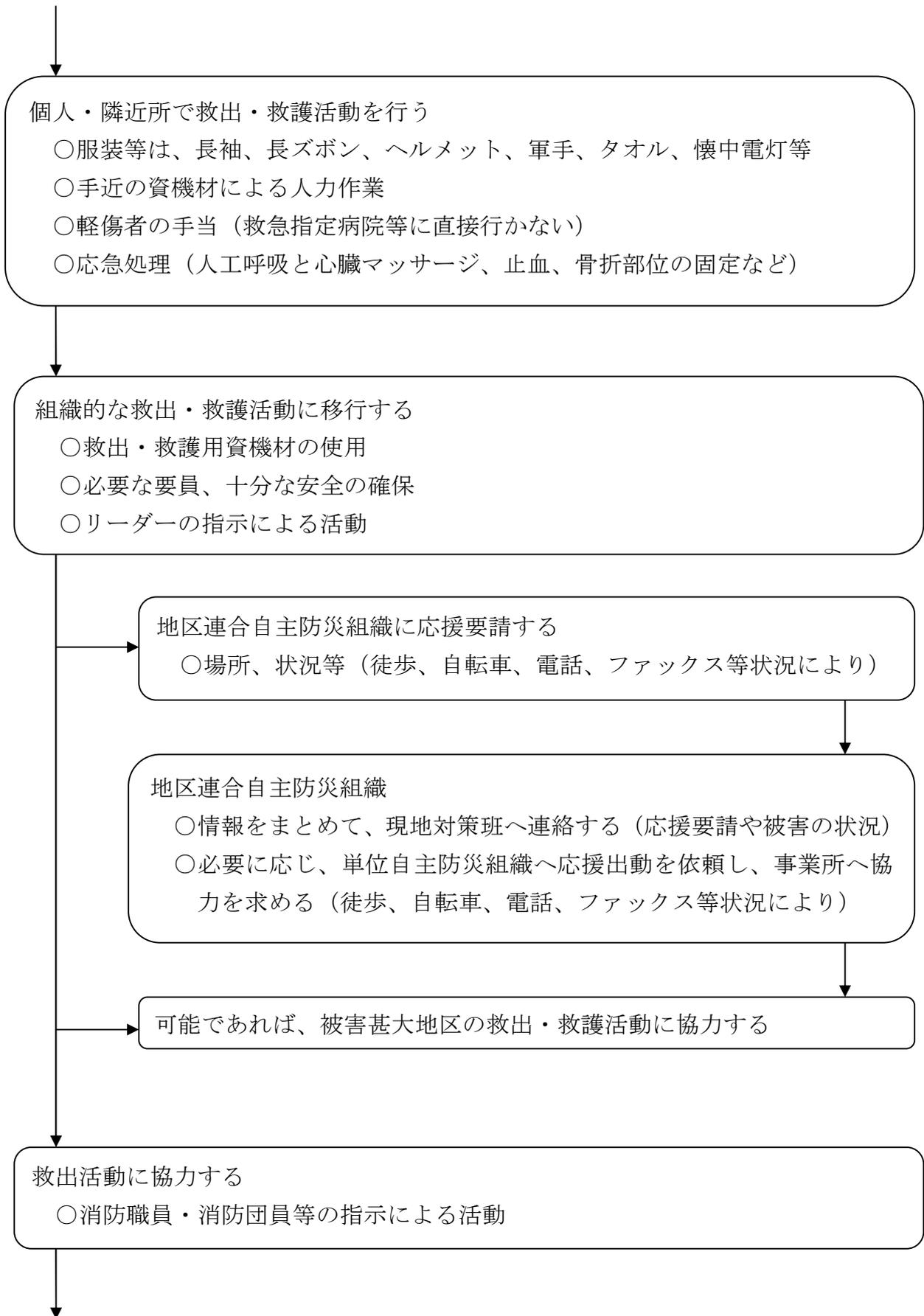
救出・救護班は、負傷者が医師の手当を必要とするとき、または避難所から医療機関等への搬送が必要とされる時は、原則として、救護所または拠点救護所に搬送する。

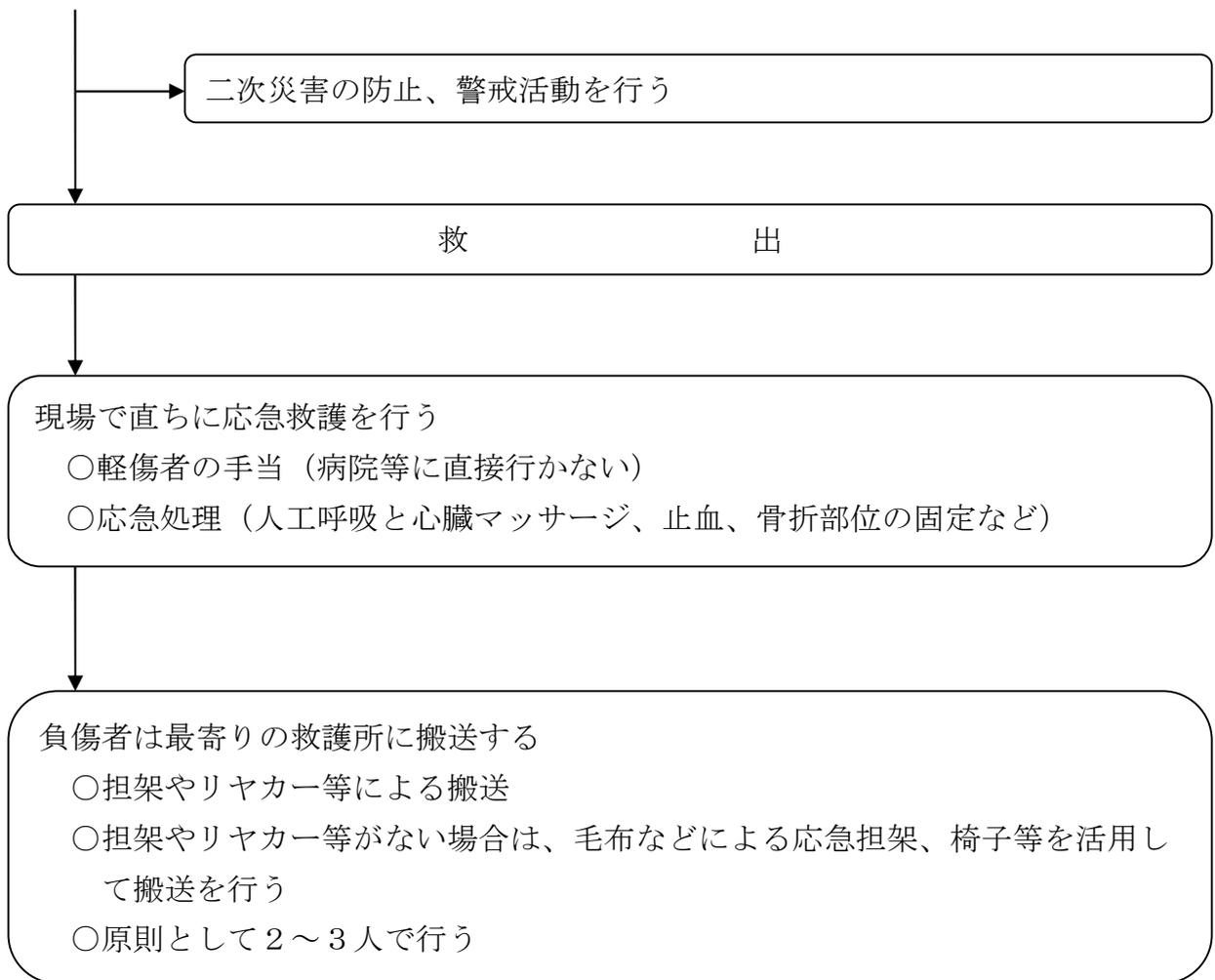
(4) 防災関係の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

【救出・救護活動の流れ】自主防災組織







3 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示等が発令されたとき、又は地区防災組織の隊長等が避難の必要があると認めたとき、会長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、資料「横山小学校避難所運営の手引き」及び「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって行う。

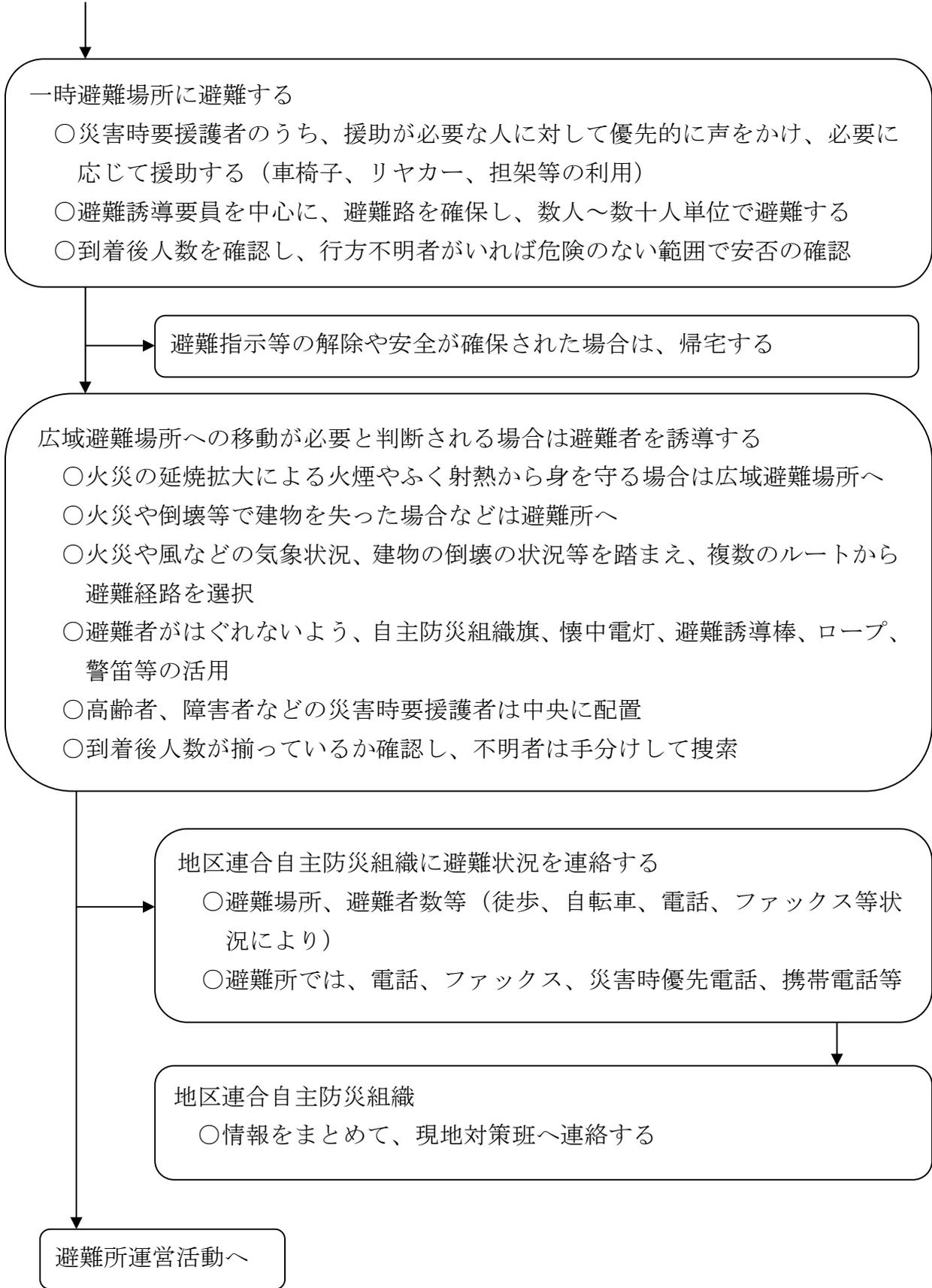
【避難誘導活動の流れ】 自主防災組織

自主的な避難判断を行う

- 火災の拡大、建築物の倒壊、地盤の崩壊等の被害発生危険性がある場合
- ひばり放送、ラジオや周囲の状況などから判断

周辺住民への周知徹底を図り、避難時の注意事項を伝達する（トランジスタメガホン等により）

- 発令者・避難対象地域・避難先・避難経路・避難の勧告または指示の理由等
- 各自治会が選定している一時避難場所の周知
- ガス元栓の閉鎖、電気ブレーカーの切断
- 携帯品は、食料、薬、日用品、衣類、貴重品等、必要最小限の生活用品のみ
- 服装は、長袖、長ズボン、ヘルメット、軍手、タオル、懐中電灯等
- 外出時の家族には連絡メモ



4 災害時要援護者対策

災害時において、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などの災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告する。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

【災害時要援護者支援活動の流れ】

災害時要援護者が在宅する家屋等を巡回し、安否の確認を行う

【高齢者】

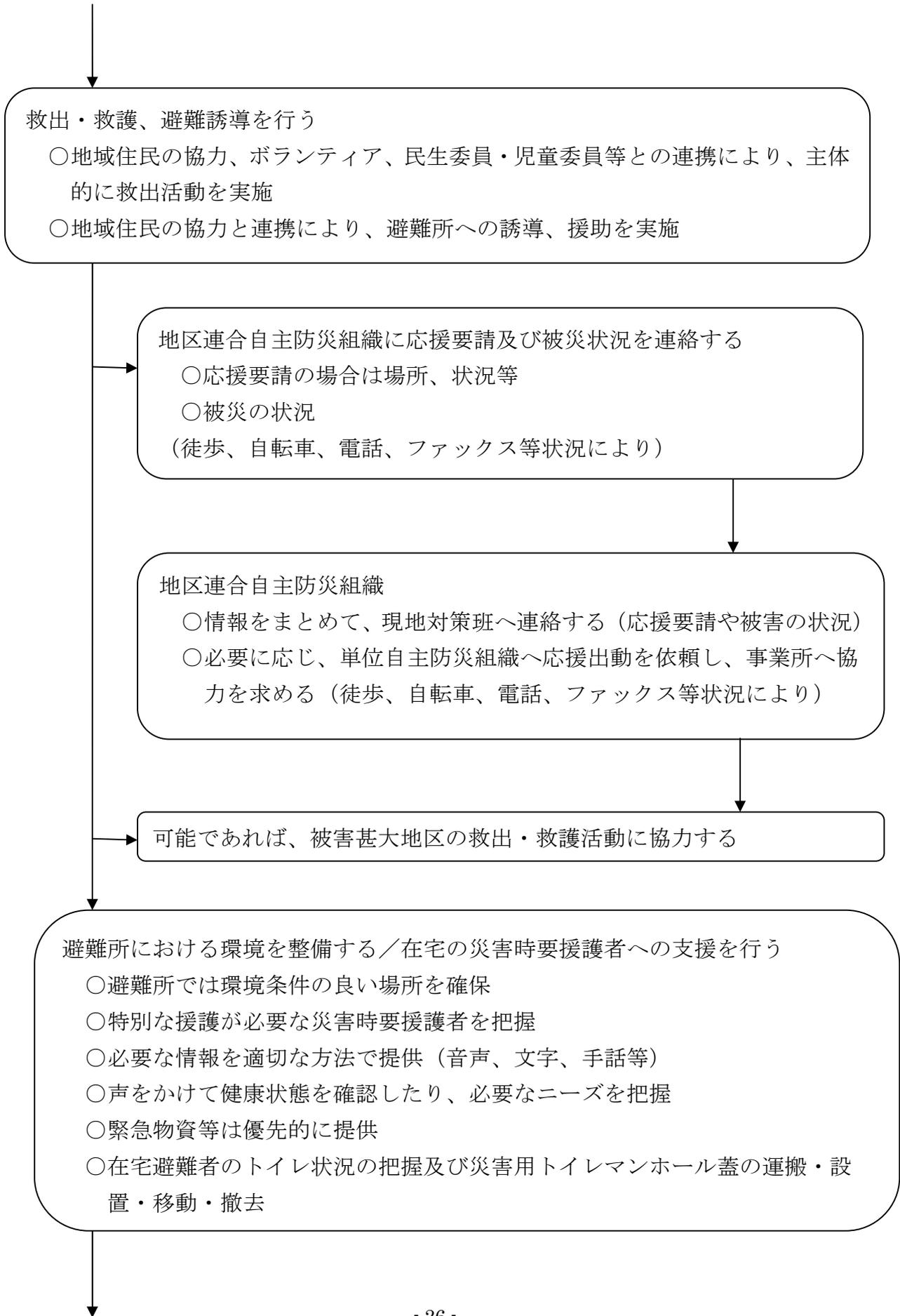
○民生委員・児童委員と協力し、所在情報をもとに、主体的に確認

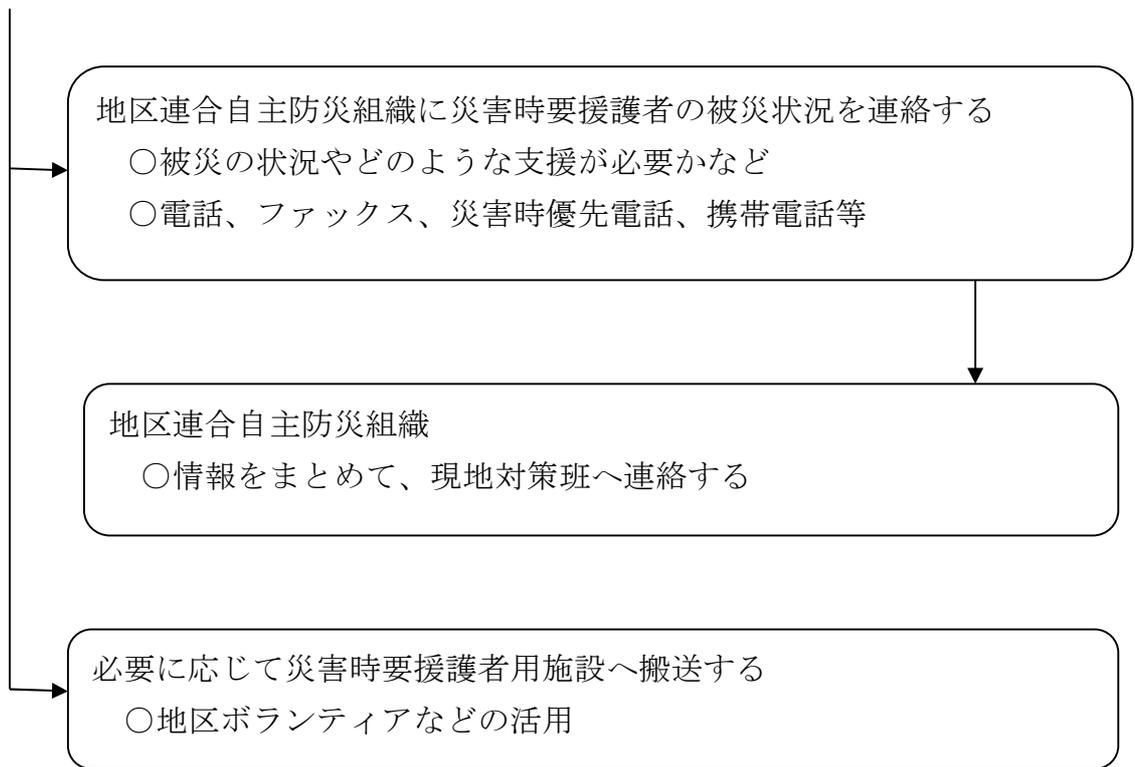
【身体障害者・知的障害者】

○民生委員・児童委員や関係団体等の協力を得て、戸別訪問、電話等により確認

【保護者と離れてしまった乳幼児等】

○災害時要援護者支援班を中心に把握





5 住民の安否確認

地区内の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び現地対策班から、住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により編成された、現地確認班等が、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、本部に報告を行い、報告を受けた本部は、随時、現地対策班に報告する。

6 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災組織等は、横山小学校避難所運営協議会及び現地対策班から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

7 車中泊等の避難所外避難者への対応

避難については、親戚宅等や避難所を原則とするが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、在宅避難者名簿に登録を行う。

また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

8 避難所運営

災害時における避難所管理・運営については、「横山小学校避難所運営の手引き」及び「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となっていく。

9 多様な視点に基づいた避難所等の運営

避難所等は、障害のある方や慢性疾患、アレルギー等の個人的な事情を抱えた方のほか、乳幼児や性的少数者など様々な方が利用する。こうした方々に対し可能な限り配慮しながら、多様な視点に基づいた避難所等の運営を行う。

10 ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動については、現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）

- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

（２）生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清 掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

11 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災組織との連携強化する</p>	<p>単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） ○地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制
<p>市の支援体制を活用する</p>	<p>自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。</p> <p>毎年、「自主防災組織変更届出書」を本庁地域まちづくりセンター等に提出する際や、自主防災訓練、防災研修会、事業所訓練を実施するため「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署所に申請することによって、様々な市からの支援が受けられる体制となっている。</p>
<p>事業所との協力関係を構築する</p>	<p>平日の昼間への対応として、地域にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時の連携づくり <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の自主防災組織への参加促進 ・事業所の防災訓練への参加促進 ○災害時における協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 ○市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導
<p>避難所運営を念頭においた協力体制をつくる</p>	<p>避難所の運営は、避難者や自主防災組織が中心に行うことになるが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織相互、校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。</p> <p>特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>

協力を依頼する人達との取り決めを行う	医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。
--------------------	---

12 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合には、後発地震の発生に備えた事前避難対策等を実施する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない災害時要援護者等は、避難を開始し、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて避難する。

ウ 2週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 1週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(3) 後発地震に備えた事前避難

ア 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。

イ 食料や生活用品などは避難者が準備することが基本であること。

ウ 日ごろからの地震への備えを再確認する。

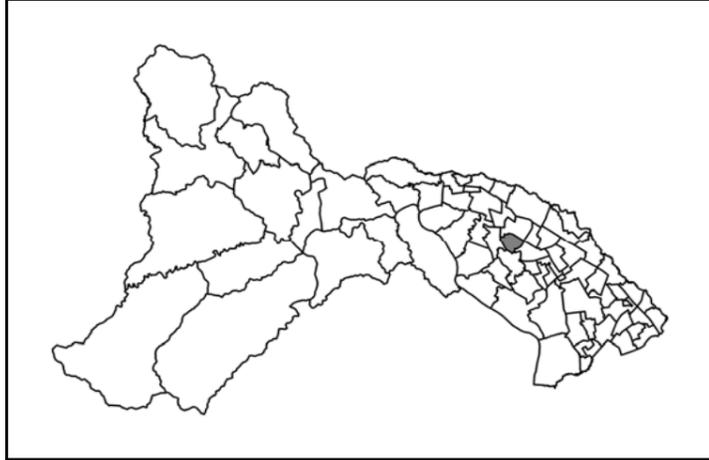
4 資料編

- 1 地区防災カルテ A 4 版
- 2 横山地区自主防災隊活動計画
- 3 横山小学校避難所運営の手引き
- 4 単位自主防災隊資料(組織編成届出書)
- 5 相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン

○地区を構成する町丁

【中央区】小町通、横山1丁目・4丁目、横山台

○位置図



○地区自治会連合会名(自治会名)

横山(自治会法人横山1丁目, リノア相模原, 横山4丁目, 横山団地, 横山あじさいハイツ, 横山あじさい団地, 横山南部4丁目, 小町通, 相模原郵政, てるて, 横山台1丁目, 松並, 日金沢丘, 榎, 榎西, 三菱重工上溝社宅, 横山台タウンハイツ)

○地区概況

台地(上段)にあり、南西端は段丘崖である。全体に住宅地が多いが、北部及び西部では工業用地、西部では農地の占める割合も高い。東部に横山団地の集合住宅があり、その南側は広域避難場所の横山公園に接する。

○建物数・人口

区分	建物(棟数)		人口(人)	
	棟数	比率	人数	比率
木造(昭和55年以前)	449	20.8%	566	5.3%
木造(昭和56年以降)	1,088	50.1%	7,901	74.7%
非木造(昭和55年以前)	215	10.0%	2,084	19.5%
非木造(昭和56年以降)	378	17.5%	10,551	100.0%
合計	2,130	100.0%	10,551	100.0%

○所見

- 横山団地は低層集合住宅で、生活道路は約6mの幅が確保されている。ここから広域避難場所の横山公園に歩道の広い道路が連絡しており、避難路として有効である。
- 富士山の大規模噴火時には2~30cmの降灰が予測されており、その場合、道路・鉄道の通行不能をはじめ、停電や取水停止など重大な被害を受ける。

○防災関連施設

市役所、まちづくりセンター、出張所等の主な公共施設	横山公民館
警察署	横山交番
消防署	
消防団詰所	
病院等	まきの整形外科
主な災害時要援護者施設	ホッとライブ横山台, ワークショップ・SUN, 介護付有料老人ホーム はなことば相模原, 社会福祉法人相模福祉村ケアホームⅡ, 相模原中部療育センター, (仮称) エスケアリビング相模原, 特別養護老人ホーム マナーハウス横山台, すこやか保育園・障害者生活介護事業所のびやか, オカリナ
幼稚園、保育園	すこやか保育園, よこやま幼稚園, 横山台保育園
学校、大学	県立相模原高等学校, 横山小学校, LCA国際小学校
避難所	横山小学校
※洪水時避難所兼用	
洪水時避難所	
広域避難場所	
防災備蓄倉庫	横山小学校
※広域避難場所対応	
臨時ヘリポート	県立相模原高等学校

○地震被害予測結果

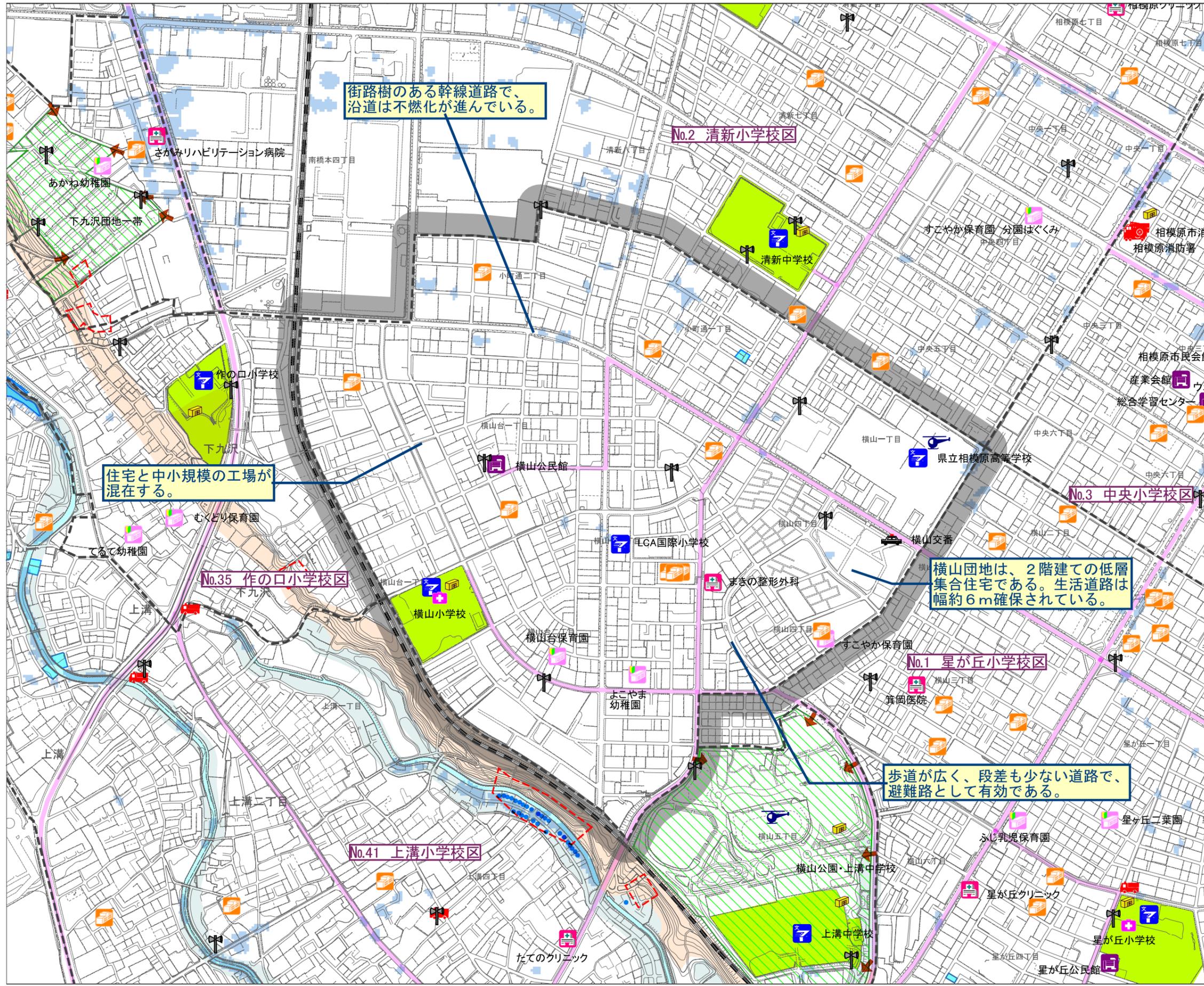
	東部直下地震		西部直下地震		大正関東タイプ地震	
	被害量	比率	被害量	比率	被害量	比率
建物全壊	85棟	4.0%	49棟	2.3%	9棟	0.4%
建物焼失	9棟	0.4%	3棟	0.1%	0棟	0.0%
死者	5人	0.0%	3人	0.0%	0人	0.0%
閉込者	42人	0.4%	25人	0.2%	5人	0.1%
重傷者	8人	0.1%	5人	0.0%	1人	0.0%
軽傷者	52人	0.5%	40人	0.4%	16人	0.2%
避難所避難者(当日)	326人	3.1%	209人	2.0%	58人	0.6%
避難所避難者(1週間後)	982人	9.3%	821人	7.8%	420人	4.0%

○災害危険度評価

危険度評価項目	→危険度が高い
水害	■■■■
土砂災害	■■■■
地震による地盤災害	■■■■
地震による建物被害、火災	■■■■

○近年の主な災害履歴

なし



凡例

防災関連施設等

	市役所、まちづくりセンター等
	公民館、主な公共施設等
	警察署、交番、駐在所
	消防署
	消防団詰所
	病院等
	主な災害時要援護者施設
	幼稚園、保育園
	学校、大学
	避難所・洪水時避難所
	広域避難場所
	広域避難場所への車両進入可能箇所
	救護所
	防災備蓄倉庫
	ひばり放送塔
	雨水調整池
	臨時ヘリポート
	災害時協力井戸
	緊急輸送路
	小学校区境界
	地区自治会連合会境界

地形分類

	山地・丘陵地
	低地
	台地
	台地上の浅い谷
	段丘崖
	山麓堆積地形・扇状地
	人工地形

災害履歴

	浸水があったところ
	土砂災害があったところ

災害危険箇所等

	重要水防区域
	浸水想定区域(河川氾濫)
	浸水想定区域(内水)
	浸水被害警戒地域
	土石流危険渓流
	土石流危険区域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	地すべり危険箇所

書き込み欄

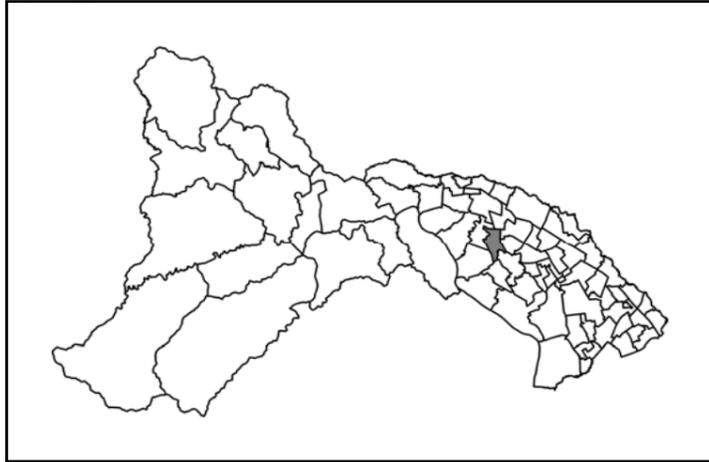
みなさんが知っている防災の情報を記入しましょう(例: 浸水しやすいところ、防火水槽の位置など)



○地区を構成する町丁

【緑区】下九沢、【中央区】下九沢、上溝1丁目・2丁目、南橋本4丁目

○位置図



○地区自治会連合会名(自治会名)

横山(下九沢団地, 自治会法人下九沢中の原, 宮の上団地, 下九沢加藤原, 下九沢中横山), 大沢(自治会法人下九沢宮下, 作の口, 桜木台), 上溝(自治会法人四ツ谷, 自治会法人久保)

○地区概況

地形は、2段の台地（上段、中段）からなり、台地の境には段丘崖が発達している。また、台地（中段）を鳩川が流れる。上段は集合住宅や工業用地が多く、中段は主に住宅地である。主要な道路として、国道129号が南北方向に通っている。

○建物数・人口

建物		区分		建物 (棟数)
建物	木造(昭和55年以前)	528	棟	
	木造(昭和56年以降)	1,418	棟	
	非木造(昭和55年以前)	138	棟	
	非木造(昭和56年以降)	307	棟	
合計		2,391	棟	
人口		区分		人口 (人)
人口	0~4歳	454	人	
	5~64歳	7,405	人	
	65歳以上	2,323	人	
	合計	10,182	人	

○所見

- ・鳩川沿いの低地に、川に近接する住宅地がある。
- ・鳩川の右岸から避難する経路には、鳩川とやや急な段丘崖の坂道がある。
- ・富士山の大規模噴火時には2~30cmの降灰が予測されており、その場合、道路・鉄道の通行不能をはじめ、停電や取水停止など重大な被害を受ける。

○防災関連施設

市役所、まちづくりセンター、出張所等の主な公共施設	
警察署	
消防署	
消防団詰所	四ッ谷, 宮下, 作の口
病院等	さがみりハビリテーション病院
主な災害時要援護者施設	ユノトレメゾンさがみ, レストヴィラ上溝, アベータ, グループホーム さくらの郷, グループホームたんぼぼ上溝, 軽費老人ホーム ケアハウス みたけ
幼稚園、保育園	あかね幼稚園, てるて幼稚園, むくどり保育園
学校、大学	作の口小学校
避難所	作の口小学校
※洪水時避難所兼用	
洪水時避難所	
広域避難場所	下九沢団地一帯
防災備蓄倉庫	作の口小学校
※広域避難場所対応	
臨時ヘリポート	

○地震被害予測結果

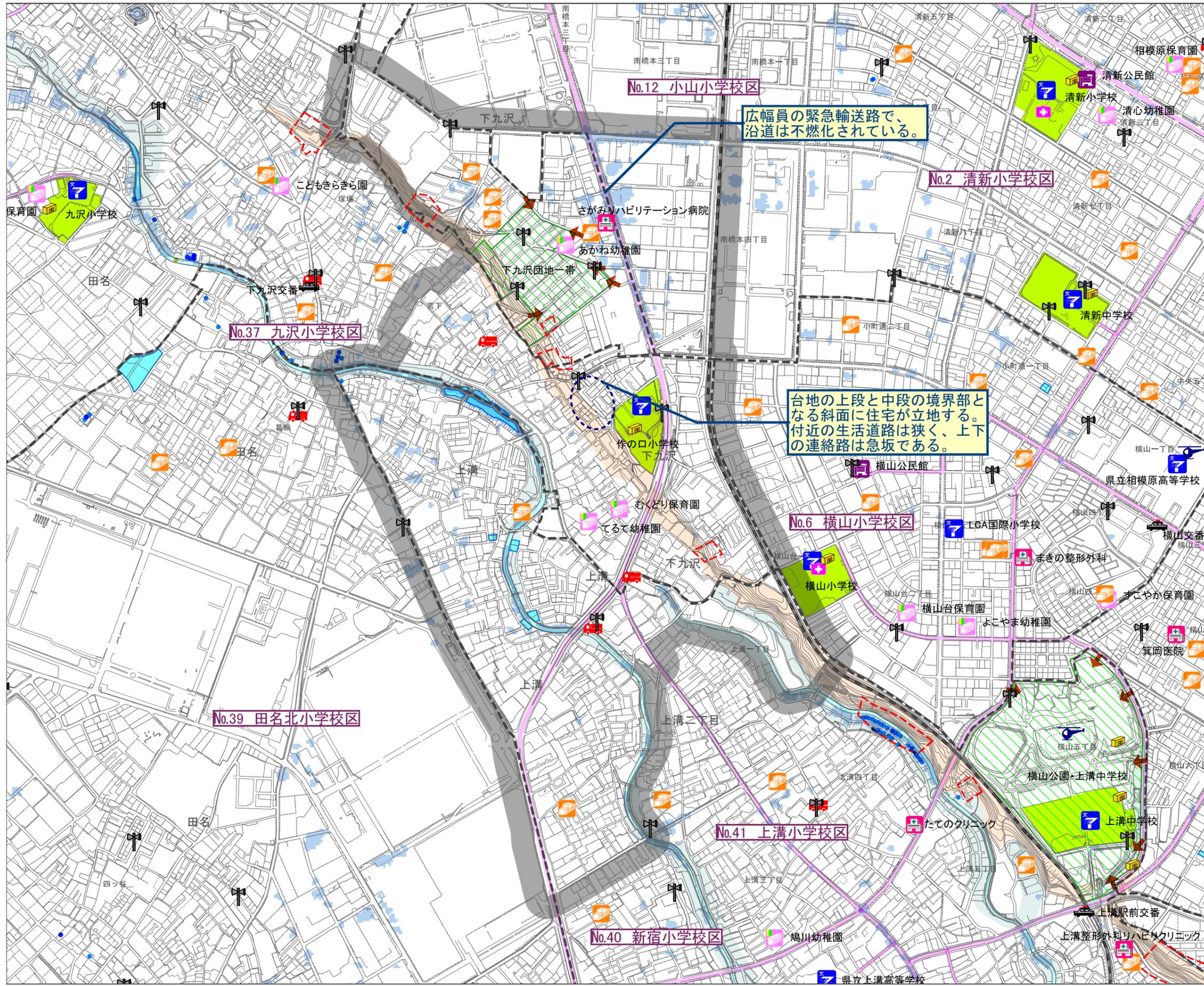
	東部直下地震		西部直下地震		大正関東タイプ地震	
	被害量	比率	被害量	比率	被害量	比率
建物全壊	107 棟	4.5 %	63 棟	2.6 %	14 棟	0.6 %
建物焼失	15 棟	0.6 %	6 棟	0.2 %	0 棟	0.0 %
死者	7 人	0.1 %	4 人	0.0 %	1 人	0.0 %
閉込者	38 人	0.4 %	23 人	0.2 %	5 人	0.0 %
重傷者	8 人	0.1 %	5 人	0.0 %	1 人	0.0 %
軽傷者	51 人	0.5 %	40 人	0.4 %	18 人	0.2 %
避難所避難者(当日)	297 人	2.9 %	189 人	1.9 %	55 人	0.5 %
避難所避難者(1週間後)	750 人	7.4 %	618 人	6.1 %	322 人	3.2 %

○災害危険度評価

危険度評価項目	→危険度が高い
水害	■■■■
土砂災害	■■■■
地震による地盤災害	■■■■
地震による建物被害、火災	■■■■

○近年の主な災害履歴

平成 2年 8月 8日 床下浸水1戸



凡 例

防災関連施設等

	市役所、まちづくりセンター等
	公民館、主な公共施設等
	警察署、交番、駐在所
	消防署
	消防団詰所
	病院等
	主な災害時要援護者施設
	幼稚園、保育園
	学校、大学
	避難所・洪水時避難所
	広域避難場所
	広域避難場所への車両進入可能箇所
	救護所
	防災備蓄倉庫
	ひばり放送塔
	雨水調整池
	臨時ヘリポート
	災害時協力井戸
	緊急輸送路
	小学校区境界
	地区自治会連合会境界

地形分類

	山地・丘陵地
	低地
	台地
	台地上の浅い谷
	段丘崖
	山麓堆積地形・扇状地
	人工地形

災害履歴

	浸水があったところ
	土砂災害があったところ

災害危険箇所等

	重要水防区域
	浸水想定区域(河川氾濫)
	浸水想定区域(内水)
	浸水被害警戒地域
	土石流危険渓流
	土石流危険区域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	地すべり危険箇所

書き込み欄

みなさんが知っている防災の情報を記入しましょう(例: 浸水しやすいところ、防火水槽の位置など)



1:10000



横山地区自主防災隊活動計画

平成27年12月

横山地区防災計画検討部会

はじめに

相模原市は市西部付近から、北西に伸びる鶴川断層をはじめ、北に立川断層、さらに県西部にある神縄断層、国府津 松田断層などの活断層に近接している。

また、駿河トラフ沿いで起こる「東海地震」、相模トラフ沿いで起こる「南関東地震」は相模原市に震度5強から6強の影響を与えるとの予測が示されている。これらの地震は、いつ発生してもおかしくない状態となっているほか、比較的浅い地殻内で起こる直下型地震「神奈川県西部地震」は予知不能であるとされている。

このような状況のなか、震災対策について行政機関により様々な施策が講じられてはいるが、阪神淡路大震災及び東日本大震災の例からもわかるように、地域住民による救護連携活動の必要性は益々高まってきている。

今こそ地域の自主防災隊を活性化させ、“住民による住民のための防災組織”を目指すために横山地区連合自主防災隊は、単位自主防災隊を統括、補佐しその任務を明確にするとともに、着実に成果を挙げられるよう活動計画をまとめるものである。

目 次

横山地区自主防災隊について.....	1
現地対策班（市） 単位自主防災隊と地区連合自主防災隊との関わり	1
横山地区連合自主防災隊組織図.....	2
横山地区連合自主防災隊について.....	2

横山地区自主防災隊について

1 単位自主防災隊の現状

地域住民が互いに助け合う「自助・共助」こそ、震災時最も重要なキーワードとなる。

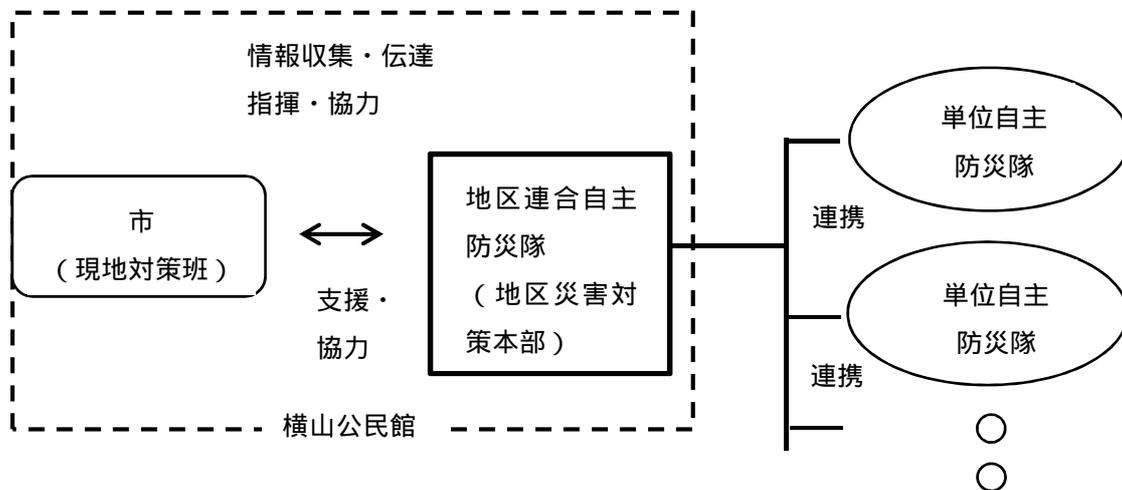
横山地区の単位自主防災隊においては、全ての自治会で年度役員を中心とした組織整備が完了し、防災リーダーである「防災部長」も自治会で任命されている。

2 単位自主防災隊の問題点

多くの単位自主防災隊で抱える問題点の主なものは、次のとおりである。

- (1) 毎年の役員改選に伴い、構成員が変わるために継続的な事業の推進、技術の向上が行われない。
- (2) 防災リーダーである「防災部長」に適任者が不足していること、防災部長の任期が短いことなどから技術の向上、継承が行われていない。
- (3) 防災に関して、各単位自主防災隊間の連携が希薄であり、また統一的な指導・助言を求める場も少ない。

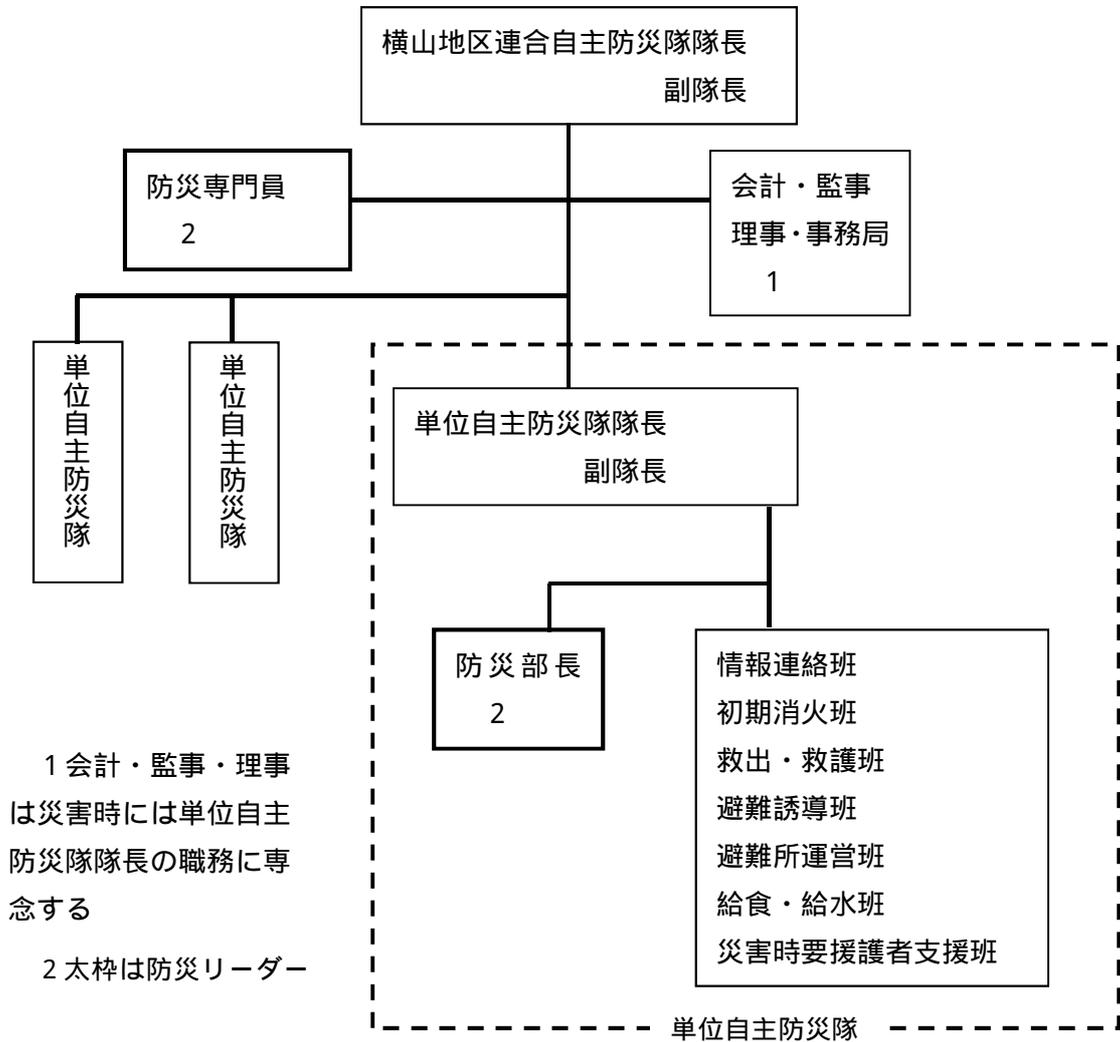
現地対策班（市） 単位自主防災隊と地区連合自主防災隊との関わり



災害発生時、横山公民館内に市現地対策班及び地区災害対策本部が設置される。

地区災害対策本部は、単位自主防災隊からの情報を収集すると共に市現地対策班と協力しながら、緊急情報や対応策などを伝達する。

横山地区連合自主防災隊組織図



防災リーダーとは、地区連合自主防災隊における「防災専門員」と単位自主防災隊における「防災部長」をいい、防災の地域の要として指導・助言できる人が望ましいが、何よりも地域防災に関心や意欲のある人を選出することが望ましい。

横山地区連合自主防災隊について

1 意義

急激且つ広範囲に被害ももたらす地震災害から身を守るには、消防署等の常備消防力のみでは対応が不十分である。

「自分たちのまち（命）は自分で守る」という自主防災意識を平常時の防災訓練等を通じて身に付け、地域の住民が協力することが必要である。また、単位自治会で組織する自主防災隊が有機的に機能し連携を深め、活動技術を向上させることが望まれている。

横山地区連合自主防災隊は、この目的を達成するための組織とする。

2 平常時の任務と活動

(1) 任務

- ア 単位自主防災隊との連絡調整及び情報収集
- イ 訓練計画に基づく防災訓練の実施
- ウ 防災資機材の整備
- エ 住民への広報（防災意識の普及啓発）

(2) 活動

ア 地域情報の把握

自主的な防災活動の第一歩は、地域の現状、防災設備や災害の危険性等の調査から始めることにより、大地震が発生した場合に被害の発生拡大の原因となるものを、次の事項について平素から十分に把握しておく必要がある。

危険物・危険箇所関連情報

- ・崖・浸水危険箇所、ブロック塀・看板等の倒壊危険箇所
- ・木造家屋密集地、狭隘道路、ビル等ガラス落下危険箇所
- ・ガソリンスタンド、工場、倉庫等の危険物施設情報

防災施設関連情報

- ・避難所、救護所のある学校
- ・自治会集会所、公民館等の位置の確認、主要な道路の渋滞状況、駐車車両の状況、病院・診療所、消火栓、防火水槽、防災倉庫、小型消防ポンプ、防災備品等
- ・警察署、交番、ガス・電気等の営業所、水道局の位置

イ 防災訓練の実施

情報収集、伝達訓練

初期消火訓練

救出・救護訓練

避難誘導訓練

避難所運営訓練

リーダー養成研修

3 非常時の任務と活動

(1) 任務

- ア 地区災害対策本部の開設
- イ 分野別（医療、ボランティア、建設業関係等）に基づく人員の要請
- ウ 被害情報収集、整理
- エ 単位自主防災隊及び避難所間の連絡調整

オ 市（現地対策班）及び単位自主防災隊との連絡調整

（２）活動

ア 横山公民館に地区災害対策本部を設置する。

イ 各単位自主防災隊の地域内災害の状況や応援の要請等を取りまとめ、市現地対策班への連絡及び市現地対策班からの情報入手を行う。

被害の内容や連絡事項の状況把握項目

- ・被害の状況
- ・道路・水道・ガス・電気等のライフラインの状況
- ・避難所や救護所の開設状況
- ・各機関の対応状況
- ・食料、飲料水他生活必需品に関する状況
- ・デマの打ち消し、安否情報、励まし

ウ 対応策や情報を単位自主防災隊に伝達する。

被害甚大地区への応援要請

被害状況や災害応急対策の実施状況

エ 初期消火活動

各地の出火状況等を把握し市現地対策班へ連絡、相互必要に応じ応援出動を行う。

オ 救出救護活動

救出を必要とする場所、状況等をまとめて現地対策班へ連絡、相互必要に応じ、応援出動を行う。

カ 避難誘導活動

単位自主防災隊は、火災の拡大・建築物の倒壊・地盤崩壊等の被害発生が予見される場合は、自主的な避難の判断を行う。（ひばり放送、ラジオ放送、周囲の状況等から判断する。）

キ 避難所運営活動

被災して自宅に居住できない住民は、あらかじめ指定された避難所に避難する。避難運営本部立ち上げの際、本部は下記事項について、助言・指導を行う。

- ・運営協議会（代表者会議）の設置
- ・作業班の編成（管理班、情報班、衛生班、救護班、要援護者支援班、給水班、救援物資班、炊き出し班、安全・警備班）…ボランティアとの連携を図る。
- ・避難者名簿の作成（給食必要数、負傷者数、行方不明者数、災害時要援護者、帰宅困難者数の把握）
- ・避難者の班編成、居住区画の設定（班編成と班リストの作成、班代表者の決定）

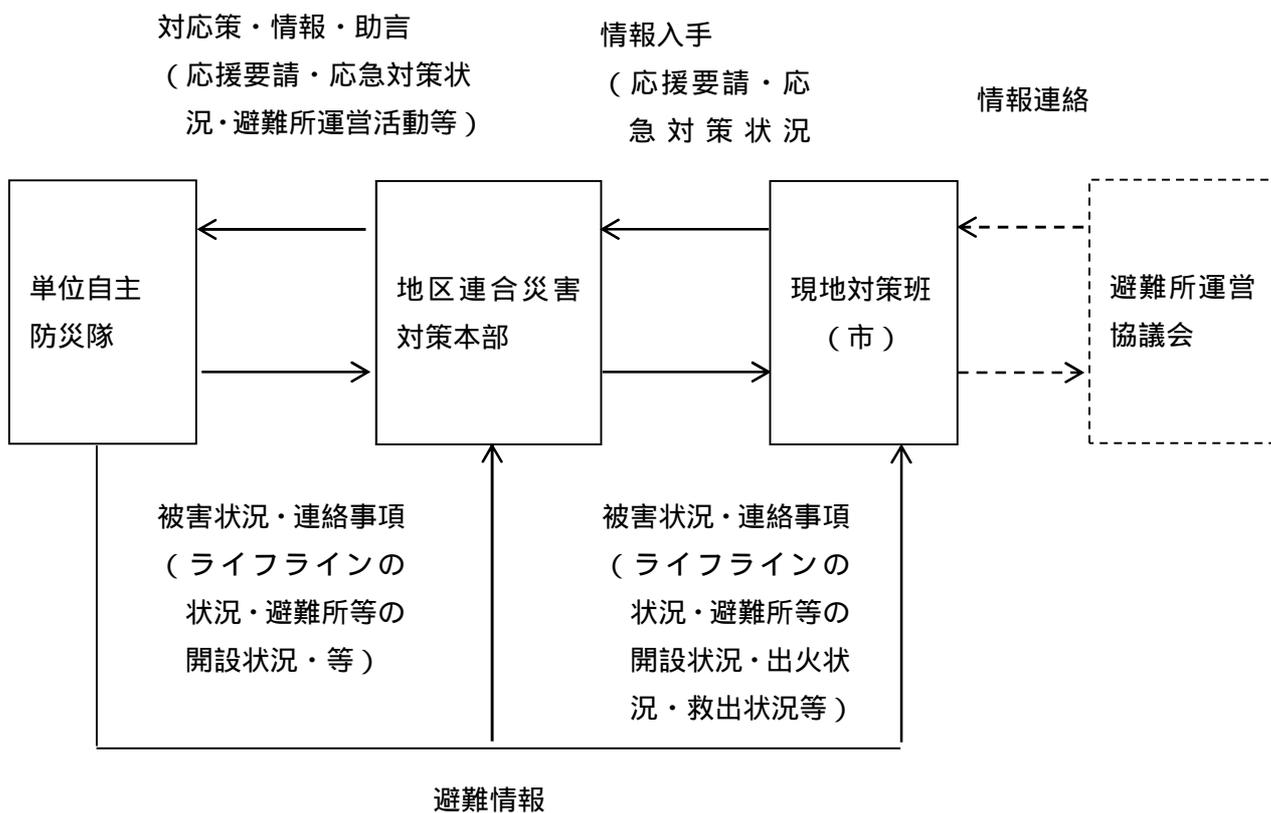
・単位自主防災隊の本部への避難所の状況（下記項目）を連絡

連絡項目

避難者数、行方不明者数、死傷者数、災害時要援護者の状況及びニーズ、食料・物資の供給状況、炊き出し実施状況、不足物資の要請、本部運営状況、ボランティア活動状況、トイレ充足状況、医薬品充足状況、避難所の問題点及びニーズ、その他要請事項

- ・各单位自主防災隊の要請、要望、報告を取りまとめの上、現地対策本部へ連絡
- ・災害時要援護者に対して民生委員・児童委員・ボランティア・地域住民と協力し、所在情報、避難所への誘導・援助や在宅避難への支援を実施
- ・防災ボランティアネットワークへの協力を要請

活動イメージ図



令和4年度

横山小学校避難所運営の手引き

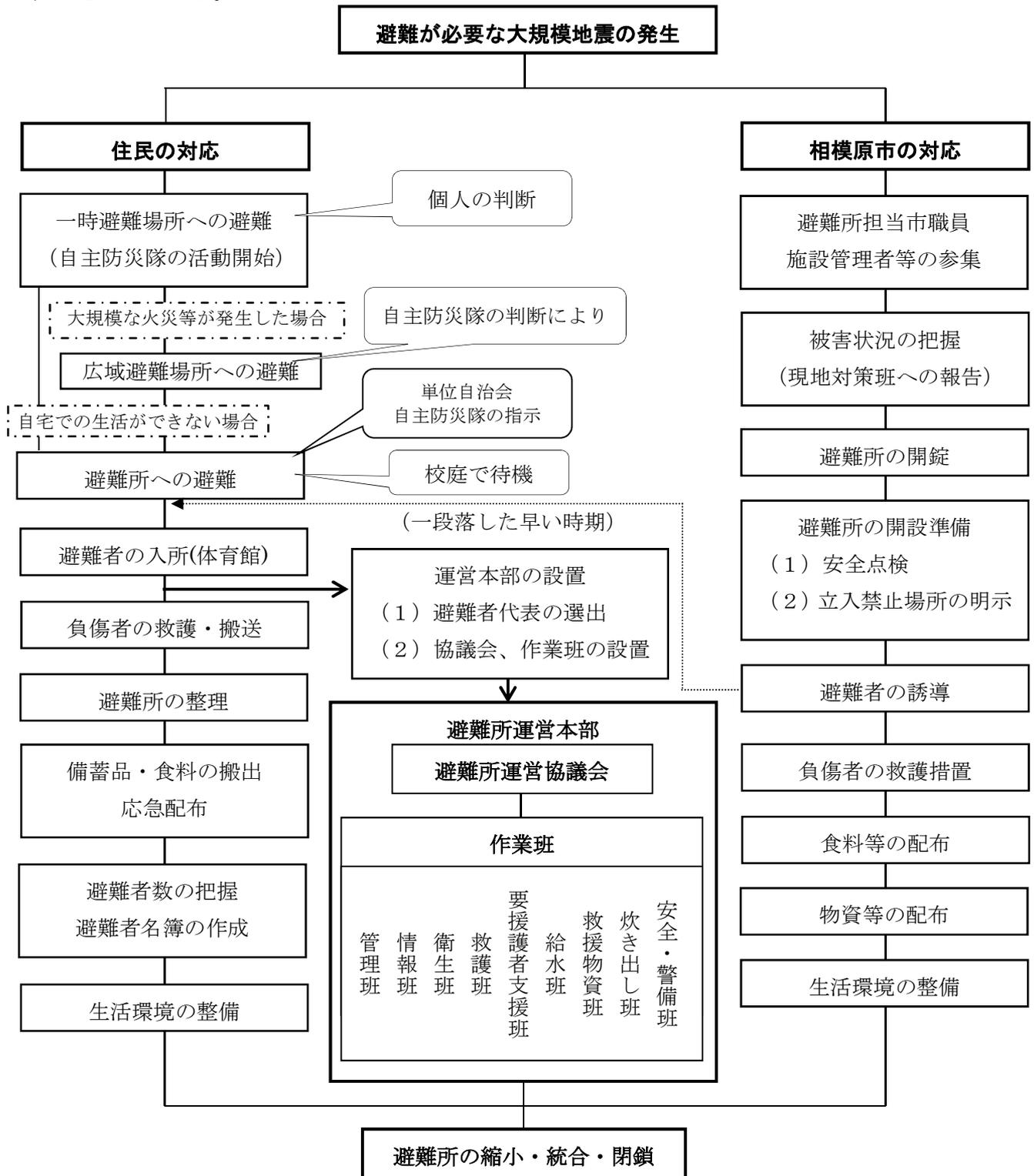
横山小学校避難所運営協議会

目 次

1. 横山小学校避難所の開設・運営の流れ	1
2. 避難所の開設	2
(1) 避難所の利用者	
(2) 避難	
(3) 避難所の開錠	
(4) 避難所への入所	
(5) 負傷者の救護	
(6) 備蓄品の搬出	
(7) トイレの確保と設置	
(8) 飲料水、生活用水の確保	
(9) 食糧等の配布	
(10) 区災害対策本部（横山地区現地対策班）との連絡	
3. 避難所の運営	4
(1) 避難所運営協議会の立上げ	
(2) 作業班の編成	
(3) 作業班の活動	
(4) ボランティアとの連携	
(5) プライバシーの確保	
(6) 避難者の健康管理	
4. 避難所の縮小・統合・閉鎖	9
(1) 作業班の再編成	
(2) 居住区画などの集約	
(3) 避難所の閉鎖に向けた準備	
(4) 避難所の閉鎖	
5. 横山小学校避難所運営協議会運営要項	10
6. 横山小学校避難所運営協議会組織図	13
7. 横山小学校避難所運営協議会委員名簿	14

1. 横山小学校避難所の開設・運営の流れ

横山小学校避難所（以下「避難所」という。）の開設から閉鎖に至るまでの流れは、次のとおりである。



※用語は、相模原市の「避難所運営マニュアル」に準ずる。

2. 避難所の開設

(1) 避難所の利用者

避難所は、予め避難所に指定している次の自治会区域の住民及び他地区の市民等が利用する。

- ① 自治会法人横山1丁目
- ② リノア相模原
- ③ 横山四丁目
- ④ 横山団地
- ⑤ 横山あじさいハイツ
- ⑥ 横山あじさい団地
- ⑦ 横山あじさいハイツ6・7号棟
- ⑧ 横山南部4丁目
- ⑨ 小町通
- ⑩ 相模原郵政
- ⑪ てるて
- ⑫ 横山台一丁目
- ⑬ 松並
- ⑭ 日金沢丘
- ⑮ 自治会法人 榎
- ⑯ 榎西
- ⑰ 三菱重工横山台社宅
- ⑱ 横山台タウンハイツ

(2) 避難

大規模地震等の災害が発生した時は、状況に応じて自治会ごとに決められた「一時避難場所」に避難する。

市から「避難勧告」等が発令された場合には、指定された避難場所等（広域避難場所、避難所等）へ速やかに避難する。

この避難勧告等は、「市役所広報車」及び「ひばり放送」によって行われる。

また、避難勧告等がなくても、身に危険が迫っている場合には、適切な避難場所（一時避難場所・広域避難場所等）へ避難する。

(3) 避難所の開設

ア 避難所の開設は、原則として避難所担当市職員（以下「担当市職員」という。）が施設管理者等（以下「校長等」という。）と連携しながら行われる。

イ 担当市職員は、震度5強以上の地震が発生した場合、避難所に直接参集する

が、担当市職員等が被災し、避難所への参集が遅れることも予想されるので、自主防災隊（以下「自主防」という。）は、鍵の配置場所を事前に把握しておく。

鍵の保管者（設置場所）

- ・担当市職員
- ・校長等
- ・現地対策班（横山公民館）
- ・消防本署、分署
- ・各自治会（2本ずつ）

（４） 避難所への入所

ア 避難者は、避難所施設の安全が確認されるまで、一旦、校庭で待機する。

イ 避難所の安全が確認されると、避難者は、担当市職員等により避難所となる体育館等へ誘導される。

（５） 負傷者の救護

担当市職員や校長等は負傷者の有無を確認し、自主防等の協力を得て保健室の医薬品等により応急救護等の処置を行う。重傷者は、拠点救護所（相模原メディカルセンター）又は、救護所（横山小学校）へ自主防等の協力により搬送する。

（６） 備蓄品の搬出

自主防・避難者は、担当市職員等と協力し散乱物等を片付け、避難者が必要とする備蓄品（毛布・敷シート）を避難所倉庫から搬出し配布する。

（７） トイレの確保と設置

担当市職員、校長等は、早い時期に自主防等と協力して施設内トイレの被害状況を確認し、使用不可の場合には、使用禁止の表示をする。

自主防は避難者の協力を得て、避難所倉庫内の仮設トイレを屋外に運び出し、組立てて利用できるようにする。

（８） 飲料水、生活水の確保

断水時の飲料水は、備蓄の水、飲料水兼貯水槽の水等を確保し、飲料として有効に活用する。

プールの水は生活水として利用する。

（９） 食糧等の配布

緊急に食糧等の物資を提供する必要があるときは、担当市職員、校長等は自主防と協力して避難所倉庫の物資を避難者に配布する。

（10） 区災害対策本部（横山地区現地対策班）との連絡

担当市職員等は、避難所の現況を区災害対策本部（現地対策班）へ連絡する。

ア 連絡の内容

避難者、負傷者等の状況、施設の被害状況、備蓄品の利用可能状況、周辺の被災状況等緊急の事項を連絡する。

イ 連絡手段

- ・ライフラインの状況に応じて、電話、携帯電話、伝令による。
(伝言ダイヤルを活用する。171)
- ・横山地区現地対策班へは、災害時優先電話でかける。
- ・横山公民館に設置された防災無線でも、区災害対策本部（現地対策班）等と連絡可能

3. 避難所の運営

(1) 避難所運営協議会の立上げ

横山小学校を避難所に指定する各自治会は、大規模地震の発生に備え、横山小学校避難所運営協議会（以下「協議会」という。）を平常時より設け、大規模地震発生時には協議会関係者及び自主防の支援により、避難所運営協議会を立ち上げ、避難所の円滑な運営を図る。

この協議会の構成は、次のとおりとする。

- ・各自治会選出の運営協議会委員（各自治会 1名）
- ・避難者代表（各自治会等1名程度）※平常時は不参加
- ・担当市職員
- ・校長等
- ・有識者（防災専門員、連合自主防災隊長、地区社協会長）
- ・その他、協議会が必要とする者

(2) 作業班の編成

協議会は、避難所運営が円滑におこなわれるよう、次の作業班を編成し、作業班の活動を統轄する。各作業班では班長を決めておき、班長を中心に活動を進める。

	作業班	人数	担当自治会	
1	管理班	8人	三菱重工横山台社宅	横山団地
			横山あじさいハイツ6・7号棟	
2	情報班	3人	担当市職員	
3	衛生班	5人	横山南部四丁目	相模原郵政
4	救護班	6人	横山台タウンハイツ	小町通
5	要援護者支援班	3人	横山あじさいハイツ	
6	給水班	5人	横山台一丁目	てるて

	作業班	人数	担当自治会	
7	救援物資班	5人	横山1丁目	榎
8	炊き出し班	11人	松並	日金沢丘
			横山あじさい団地	横山四丁目
9	安全・警備班	6人	リノア相模原	榎西

(3) 作業班の活動

各作業班は、班長を中心に次の活動を行う。他の避難者等もこれに協力する。

① 管理班：避難所の管理全般

【作業内容】

避難所が円滑に運営できるよう、避難者の居住区画を設け、区画ごとに避難者を移動します。

※新型コロナウイルス感染症対策として、区画ごとに1～2mの間隔をあけます。

避難所の状況が落ち着いてきたら避難所の共有区画の整理を行います。

【注意事項等】

- ・避難所は外履き・内履きを履き替え、室内環境が保てるよう避難者を誘導する。
- ・各スペースの設置にあたり、情報が円滑に伝わるよう、各自治会区域を組や班単位とするなど、まとまりのある集団に分けます。また、災害時要援護者や感染症発症者などにも配慮します。
- ・各区画から代表者を選出してもらいます。
- ・配食場所等は衛生が保てる場所に設置します。

② 情報班：避難者名簿の作成、現地対策班との情報交換・連絡調整

【作業内容】

※非接触型体温計で検温し、37.5度以上の発熱がある場合は、体調不良者用区画（校舎内の教室（各クラス使用教室以外））へ誘導する。

避難者数等を把握し、避難所担当市職員へ報告します。

受け入れが落ち着いたら、避難者に『避難者カード』を記入してもらい、集約をして『避難者名簿』を作成します。

『避難者名簿』作成後は、避難者の入退所を管理します。

また、避難者向け掲示板の整備など、避難者への情報提供を行います。

【注意事項等】

- ・避難者数の確認の際、けが人や病人、避難できなかった人も把握します。
- ・在宅被災者にも避難者カードに記入してもらい、『在宅被災者名簿』で管理します。

③ 衛生班：衛生対策など

【作業内容】

施設のトイレが、使用できるか確認し、使用できない場合や数が足りない場合には、仮設トイレの設置を行います。

※校舎内のトイレが使用できない場合は、体調不良者用の仮設トイレを定めます。

その後、避難者が排出するゴミや資源の集積場を設置し、手洗い、うがい、咳エチケットの奨励（様式集参照）など、感染症予防対策や、消毒等を行います。

また、ペット同行避難者への対応を行います。

【注意事項等】

- ・トイレでは、履物を利用するよう対応します。
- ・トイレの後に消毒ができるよう、手指消毒用アルコール等を設置します。
- ・トイレ内の消毒等、避難所内で協力し合い必要な環境消毒を行うよう準備し周知します。
- ・女性用のトイレが多くなるように設置します。
- ・高齢者や障害者が利用できるよう、洋式トイレも設置します。
- ・ペット連れ避難者に、自宅での飼育の可否を確認します。
- ・避難所運営協議会で受け入れる場合には、ペット登録台帳に記載し、屋根つきの屋外などペット区画を選定します。

④ 救護班：負傷者等への救護活動

【作業内容】

学校の許可を得て、保健室に備え付けの医薬品（救護所の医師が使用する災害医療用救急医薬品は除く）のほか避難者の非常持ち出し品などを活用し、簡易救護活動を行います。

避難者カードなどから負傷者を把握し、負傷者がいる場合には、拠点救護所及び救護所へ搬送します。

【注意事項等】

- ・慢性疾患等の服薬治療中の避難者の残薬不足や医療機器装着者を把握し、対応に困った場合は、現地対策班に報告するとともに拠点救護所及び救護所の医師に相談します。
- ・負傷者の搬送において、人数が不足している場合には、避難者の中から手伝ってもらえる人を募集します。

⑤ 要援護者支援班：災害時要援護者への対応

【作業内容】

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、日本語の話せない外国人などの災害時

要援護者を巡回し、個々の状況を聞き取り調査等で把握します。

困りごとがあれば、各班と連携して必要な物資の手配や介助などを行います。

避難所に来ていない在宅の要援護者に対して、必要な物資や情報の提供を行います。

【注意事項等】

- ・避難者の状況を考慮し、避難所の中で環境の良いスペースで過ごせるよう配慮します。
- ・災害時要援護者が、必要な物資で、避難所倉庫に備蓄していないものについて把握し、現地対策班へ配給の要請を行います。

⑥ 給水班：飲料水・生活水の確保

【作業内容】

通常どおり水道が使用できるか確認します。断水時には、緊急遮断弁付き受水槽や飲料水兼用貯水槽の水を確保し、飲料として使用します。また、生活水を確保し、避難者へ供給を行ないます。

【注意事項等】

- ・災害直後は、応急給水の対応が困難な場合があります。備蓄の水が重要になります。
- ・プールの水は、生活水として使用します。

⑦ 救援物資班：生活必需品の管理、受け入れ、分配

【作業内容】

避難所倉庫の備蓄数量と配布数量を把握し、居住区画単位で配布します。備蓄品が足りない場合には、現地対策班へ必要数量の配布を要請します。救援物資到着後は、物資の円滑な受け入れ、保管、分配を行ないます。

【注意事項等】

- ・配布できる数量が足りない場合には、高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児・子どもなどに優先して配付します。
- ・避難所倉庫には、粉ミルクや哺乳瓶は備蓄していないため、必要であれば現地対策班へ連絡します。

⑧ 炊き出し班：炊き出し、食料管理、受け入れ

【作業内容】

家庭科室など屋内で調理できる場所を探します。

確保できない場合には、屋外で環境の良い場所を炊き出し場所とします。

屋外の場合、炊き出しに必要なかまどを設置し、薪を使用します。

まずは、避難所倉庫にある備蓄食料で炊き出しを行い、救援物資が届けば、その物資による炊き出しを行います。

【注意事項等】

- ・炊き出しや配食の前には、手洗いをし、使い捨ての手袋及びマスクを装着して行います。水の確保が困難な場合は、手指消毒用アルコールで消毒し使い捨ての手袋を着用します。
- ・調理した食料は、災害時要援護者から配布するようにし、その後、居住組ごとに配布します。
- ・在宅被災者にも可能な限り配布します。

⑨ 安全・警備班：安全管理、巡回警備

【作業内容】

避難所での事故及び盗難など犯罪発生防止等安全管理のため、喫煙所や炊き出し場所などを中心に、定期的に巡回警備を行ないます。

また、夜間における交代制の当直者を決めます。

【注意事項等】

- ・避難所内において、盗難や痴漢行為などが発生する可能性がありますので、犯罪防止のための巡回警備や抑制のための掲示が必要となります。

(4) ボランティアとの連携

避難所は、多数の避難者が集まり、協議会だけの対応では処理しきれないことも予想されるので、ボランティアによる支援活動や、ボランティア代表者の協議会への参加を得ながら、避難所の円滑な運営を進める。

ボランティアについては、災害ボランティアセンターの生活支援ボランティアを要請したり、他地域から直接、避難所に来るボランティアも予想されるので、受け入れ体制について協議会で協議するほか、区災害対策本部（現地対策班）とも連絡をとりながら対応を進める。

(5) プライバシーの確保

避難所生活が長期化したり、避難者同士のトラブルが発生したりする場合は予想されるので、協議会では、プライバシーを確保する対策を進める。

ア 間仕切りを設置したり、居住区画の配分を工夫する。

イ 男女別の更衣室を設置する。

ウ 避難者名簿等の情報の管理を徹底し、避難者のプライバシーの保護に十分配慮する。

(6) 避難者の健康管理

避難所での不自由な生活や被災のショックは、避難者の健康や心に様々な影響を及ぼすものと思われるので、協議会は避難者に健康管理を呼びかけるとともに、保健活動やメンタルケアの実施を区災害対策本部（現地対策班）に要請する。

4. 避難所の縮小・統合・閉鎖

(1) 作業班の再編成

ライフラインの復旧や避難者数の減少に伴い、作業班の中で仕事量や班員数も減少してくることから、班の縮小、班員の補充など実情に応じて対応する。

(2) 居住区画などの集約

避難者数の減少にあわせ、居住区画などの集約を進める。

(3) 避難所の閉鎖に向けた準備

応急仮設住宅等への速やかな入居や、避難者の要望等を、区災害対策本部（現地対策班）に要請するなど、避難者の不安の解消に努める一方、避難所を縮小したり、避難者数の少ない近接した複数の避難所を統合するなど、避難所の閉鎖に向けた取り組みを、区災害対策本部（現地対策班）と協議しながら進める。

(4) 避難所の閉鎖

避難所から、避難者が全員退去したときには、避難所を閉鎖し、区災害対策本部（現地対策班）ほか関係機関に連絡する。

横山小学校避難所運営協議会運営要項

1 目的

(1) 横山小学校避難所運営協議会(以下、「協議会」という。)は、災害時における横山小学校避難所の開設・運営を円滑に行うため、平常時より「横山小学校避難所運営の手引き」を整備し、避難所運営方法の周知徹底を図り、運営に必要な訓練を行う。

災害発生時には、「横山小学校避難所運営の手引き」を基本に柔軟な対応を図り、避難所の円滑な運営を行うものとする。

(2) 本要項は、協議会の運営及び諸活動について、基本的事項を定める。

2 構成・任期

協議会の構成は次のとおりとする。

(1) 協議会は、次の委員をもって構成する。

ア 横山小学校を避難所に指定する次の自治会から選出された委員 18名

- 1 自治会法人横山1丁目自治会
- 2 リノア相模原自治会
- 3 横山四丁目自治会
- 4 横山団地自治会
- 5 横山あじさいハイツ自治会
- 6 横山あじさい団地自治会
- 7 横山あじさいハイツ6・7号棟自治会
- 8 横山南部4丁目自治会
- 9 小町通自治会
- 10 相模原郵政自治会
- 11 てるて自治会
- 12 横山台一丁目自治会
- 13 松並自治会
- 14 日金沢丘自治会
- 15 自治会法人榎自治会
- 16 榎西自治会

- 1 7 三菱重工横山台社宅自治会
- 1 8 横山台タウンハイツ自治会
- イ 避難者代表（平常時は不参加）
- ウ 避難所担当市職員
- エ 施設管理者
- オ 専門知識のある有識者
- カ その他協議会が必要とする者

(2) 協議会は、委員の互選により次の役員を選出し、役員会を設ける。

- 協議会会長 1名
- 協議会副会長 2名
- 協議会会計 1名
- 監事 1名

役員会は、協議会の運営及び諸活動の円滑な推進を図るものとする。

(3) 委員の任期は、原則として4月から翌年3月までの1年間とする。但し、再任を妨げない。

3 活 動

協議会は以下の活動を行う。

- (1) 会長が招集して運営協議会を開催し、必要な事項を協議する。会議の議長は会長が行う。
- (2) 横山小学校避難所運営の手引きを作成し、訓練等を行っただけで改善を図る。
- (3) 運営の手引きに示す諸活動が、迅速かつ適切に推進されるよう、情報の収集・分析、連絡体制の確立を図る。
- (4) 災害時に使用する設備・機材・備蓄品・備品等の保管状況及び点検状況について確認し、不都合な箇所は、市危機管理課へ改善を要請する。
- (5) 各委員は、避難所の運営及び諸活動の推進に必要な知識の習得及び技術の向上に努め、関係部門と密接な連携を図る。
- (6) 必要に応じて地区連合自主防災隊より支援を受け、避難所運営に必要な作業班を組織し、必要な知識の習得及び技術の向上のため研修を行う。

4 事 務

協議会の運営に必要な事務的な事項は、役員が担当し会長がこれを統括する。

5 経 費

(1) 協議会の事務経費及び避難所運営訓練等の費用は、避難所指定各自治会が負担する。

(2) 負担金額については年度ごとに調整を図る。

(3) 会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

(4) 会計は、本年度の決算報告を翌年度の最初の会議において行う。

6 要項の制定及び改訂

本要項の制定及び改訂は、協議会の発議に基づき、出席委員の過半数の賛成をもって成立する。

附 則

(1) 本要項は、平成22年4月1日から発効する。

(2) 本要項は、平成23年4月1日から発効する。

(3) 本要項は、平成25年4月1日から発効する。

(4) 本要項は、平成26年4月1日から発効する。

(5) 本要項は、平成27年4月1日から発効する。

(6) 本要項は、平成28年4月1日から発効する。

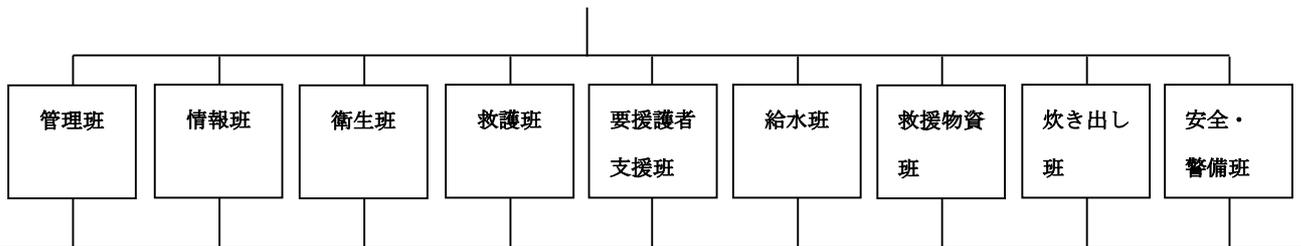
(7) 本要項は、平成29年4月1日から発効する。

(8) 本要項は、令和3年4月1日から発効する。

令和4年度 横山小学校避難所運営協議会組織

横山小学校避難所運営協議会

- 会 長 (地区社会福祉協議会長)
- 副会長 (地区連合自主防災隊長)
- 副会長 (地区自治会連合会副会長) ※地区自治会連合会長である吉田会長が地区連合自主防災隊長であるため地区自治会連合会副会長から選出
- 会 計 (自治会長 1名) ※令和4年度は、自治会法人 榎
- 監 事 (横山公民館長)
- 委 員 (自治会長 16名)
- 避難者代表 (※通常時は、なし)
- 担当市職員 (課)
- (課)
- (課)
- 横山小学校長
- 防災専門員
- 横山公民館長
- 横山こどもセンター館長



班長 (自治会)	※ 班長は、推薦された作業班員の中から選出する。								
氏 名									
班 員 (自治会)	三菱重工 横山台社宅	市 避難所 担当職員	横山南部 4丁目	横山台タウ ンハイツ	横山あじさ いハイツ	横山台 一丁目	横山1丁目	松並	リノア 相模原
人数	3名		3名	2名	3名	3名	2名	3名	3名
班 員 (自治会)	横山団地		相模原郵政	小町通	/	てるて	榎	日金沢丘	榎西
人数	3名		2名	4名		2名	3名	3名	3名
班 員 (自治会)	横山台あじ さいハイツ 6・7号棟		/	/	/	/	/	横山あじさ い団地	/
人数	2名							3名	
班 員 (自治会)	/	/	/	/	/	/	横山四丁目	/	
人数							2名		
合計人数	8名	3名	5名	6名	3名	5名	5名	11名	6名

横山小学校避難所運営協議会委員名簿（令和4年度）

■ 避難所運営協議会委員（計28名）

○ 自治会（18名）

[自治会名]	[氏名]	[住所]	[電話番号]	[備考]
◇ 自治会法人横山1丁目				
◇ リノア相模原				
◇ 横山四丁目				
◇ 横山団地				
◇ 横山あじさいハイツ				
◇ 横山あじさい団地				
◇ 横山あじさいハイツ6・7号棟				
◇ 横山南部4丁目				
◇ 小町通				
◇ 相模原郵政				
◇ てるて				
◇ 横山台一丁目				
◇ 松並				
◇ 日金沢丘				
◇ 自治会法人 榎				
◇ 榎西				
◇ 三菱重工横山台社宅				
◇ 横山台タウンハイツ				
○ <u>避難所担当 市職員（3名）</u>				
◇ 課				
◇ 課				
◇ 課				
○ <u>施設管理者（1名）</u>				
◇ 横山小学校長				
○ <u>有識者（5名）</u>				
◇ 防災専門員				
◇ 防災専門員				
◇ 横山公民館長				
◇ 地区自治会連合会副会長				
◇ 地区社会福祉協議会長				
○ <u>隣接公共施設管理者（1名）</u>				
◇ 横山こどもセンター館長				

単位自主防災組織編成(変更)届出書

年 月 日

相模原市長 へ

届出者 名称 _____
役職名 _____ 氏名 _____

次のとおり編成(変更)したので届出します。

1 単位自主防災組織の名称

_____ 自主防災隊

隊長氏名 _____

2 構成世帯数

_____ 世帯 (4月1日現在で記入)

3 添付する書類

(1) 役員名簿 (裏面)

4 一時避難場所 (* 必ず御記入願います。)

(施錠されている施設や私有地などの場合は、管理者の了解を得てから、御記入ください。)

名称 _____ 所在地 相模原市 _____

* 一時避難場所；各自治会が指定する、地域住民が一時的に避難し、災害の推移を見守る場所

5 避難所倉庫鍵保管者 (* 必ず御記入願います。)

役職名 _____ 住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____

役職名 _____ 住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____

第1号様式（第3条・第13条関係）

役職名（自主防災隊）	氏名	住所	電話番号
隊長		相模原市 区	()
副隊長		相模原市 区	()
		相模原市 区	()
防災部長		相模原市 区	()
		相模原市 区	()
情報連絡班長 (班員数 名)		相模原市 区	()
初期消火班長 (班員数 名)		相模原市 区	()
救出・救護班長 (班員数 名)		相模原市 区	()
避難誘導班長 (班員数 名)		相模原市 区	()
給食・給水班長 (班員数 名)		相模原市 区	()
災害時要援護者支援班長 (班員数 名)		相模原市 区	()
避難所運営班長 (班員数 名)		相模原市 区	()
		相模原市 区	()

※名簿は、自主防災隊役職名の各班長以上の方について記入してください。また、上記以外の組織の場合は、実態に応じて記入してください。

※防災部長は、できる限り長い任期としてください。また、可能な限り消防関係の経験者や、地域団体のリーダーなどから選任してください。

※市は、地域活動における女性の積極的な登用を推進しています。様々な視点から防災対策を行うため、男女問わず各自主防災組織に参画するとともに、組織のリーダーとして活躍する機会を設けましょう。

災害時要援護者避難支援ガイドライン

相 模 原 市

目 次

はじめに

- 1. 取組みの概要及び必要性について … 4
- 2. 災害時要援護者に対する避難支援の考え方 … 5

第1部 地域における災害時要援護者への支援活動

I 災害時要援護者支援活動の取組み

- 1. 支援組織について … 8

II 平常時の支援活動（事前対策）

- 1. 災害時要援護者の所在情報の把握及び災害時要援護者支援台帳の作成 … 10
- 2. 災害時要援護者に対する安否確認や情報伝達の仕組みづくり … 18
- 3. 災害時要援護者の視点に立った地域内避難環境の点検・調査 … 18
- 4. 災害時要援護者支援訓練の実施 … 21

III 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

… 24

IV 災害発生後の支援活動（事後対策）

- 1. 安否確認、救出救護活動 … 25
- 2. 避難誘導方法 … 28
- 3. 避難所における支援活動 … 30
- 4. 様式 … 33
 - 災害時要援護者支援台帳
 - 防災マップ台帳

第2部 災害時要援護者情報の把握に対する市の支援

I 災害時要援護者の所在情報の提供について（災害時要援護者避難支援事業）

- 1. 用語の定義 … 36
- 2. 市が支援組織に提供する同意者名簿の対象とする災害時要援護者 … 38
- 3. 支援組織に提供する同意者名簿の作成 … 38
- 4. 支援組織への同意者名簿の提供 … 39
- 5. 個人情報に関する研修の実施 … 40
- 6. 災害発生時の情報提供についての基本的な考え方 … 40

II 災害時要援護者避難支援モデル事業の取組み状況について	
1. モデル自治会の取組み	… 4 1
III 様式	
1. 協定書ひな型	… 4 3
2. 支援組織の実施要領の例	… 4 7
ボランティア活用のケース	
自治会組織で取り組むケース	
3. 災害時要援護者避難支援事業情報提供同意書	… 5 1
4. 個人情報の取り扱いについて	… 5 2
IV 防災情報の入手について	… 5 4

はじめに

1. 取組みの概要及び必要性について

近年、東日本大震災をはじめ、新潟県中越沖地震や平成23年台風第12号・15号などによる大規模災害が発生しています。これらの大規模災害では、支援がないと迅速な避難を行うことが困難な、いわゆる「災害時要援護者」への支援体制づくりが課題となり、本市においても災害時要援護者の支援体制についてこれまで検討を重ねてきました。

内閣府の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)によれば、災害時要援護者の避難支援は、自助(本人や家族の防災行動)、共助(近隣での支えあいによる防災行動)を基本とし、市町村は、災害時要援護者への避難対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、災害時要援護者と避難支援者への迅速・確実な情報伝達体制の整備が不可欠とされています。

また、災害時要援護者に関する情報(住居、情報伝達体制、必要な支援内容等)を平常時から収集し、管理・共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的に「要援護者個別の支援計画」を策定することが必要であるとされています。

本市においては、各地域の実情や地理的な特性によって、防災面の課題も異なり、様々な住民組織や活動があり、保健福祉ニーズとそれを支える体制にも違いがあるなど、多様性に富んでいることから、全市一律に災害時要援護者避難支援を一つの方式により策定することは、現実的ではありません。

したがって、この『相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン』は、各地域においてそれぞれの地域の実情に応じた避難支援の仕組みを構築する際の参考としていただくために、要援護者の個人情報の保護など、最低限守るべきルールを示すとともに、地域内における災害時要援護者の避難支援に係る手順、具体的な支援の方法、個別支援計画のひな型や構築した避難支援の仕組みが円滑に機能するかどうかを検証するための訓練の方法などについて示すものとなりました。

今後、各地域において、災害時要援護者の避難支援の取組みが、本ガイドラインを参考にして、積極的に進められますことを期待しております。

2. 災害時要援護者に対する避難支援の考え方

(1) 災害時要援護者とは

地域防災計画では、災害時要援護者は、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難である者とされています。

そのため、災害が発生した場合には、地域にお住まいの人々の理解や支援が必要となります。

災害時要援護者は、具体的には、次のような方が想定されます。

介護が必要な高齢者

身体上又は精神上の障害があって常時介護を必要とする高齢者をいい、移動や生活全般に積極的な介護が必要です。

肢体に障害のある人

四肢や体幹の機能に障害のある人をいい、生活全般について障害の程度に合わせた積極的な支援が必要です。

肢体不自由の部位や程度は、人によりさまざまです。歩行が難しい方や、荷物を持つことが難しい方、麻痺の程度により姿勢の維持が難しい方や言葉を話すことが難しい方もいます。

視覚・聴覚に障害のある人

眼(視力・視野)の機能や耳の機能に障害のある人をいい、情報の受発信について支援が必要です。また、視覚障害のある人は移動の支援が必要です。

なお、視覚障害といっても、人により見え方や特徴が大幅に違います。また、天候や時間などによって見え方に変化があります。

また、聴覚障害についても、人により聞こえの程度が大幅に異なります。

音声・言語・そしゃく機能に障害のある人

発音や言語の機能の障害やそしゃく機能に障害のある人で、音声や言葉を発することができないため、助けを呼ぶことなどが困難であり、安否の確認等の支援が必要です。

音声・言語障害の方は、人工喉頭を用いて声を発することができる方もいれば、声を全く発せられない方もいます。また、言語障害のひとつである失語症の方は、書かれたあるいは話された言葉を、表現あるいは理解することができません。咽頭がんなどのため、喉へ穴を開けた、永久気管孔がある音声・言語障害の方は臭いを感じないこともあります。

身体内部に障害のある人

心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害がある人をいい、医療的援助が必要です。

心臓機能障害や腎臓機能障害、膀胱・直腸障害など、外見からは障害があることがわかりにくく、また

本人も支援してもらいたいことを遠慮して伝えずにいることもあります。外見によらずに障害を理解することがなにより大切です。要援護者から協力の依頼があったら、日常生活で障害となることを確認、理解して協力しましょう。

人工透析患者は、透析が受けられなければ命に関わるため、透析が受けられる施設の情報を提供することが重要です。

人工呼吸器を装着している人は、停電により電源を喪失すると呼吸ができなくなり、バッテリーの確保や機材運搬の援助、また、音声や言葉を発することができず助けを呼ぶことなどが困難なため、安否の確認等の支援が必要です。

知的障害のある人

環境の変化に適応して、生活課題に対し適切に対応・解決する能力に障害のある人をいい、自ら理解や判断することが困難であるため、周囲の思いやりと協力が必要です。また、危険に対する認識が不十分な場合もあり、安全に対する配慮が必要です。

知的障害の方は一見すると障害が分かりにくい人もおり、また障害の程度も様々です。物事の理解がゆっくりしており、抽象的な事柄の理解、臨機応変な対応が苦手で、意思疎通が上手く行えない方もいます。文字・言葉より、絵柄での情報伝達が理解しやすい方もいます。

精神障害のある人

統合失調症やうつ病などの精神疾患により、日常生活や社会生活のなかで生活のしづらさを感じたり、制限を受けたりしている人をいいます。

精神疾患は様々な原因から引き起こり、誰もがかかる可能性のある病気であり、多くの方が薬物治療を受けているため、医療的支援が不可欠とされています。

高齢者のうち特に配慮を要する人

受信した災害情報を理解することに時間がかかったり、困難であったりして、迅速に避難することが難しくなることから、周囲の方々の適切な支援が必要です。

妊婦・乳児がいる母親

体調が変化しやすいため注意が必要であるとともに、移動や授乳など生活全般に、手助けや心配りが必要です。

災害により保護者と離れてしまった乳幼児

災害により、保護者と離れてしまうという、心の傷を受けており、心の傷をいやし、乳幼児が安心感を持てるよう配慮が必要です。

日本語が理解できず、情報伝達が困難な外国人

外国人のうち日本語が理解できない人については、情報の受発信について支援が必要です。

(2) 避難支援についての自助、共助、公助の役割分担等

避難支援についての役割分担は、地域防災計画に記載のとおりであり、その取組みの主体は地域で活躍する市民、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会等の支援組織となります。市は各地域内における避難支援の仕組みづくりを推進し、地域の防災力の向上をめざします。

なお、市の関係部局は連携して各地域における要援護者支援の仕組みづくりに対して、支援を行うとともに、広域的な対応の調整等を行います。

役割分担のイメージ



※1 共助を担う団体について

地域内の共助を担う団体は、地域の代表的な団体である自治会(自主防災隊)がその中心となると考えられますが、地域の実情に応じて、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ、災害ボランティア組織等、地域の各種団体が協力し、それぞれの役割分担等について話し合いにより進めていくことが重要です。

※2 公助について

過去の災害の例を見る限り、災害発生直後には公助(行政)による災害時要援護者一人ひとりへの迅速な対応は難しいことが予想されます。

防災の基本となるのは「自助」であり、そして「共助」です。日本火災学会の「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」では、生き埋めや閉じ込められた際に自力や家族によって助かった「自助」が66.8%、友人や隣人、通行人に助けられた「共助」が30.7%と自助と共助を合わせて9割以上となっています。なお、救助隊に助けられたという「公助」は、2%以下となっています。

第1部 地域における災害時要援護者への支援活動

I 災害時要援護者支援活動の取組み

1. 支援組織について

(1) 支援組織づくり

災害時要援護者の避難支援活動を進めるにあたっては、見守り活動や声掛けなど、普段から、近隣の身近な人たちによる結束した取組みが不可欠です。また、これを組織的・継続的に進めていくためには、取組みの基盤となる支援組織が必要となります。

災害時要援護者の避難支援は、単位自治会などを中心とした地域の支えあいが基本となり、支援組織の母体としては、地域に密着した「単位自治会」、「自主防災組織」などが考えられます。

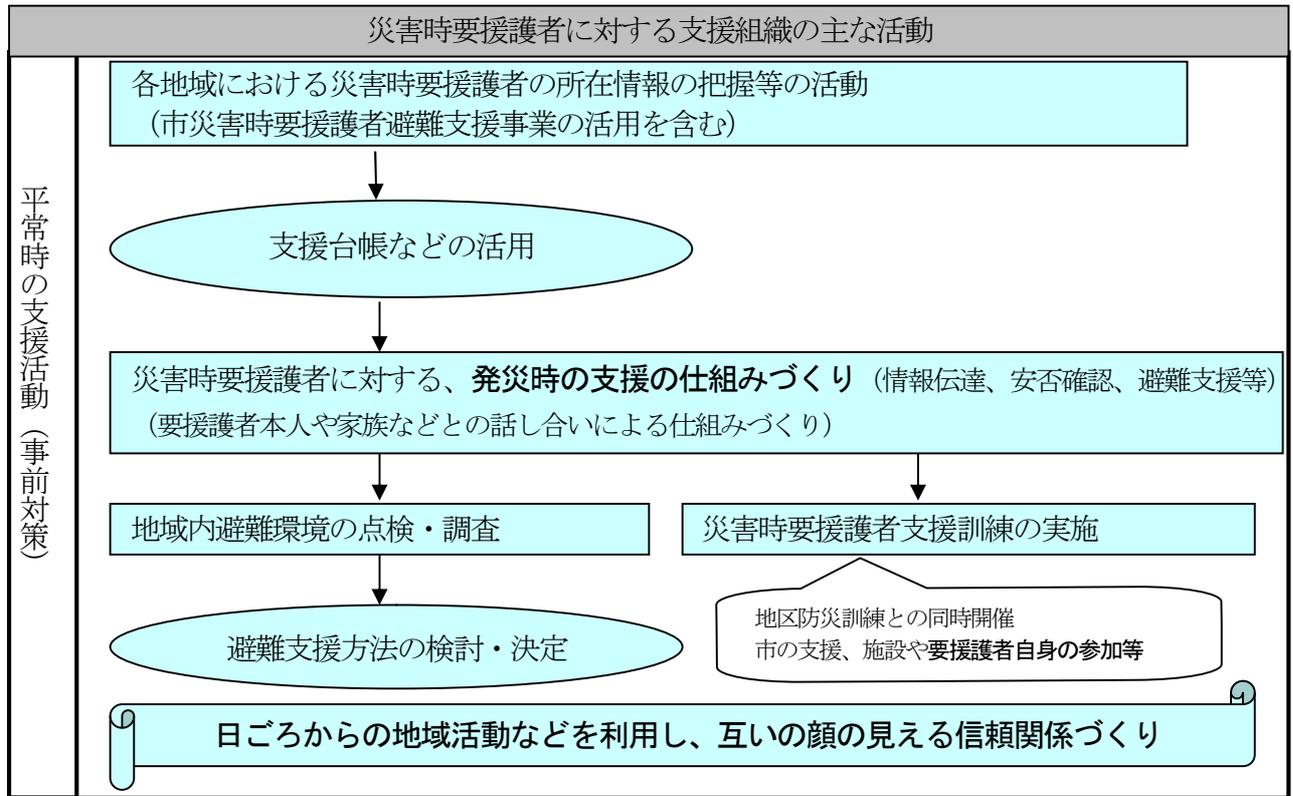
また、支援組織が取組みを進める上では、災害時要援護者を具体的にサポートする支援者となる「地域住民」のほか、地域福祉の担い手である「民生委員・児童委員」などの福祉関係者の協力も必要となります。

なお、災害時要援護者の情報収集や具体的な支援にあたっては、地域における個々の組織による活動だけでは非効率であり、限界があります。

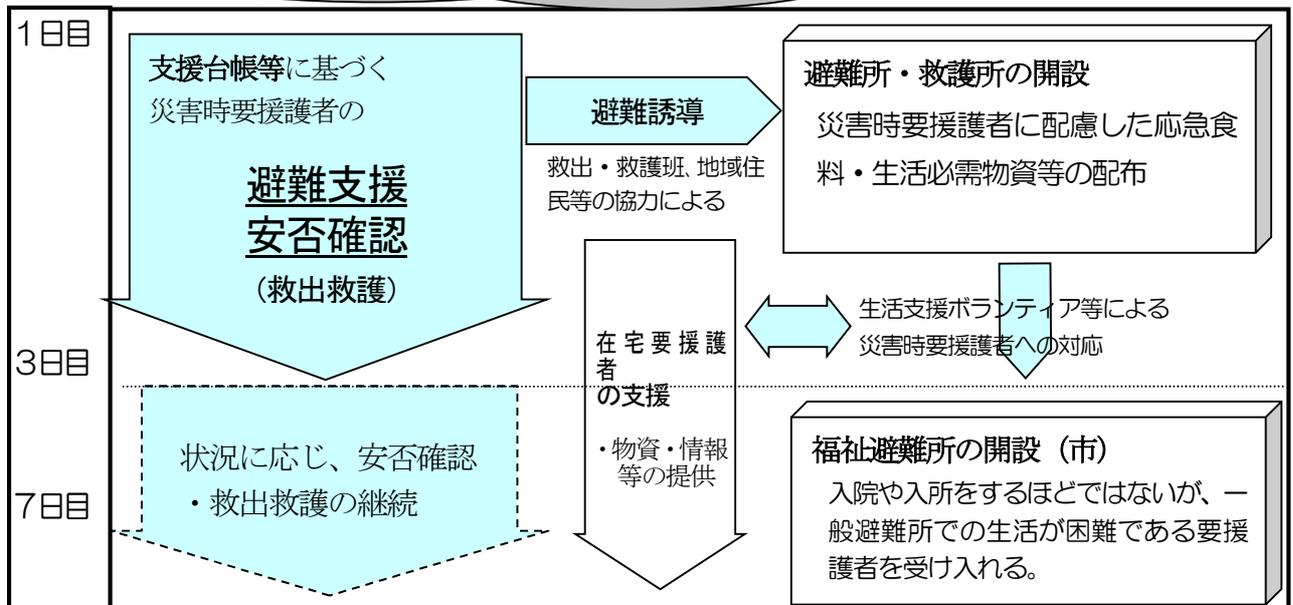
このため、地域の各種団体が、地域の実情に応じて、お互いに協力・連携する体制を構築した上で、地域が一丸となって取り組むことが極めて重要です。

(2) 活動例

支援組織の主な活動の流れは、次のとおりです。



災害発生 ※



※ 災害発生の前に南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合（P 2 4 参照）

- ・災害時要援護者の災害に対する備えの手助け
- ・情報伝達・事前避難の支援など

II 平常時の支援活動（事前対策）

大規模地震等の災害はいつ起こるかわかりません。万一、災害が発生した場合に、災害時要援護者に対して地域の皆さんが迅速かつ的確な支援活動を行うためには、日頃から災害時要援護者の所在情報の把握や災害時要援護者本人及び家族、社会福祉施設等に対する防災意識の啓発活動を欠かさないことが必要です。

1. 災害時要援護者の所在情報の把握及び災害時要援護者支援台帳の作成

地域における災害時要援護者の所在情報は、地域の皆さんが災害時要援護者と日頃から信頼関係をつくり、その活動の中で積極的に情報を把握していくことが望まれますが、プライバシー保護の問題もあり、情報収集が困難な場合も考えられます。

また、「災害時に要援護者を誰(避難支援者)が、どこ(避難所等)に、どのような手段(車いす等)で避難させるか。」や「災害時の緊急連絡先」など、事前に避難支援についての計画(災害時要援護者支援台帳)を策定しておくことが、災害時においても落ち着いた避難支援活動につながります。

このため、本ガイドラインでは、ひとつの例として災害時要援護者の所在情報の把握及び災害時要援護者支援台帳の作成方法をお示ししますので、その他の方法も含め各地域の実情に合わせて、十分にご検討のうえ取り組まれるようお願いいたします。

(1) 災害時要援護者の所在情報の把握

災害時要援護者がどこに住んでいるのか、どのような支援を必要とするのかなどの災害時要援護者情報の把握については、災害時要援護者本人の理解と同意を得ながら進めていくことが原則となります。

情報収集の進め方としては、次のような方法が考えられます。

① 「手上げ方式」

あらかじめ災害時要援護者支援台帳を用意し、支援対象者を特定して呼びかけにより災害時要援護者としての希望を募ります。

地域住民への呼びかけについては、ひとりでも多くの住民へ周知できるよう、支援組織の皆さんの主体的かつ意欲的な活動が必要となります。

【支援対象者の例】

- ・要介護者で支援が必要な人
- ・障害のある人で支援が必要な人
- ・その他災害時に自力で避難が難しい難病患者等

これらの対象者は一例として示したものですので、各地域で十分に対象範囲をご検討ください。

② 「同意方式」

①の「手上げ方式」を補完するため、災害時要援護者本人に直接的に働きかけて、必要な情報を収集する「同意方式」も併せて実施します。

③ 行政情報の活用

次のとおり、市が保有する行政情報を活用することも可能です。

◎ 災害時要援護者情報の把握に対する市の支援について（災害時要援護者避難支援事業）

市では、地域で進められる災害時要援護者支援対策にご利用いただくために、地域にお住まいの災害時要援護者の情報を地域の支援組織へ提供します。具体的には、支援組織が事業実施に関する協定を市と締結した場合に、市が、当該区域にお住まいの災害時要援護者に対して、地域の支援組織への個人情報提供の意向確認を行うとともに、情報提供に同意された災害時要援護者の名簿（同意者名簿）を作成します。

この「同意者名簿」には、地域への情報提供について同意された災害時要援護者の住所・氏名等が記載されています。支援組織では、この名簿情報などを利用して災害時要援護者の所在情報の事前把握を行い、要援護者の支援台帳の作成等、支援体制の構築を行います。

なお、この災害時要援護者情報の把握に対する市の支援については、第2部(P36)に記載しています。

(2) 災害時要援護者支援台帳の作成

災害時要援護者一人ひとりに対する避難支援の計画として、支援組織の支援担当者等を中心に、「災害時要援護者支援台帳」を作成(P13に支援台帳作成例)します。

- ① 災害時要援護者支援台帳の作成にあたっては、災害時要援護者本人又はその家族の意向を確認して行います。
- ② 支援担当者等(災害時要援護者の個人情報に係る守秘義務を確保できる範囲内の者)が、災害時要援護者への戸別訪問等により現況調査を行います。訪問する支援担当者等は個人情報保護についての研修等により、個人情報保護について十分に理解した者とします。
- ③ 戸別訪問等では、災害時の支援のために必要な範囲の情報のみを聴取することとし、災害時の支援に関わる支援担当者等が共有する災害時要援護者支援台帳として整理・保管します。

[災害時の支援のために必要な範囲の情報の例]

住所、氏名、性別、生年、電話番号、家族の状況、緊急連絡先、情報伝達方法(メールアドレス、FAX番号等)、介護や障害の内容、避難所での配慮事項など

- ④ 情報の収集にあたっては、原則として戸別訪問としますが、その際には第三者に情報が見られてしまうことが無いように配慮(一覧名簿ではなく、個票として持参する、情報の収集は回覧ではなく、情報の提出時には封書による封印を行うなど)が必要です。
- ⑤ 作成した災害時要援護者支援台帳は、災害時要援護者本人又はその家族の同意の上で、支援組織内で共有することができます。
- ⑥ 支援組織は、災害時要援護者支援台帳の内容に変化が無いか、年1回程度、災害時要援護者本人や家族に確認します。

(3) 災害時要援護者情報の管理

皆さんが取り扱う災害時要援護者の方の情報は、ご自分の情報と同じく非常に大切な個人情報ですので、プライバシーに十分配慮し、適切に管理する必要があります。

このため、保管場所や方法など、個人情報の取扱い等に関するルールを定めておくことが必要です。

[具体例]

- ・災害時の避難支援に不必要な情報は収集しないこと
- ・災害時要援護者支援台帳は、災害時の支援に必要な最小限の担当者間で把握すること
- ・個人情報を取り扱う場合は、情報の紛失・漏洩を防ぐこと
- ・災害時要援護者の支援に関係の無い第三者にうっかりお話しすることなどがないように注意すること

(4) 個人情報取扱事業者について

個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)では、「「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。」と規定され、「その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者」以外は、個人情報取扱事業者として扱われることとなります。

具体的には、自治会活動や地域活動、災害時要援護者避難支援活動等により、取り扱う個人情報が5,000件を超える場合には、個人情報取扱事業者となります。なお、手続き等の詳細については、市にお問い合わせください。

〇〇〇 自治会 災害時要援護者支援台帳 (例)

この台帳は、風水害や地震等の大規模な災害が発生したときに、地域において安否確認や避難誘導などの支援を希望される方をあらかじめ把握し、居住地域の支援組織(自治会、自主防災隊、民生委員・児童委員など)により、災害時の安否確認や救出などの支援活動を迅速に行うため、平常時からの事前対策の検討などに活用させていただきます。

なお、災害時の状況によっては、支援者の多くも被災者になりうることから、この台帳を提出することで、災害時等の支援が必ず約束されるものではないことについて、ご理解くださいますようお願いいたします。

※この台帳を作成するために聞き取り調査をする時は、全ての項目を埋める必要はありません。

ふりがな 名前	さがみ たろう		<input checked="" type="radio"/> 男	女
	相 模 太 郎			
住 所	相模原市 〇〇 区 〇〇町 1-1-1 〇〇アパート101			
電話(FAX)	042-000-0000 (042-000-0000)	生 年	昭和 2 年	
緊急連絡先	046-111-0000	氏名関係	相 模 一 郎 (子)	
緊急連絡先	046-000-1111	氏名関係	緑 花 子 (子)	
支援が必要な理由 (※該当するものに○をつけてください)				
<input checked="" type="radio"/> 自主避難に不安がある <input type="checkbox"/> ねたきりなどの要介護者の家族がいる <input type="checkbox"/> 障害のある家族がいる (上肢・下肢・体幹・視覚・聴覚・その他) <input type="checkbox"/> 日本語ができない外国人家族がいる (言語: _____ 語) <input type="checkbox"/> その他の支援が必要である (_____)				
災害時に、特に知っておいてほしいことや気をつけてほしいことをご記入ください。 家族構成 ひとり暮らし。市内に長男、次女が居住しているが、災害直後の支援は困難である。 身体の状況 (移動 (避難) に介助が必要かなど) 避難の際には、杖が必要である。 避難生活等で特に配慮が必要なことなど 移動には杖が必要であるため、トイレの近くを希望。また、食事等の配布にも注意をすること 必要な医療について <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無				

連絡先 (_____)

支援台帳は、下記のような「日頃から気をつけておくこと」も考慮して、災害時要援護者本人及び家族と一緒に作成します。

状態別・日頃から気をつけておくこと

※写しをとり点線に沿って切り取ることで、災害時要援護者の方に渡すこともできます。

○共通事項

薬が必要な方は、お薬手帳等を非常用持ち出し袋等で保管することが有効です。

●寝たきりや足腰が不自由な人

日ごろ過ごす場所は、できる限り大型家具や落下物のない安全な部屋とし、非常時持ち出し袋や車いすや歩行補助具等を玄関口などに備えておき、いざという時には支援者の協力により速やかに避難しやすいようにしましょう。

家族が外出して一人になるような場合には、近隣の支援者などにひと声かけておいてもらいましょう。

●肢体に障害のある人

できる限り大型家具や落下物のない安全な部屋で過ごせるようにしましょう。また、家具の転倒、移動防止用具の設置等を行いましょ。非常時持ち出し袋などを身近に用意するとともに、肢体の都合で特殊な食器類を用いている方は、それらも非常時持ち出し品として用意しておくとい良いでしょう。

車いすや杖などを玄関口などに備えておき、いざという時には速やかに避難しやすいようにしておきましょう。

実際に避難行動を体験するためにも、地元の自主防災組織などが行う防災訓練に積極的に参加し、また地域の方などと災害時のことについてお互いに考える機会を設けましょ。

家族が外出して一人になるような場合には、近所の方などにひと声かけておいてもらいましょう。

●視覚に障害のある人

家の中の整理整頓に努めて避難しやすいようにしておくとともに、災害時の避難経路を把握し、安全に通れるか確認しておきましょう。

白杖、めがね、点字機器類やラジオは、いつも安全で身近な場所に置き、取りやすいようにしておきましょう。また、ガラス等の飛散により床が危険になることも考えられるので、スリッパや軍手などを用意しておくのも良いでしょう。

非常時持ち出し袋には、スペアのメガネ、白杖などやラジオや携帯電話用の予備電池を備えておきましょう。

普段から、家族や隣近所の方など身近な支援者に、災害時における情報提供や避難誘導などを願ひしておきましょう。

また、日頃から支援者と連絡する手段等を確認し協力をお願いしておくとともに、自分からの連絡も速やかに行えるよう、短縮ダイヤルに登録しておくなどの工夫をましょ。

●聴覚に障害のある人

補聴器等は、災害発生時に速やかに利用できるよう、いつも安全で身近な場所に置き、取りやすいようにしておきましょう。

非常時持ち出し袋に、スペアの補聴器や予備電池、筆談用の筆記用具を備えておきましょう。

文字情報が得られる手段として、携帯電話等の携帯端末も有効ですので、予備の電源も含め、備えておくといいでしょう。

さがみはらメールマガジンでは、防災に関する、市内の気象情報、地震情報のほか、避難勧告等の災害に関する重要な情報が、相模原市から発信されます。登録することにより相模原市が発信する防災情報も取得できます。(受付アドレス sagamihara@cousmail-entry.cous.jp)

※P54～「防災情報の入手について」参照

携帯電話各社においても、災害用伝言板(被災地の安否に関する文字の伝言板)のサービスがあります。利用方法については各社のホームページ説明箇所などを参照してください。

日頃から支援者と連絡する手段等を確認し、給食給水などの救援活動の状況を教えてもらうよう協力をお願いしておきましょう。また、自分から連絡も速やかに行えるよう、FAX等を設置しておき、連絡先を短縮ダイヤルに登録しておくなどの工夫をしましょう。

普段から、家族や隣近所の方など身近な支援者に、災害時の情報提供や避難誘導などの協力をお願いしておきましょう。

また、災害時に円滑に意思疎通を行う手段の一つとして、意思疎通における基本的な事柄を書いた緊急連絡メモや、筆記用具等を備えておくのも良いでしょう。

●身体内部に障害のある人

日頃から服用している薬等は、紛失しないよう手元やいつでも取り出せる場所に移しておきましょう。

普段から、病歴や常用薬、医療機関、主治医などを記入した緊急連絡メモを身につけておきましょう。

人工呼吸器を装着している方はバックバルブマスクや非常用外部バッテリー(バッテリーは常に充電する)、直腸膀胱機能障害の方はストーマ使用に必要な装具や皮膚保護材の付属品など、ご自分の状況に応じて必要なものを身近に備えておきましょう。

また医療機関等に相談して、常用薬や治療食などを備え、器具などを支援者が代わりに扱う場合の手順書なども、非常時持ち出し品に備えておきましょう。

かかりつけの医療機関の主治医などと相談して、大きな被害を受けて診療ができなくなった場合の対処方法を決めておくとともに、代わりとなる医療機関の場所や連絡先などを把握しておきましょう。

また、家族などの支援者の方にも、災害時における食事や水分の摂取量や常用薬などの服薬状況などを知っておいてもらいましょう。

自主防災組織などが行う地域の防災訓練へ参加したときなどに、自分が災害発生時において障害となる事柄を周りの方に伝えて、防災について一緒に考えてみましょう。

●精神障害のある人

日頃からの備えとして、医薬品等の物品の管理や、緊急時の対応方法を確認しておきましょう。また、家族などの支援者の方とも、常用薬等の服薬状況や緊急時の対応方法などを共有しておきましょう。

かかりつけの医療機関の主治医などと相談して、大きな被害を受けて診療ができなくなった場合の対処方法を相談しておくとともに、代わりとなる医療機関の場所や連絡先などを把握しておきましょう。

平常時から、診断名や常用薬、医療機関などを記入したメモやお薬手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持ち出せるようにしておき、写しを非常用持ち出し袋等に備えておきましょう。

自主防災組織などで行う地域の防災訓練に参加するなどを通じ、隣近所の方など、身近な支援者に、自らの障害の状況を伝えられる範囲で伝え、周りの方へ障害を理解してもらうとともに、地域の防災について一緒に考えていきましょう。

●音声・言語・そしゃく機能に障害のある人

災害時に支援者などと円滑に意思疎通を行う手段の一つとして、筆談を行うための筆記用具、意思疎通における基本的な事柄を幾つか書いた『援助を求めるメッセージ』や、緊急連絡メモを準備しておくのも良いでしょう。

文字情報が得られる手段として、携帯電話等の携帯端末も有効ですので、予備の電源も含め、備えておくとも良いでしょう。

喉頭摘出をしている人は気管孔エプロンを準備し、また、人工喉頭や携帯用会話補助装置が必要な人は、いつも身近に備えておきましょう。

日頃から支援者と連絡する手段等を確認し、給食給水などの救援活動の状況を教えてもらうよう協力をお願いしておきましょう。また、自分から連絡も速やかに行えるよう、『援助を求めるメッセージ』を幾つか事前に用意しておき、FAXの連絡先を短縮ダイヤルに登録しておくなどの工夫をしましょう。

普段から、家族や隣近所の方など、身近な支援者に、出火など緊急時の“合図”をお伝えして協力をお願いしておき、災害時には情報提供、救急連絡や避難誘導などのお願いをしておきましょう。

援助を求めるメッセージ (例)

私は声が出せません。
避難場所を案内してください。

私は声が出せません。
火事 事故 です。
119番 110番
をしてください

私は声が出せません。
私〇〇〇は何処にいますと、
次のところに伝えてください。
電話 042-000-0000

●知的障害のある人

普段から、家族などの支援者の方と一緒に、避難行動などの防災訓練を実際に行ってみて、災害が発生したときにする行動に慣れておき、災害が発生したもしものときには気持ちがあわてないようにしましょう。

また、地域の避難訓練に参加してみるのも良いでしょう。地元の防災組織や、お付き合いのある身近な人に、災害が発生した場合には、災害についての情報を教えてもらうことと、避難が必要な場合にはその場所への誘導などをお願いしておきましょう。

非常持ち出し品に、名前、住所、いつも通っている場所などの連絡先を書いた緊急連絡メモや家族の写真等を用意しておくのも良いでしょう。

●乳幼児がいる人や妊娠中の人

日ごろから、物の落下や転倒の可能性が少ない安全な部屋で、乳幼児や妊産婦が過ごすようにしましょう。また、脱脂綿、ガーゼ、腹帯、鉄分やカルシウムが多い保存食及び新生児用品などの妊婦用品や、紙おむつ、ほ乳ビン、粉ミルク、ミネラルウォーター、離乳食、スプーン、おんぶ紐、ベビー毛布、母子健康手帳などの乳幼児用品を日ごろから持ち出しできるように備え、非常持ち出し品として、加えておきましょう。災害発生時に気持ちを落ち着かせるため、乳幼児が好むおもちゃなどを加えるのも良いでしょう。

支援者となる家族が留守にしているときに災害が発生する場合がありますので、日ごろから隣近所の方などに、万が一の場合の避難誘導などの援助をお願いしておきましょう。

また、地域の防災訓練に乳幼児や家族と一緒に参加してみて避難行動を体験し、防災について地域の方と一緒に考えてみましょう。

市では、防災に対する知識をさらに深めていただき、災害に備えていただくことを目的として「防災ガイドブック」を作成しております。「防災ガイドブック」は、市ホームページからもダウンロードができます。

「防災ガイドブック」 <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/bousai/23848/000511.html>

2. 災害時要援護者に対する安否確認や情報伝達の仕組みづくり

災害時要援護者の所在情報が把握できたら、支援組織の避難支援担当者を中心に、警戒宣言発令時や避難勧告時を含めて災害時に災害時要援護者の安否確認や情報伝達ができるような仕組みづくりに取り組みます。

(1) 避難支援担当者について

避難支援担当者は、災害時要援護者への災害情報の伝達、安否確認、避難誘導を実際に行う人をいいます。また、例えば、見守り活動や声掛けなど、要援護者とのコミュニケーションを通じ信頼関係を深めることで、災害時要援護者と地域との接点としての役割も期待されます。

(2) 避難支援担当者の選定

誰が誰を担当するかなどの取り決めをしたうえで、自らが担当する災害時要援護者の支援台帳を活用して、迅速かつ適切に安否確認等が行えるようにしましょう。なお、避難支援担当者は、災害時に居合わせなかったり、避難支援担当者自身が被災することも想定されることなどから、災害時要援護者1名に対して、避難支援担当者を複数とすることが望ましい形です。

また、災害時要援護者支援には、地域内の社会福祉施設や社会福祉団体等とのつながりも必要ですので、災害時要援護者の支援を視野にいれた防災訓練(※)への参加・呼びかけを通し、お互いの協力体制をつくるよう心がけてください。

※実施方法等は、P21 4. 災害時要援護者支援訓練の実施で説明

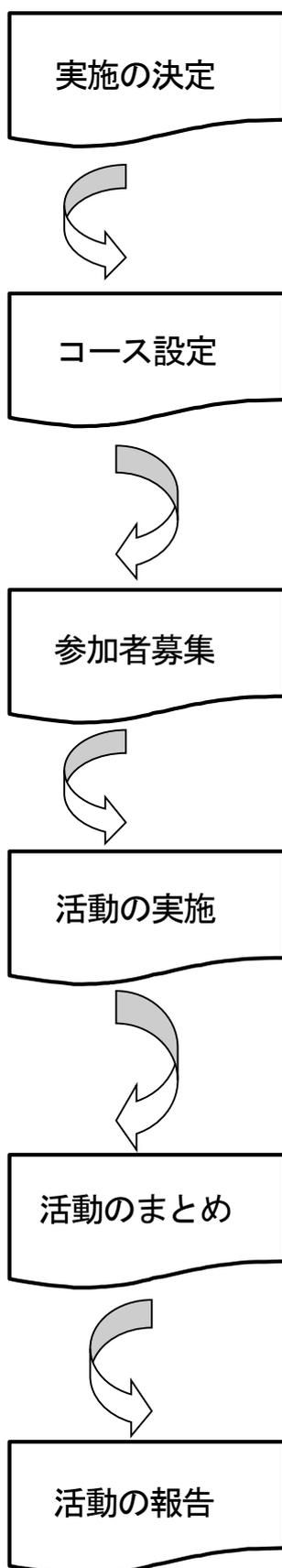
3. 災害時要援護者の視点に立った地域内避難環境の点検・調査

大規模災害時には、どのような状況に置かれるか誰にも予測ができないため、相当な混乱状態が予想されます。

災害時の混乱状態の中での避難・誘導は非常に困難です。そのため、避難・誘導活動を円滑に行うには、事前に、災害時要援護者を含めた多くの地域住民が、一時避難場所、広域避難場所、避難所(市内小・中学校)及び救護所(※)の周辺及び避難経路について、目標物や危険物等を点検・把握し、改善していけるような取り組みが有効です。

※広域避難場所、避難所及び救護所については「相模原市地域防災計画」等をご参照ください。

【避難経路等点検活動の例】



まず、支援組織等で活動の実施を決定し、役割分担等、実行できる体制を作りましょう。
(要援護者自身、家族、避難支援者、防災担当者等)

一時避難場所、広域避難場所、避難所及び救護所の周辺及び経路に基づいてコースを設定しましょう。

地域内の社会福祉施設や在宅の災害時要援護者を含め、多くの方々の協力を得るため、広く参加者を募集しましょう。

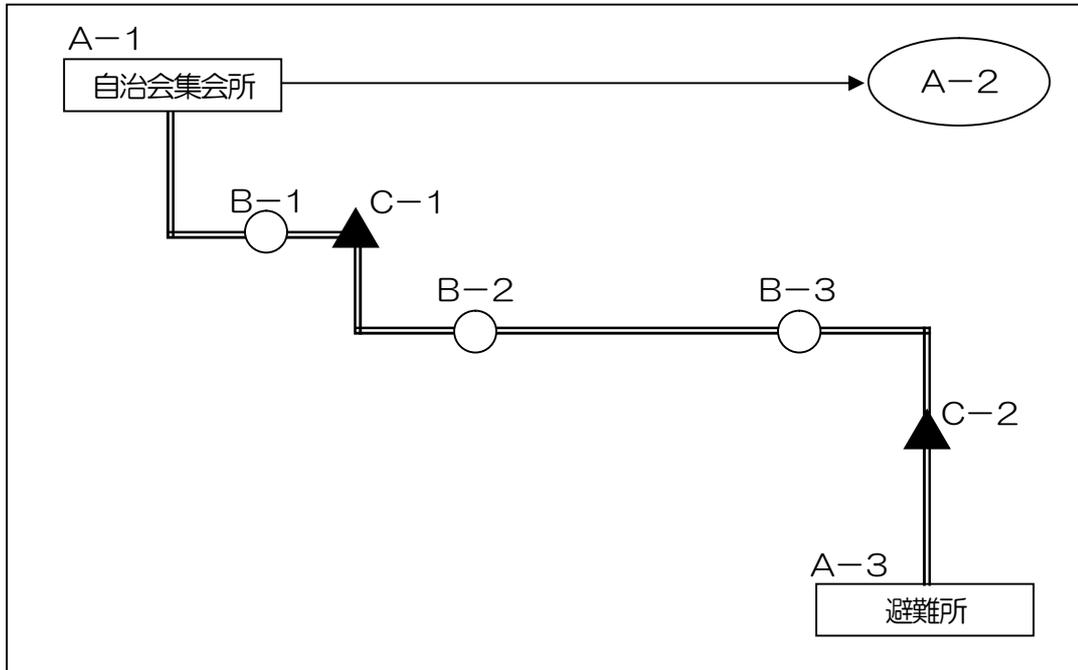
当日は、コースに分かれて、実際に点検しましょう。
・単に歩くだけでなく、実際に車いす等に乗ってみてコースをまわってみるなど、災害時要援護者の視点で危険な場所、気になる場所等を写真撮影などの方法でチェックしましょう。(空缶拾い等の美化活動を兼ねて実施しても良いでしょう。)

実際にチェックした内容をまとめ、自治会で解決できるもの、行政等に要望するものなどに分類し、防災マップにまとめましょう。

まとめた防災マップを地域住民や関係者等に報告・配布しましょう。

【防災マップ作成例】

地図を書いたり貼ったりして、主な目標物の目印や危険な個所に印をつけ、避難経路を書き込んでおくようにしましょう。



防災マップ台帳（例） P 3 5 に様式があります

A-1	一時避難場所名称：自治会集会所
A-2	広域避難場所名称：〇〇高校
A-3	避難所名称：〇〇小学校
〔危険個所の状況〕	
B-1	老朽化した塀があり、塀が倒れるかもしれない。 (自治会等で解決可能)
B-2	道路に覆いかぶさった老木があるため、伐採をお願いしたい (市関係窓口へ改善要望)
B-3	急傾斜地の下である。 (市関係窓口へ改善要望)
〔主な目標物〕	
C-1	〇〇交差点
C-2	スーパー〇〇

4. 災害時要援護者支援訓練の実施

災害発生直後の段階では、まず、被災住民自身による活動(自助・共助)が重要であり、そのためには、防災訓練など日頃から地域住民による自主的な事前防災活動が必要です。

市では、地区自治会連合会(地区連合自主防災隊)又は避難所運営協議会単位で実施する災害時要援護者支援訓練に対し、必要な資機材等の調達や市職員、福祉ボランティア等スタッフの派遣などの支援をしています。

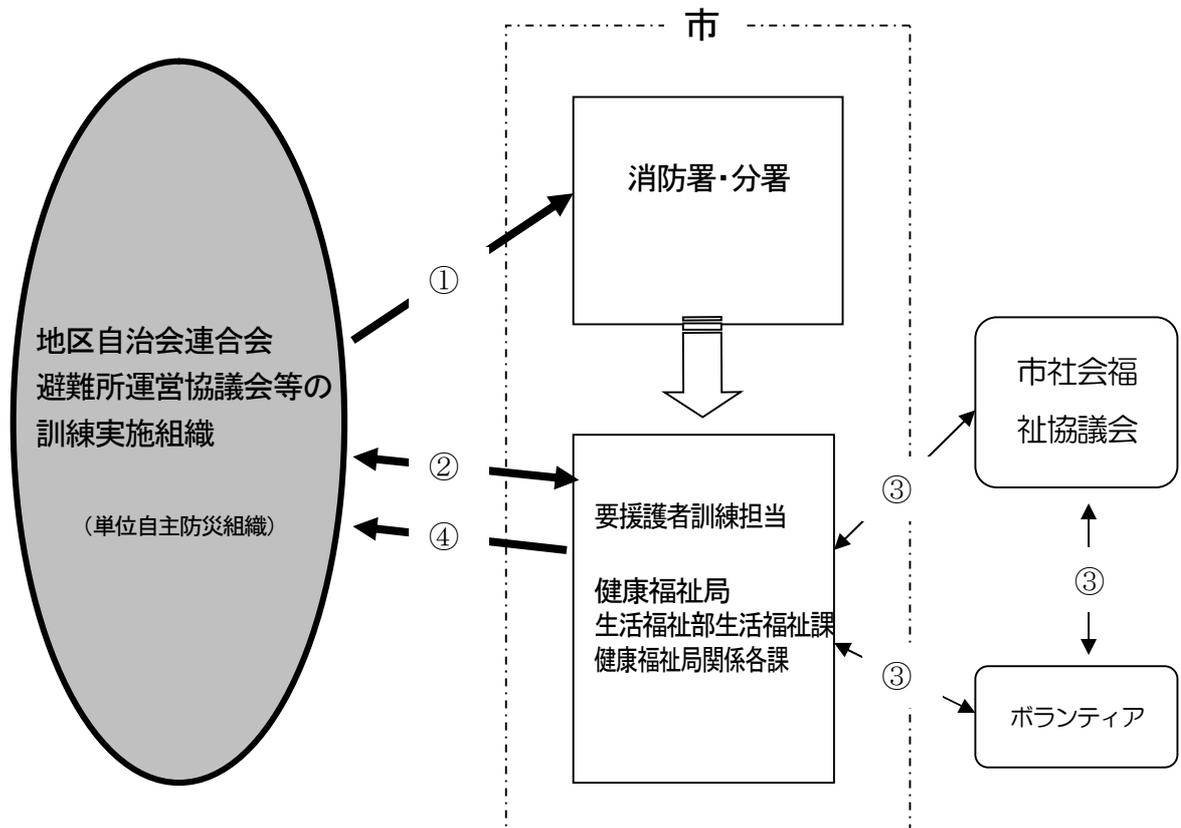
なお、実施にあたっては、災害時要援護者支援訓練を単独で行うのではなく、その他の防災訓練と合同で実施する方が、効率性や実践面でより効果的です。

● 災害時要援護者支援訓練のポイント

- ① 訓練に災害時要援護者や地域内の施設等の参加を求める。
 - ・ 事前に把握できた災害時要援護者やその介護者、避難支援者、さらに地域内の社会福祉施設や学校等の参加による、安否確認や避難誘導などの訓練を実施しましょう。
- ② 簡単な介助法訓練を行う。
 - ・ 車いす(肢体障害者体験)、アイマスク(視覚障害者体験)、耳栓(聴覚障害者体験)等を利用して、災害時要援護者の立場に立った体験訓練を実施しましょう。
 - ・ 簡単な車いすの介助方法や視覚障害者のガイド方法などを、福祉ボランティア等の実技指導のもとに実施しましょう。

具体的な訓練の内容や必要資機材等調整は、訓練を実施する際に市との協議により決定します。

● 災害時要援護者支援訓練実施手続き等の流れ



- ① 訓練実施に関する申請手続き
- ② 実施組織と市による訓練内容、スケジュール、必要資機材の調達、支援等の調整・確認
- ③ 訓練における支援方法等について関係機関内で調整
- ④ 調整結果を実施組織へ連絡及び当日のスタッフ派遣による助言・指導の支援活動

地区自治会連合会及び避難所運営協議会単位ではなく、単位自治会・単位自主防災組織の区域で災害時要援護者支援訓練を実施する場合、スタッフの派遣による助言・指導は行えませんが、資機材調達方法等の問い合わせには応じられます。

なお、訓練に必要となる資機材の貸し出しについては、相模原市社会福祉協議会ボランティアセンター (Tel 042-786-6181) までご相談ください。

連絡先等一覧

災害時要援護者支援訓練の実施に関する問い合わせ先

生活福祉課 電話042-851-3170 FAX042-759-4395

地区防災訓練実施申請書提出先

署名	電話	住所
相模原消防署	042(751)0119	相模原市中央区中央2-2-15
田名分署	042(761)0119	相模原市中央区田名4841-3
淵野辺分署	042(758)0119	相模原市中央区淵野辺本町3-1-8
緑が丘分署	042(759)0119	相模原市中央区緑が丘1-32-25
上溝分署	042(762)0119	相模原市中央区上溝2163-9
南消防署	042(744)0119	相模原市南区相模大野5-34-1
麻溝台分署	042(745)0119	相模原市南区麻溝台8-38-20
新磯分署	046(253)0119	相模原市南区磯部1229-1
東林分署	042(742)0119	相模原市南区東林間7-35-25
大沼分署	042(756)0119	相模原市南区古淵3-15-8
相武台分署	042(747)0119	相模原市南区新磯野2-51-1
上鶴間分署	042(743)0119	相模原市南区相模大野7-40-4
北消防署	042(774)0119	相模原市緑区橋本4-16-6
大沢分署	042(763)0119	相模原市緑区大島1745-1
相原分署	042(773)0119	相模原市緑区相原4-14-9
城山分署	042(782)0119	相模原市緑区川尻1699-1
津久井消防署	042(685)0119	相模原市緑区寸沢嵐574-2
藤野分署	042(687)3401	相模原市緑区日連143-2
鳥屋出張所	042(785)0119	相模原市緑区鳥屋789-7
青根出張所	042(787)2724	相模原市緑区青根1289-4

社協で貸出しが可能な資機材

車椅子	15台	スラローム用ピン	20個
段差板	2枚	アイマスク	25個
傾斜板	2枚	白杖	2本
凹凸版	1枚	ブルーシート	2枚

ただし、複数の地区で訓練が重複した際など、貸出要望に応じられない場合もあります。

(相模原市社会福祉協議会ボランティアセンター TEL 042-786-6181)

Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

南海トラフ地震臨時情報の発表は、大規模災害が発生する恐れがある時に、混乱を未然に防止するよう事前に住民に呼びかけるものです。

警戒宣言等が発令されると、ひばり放送や広報車などの伝達手段や、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて市民の皆さんに正しい情報をお知らせします。

地域の方々は、何よりも冷静に行動することが必要ですが、要介護者や障害のある人など災害時要援護者への情報伝達や事前の備えなどの手助けをお願いします。

なお、避難勧告や避難指示が行われたときは、災害時要援護者の方に対して、避難誘導等適切な対応を実施します。

災害時要援護者をはじめとした住民共通の必要な備え

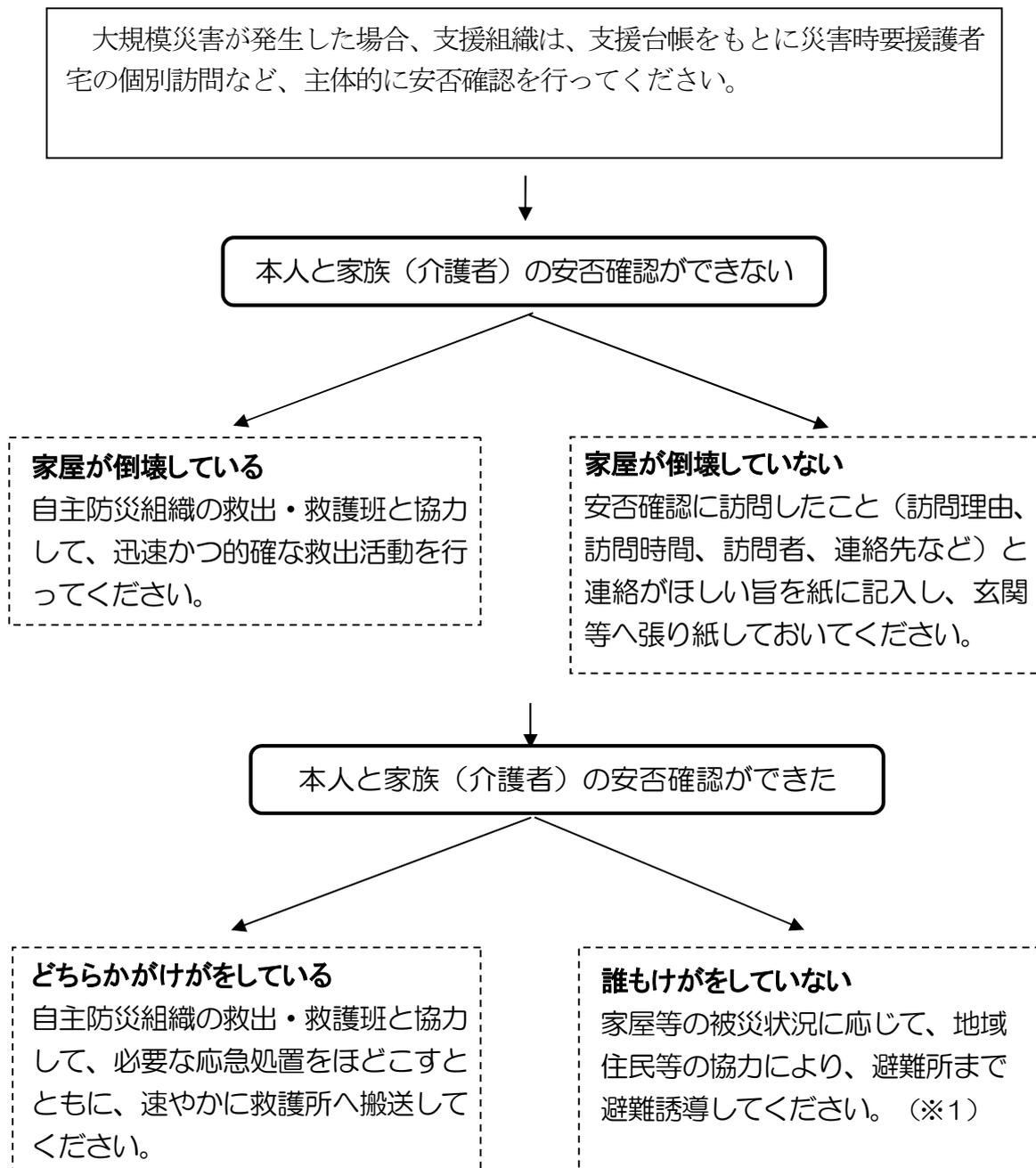
- ① テレビやラジオ、パソコンなど情報機器のスイッチは常に入れておき、正しい情報の把握に努め、デマなどに惑わされないよう冷静な行動をとる。
- ② 火気の使用を自粛する。
 - ・ガスなどの火気使用器具の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。
 - ・火気を使用しない場合は、必ずガスの元栓を閉める。
 - ・電気器具(テレビ・ラジオを除く)のコンセントを抜くとともに、ブレーカーの位置を確認する。
 - ・危険物(灯油、ガソリンなど引火物や発火物)の安全点検をする。
- ③ 消火器具・消火用水を確認する。
- ④ 室内で落下の恐れがあるものはすべて下に降ろすなど、家具の転倒や落下物の防止対策を行い、逃げ道を確保する。
- ⑤ 容器やお風呂に水をため、飲料水や生活用水の汲み置きをする。
- ⑥ 食料、医薬品、防災用品の確認をし、持ち出せる準備をする。
- ⑦ 自動車や電話の使用は、極力自粛する。
- ⑧ なるべく動きやすい長袖、長ズボン等に着替え、軍手や厚手の靴下・靴などを用意する。
- ⑨ 冷静に行動し、不要不急の外出は自粛する。
- ⑩ 避難場所や避難経路などをあらかじめ確かめる。
- ⑪ 家庭内であらかじめ緊急時の連絡方法等の確認をする。
- ⑫ いざという時、隣近所がみんなでお互いに助け合って初期消火や避難ができるようお互いに連絡をとる。

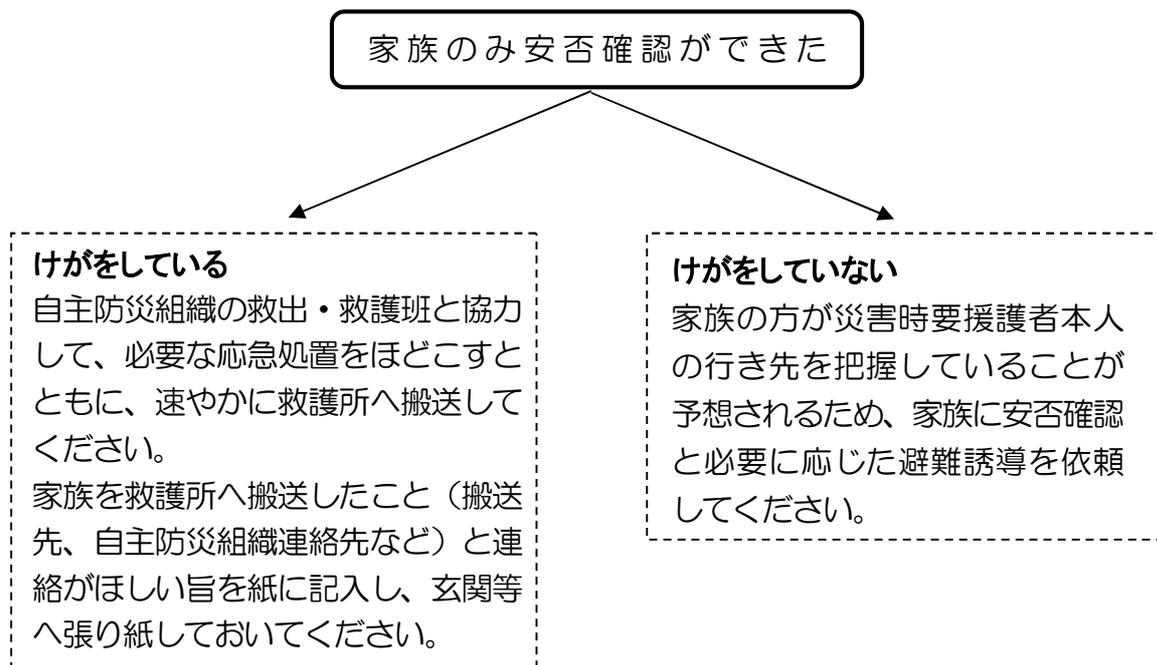
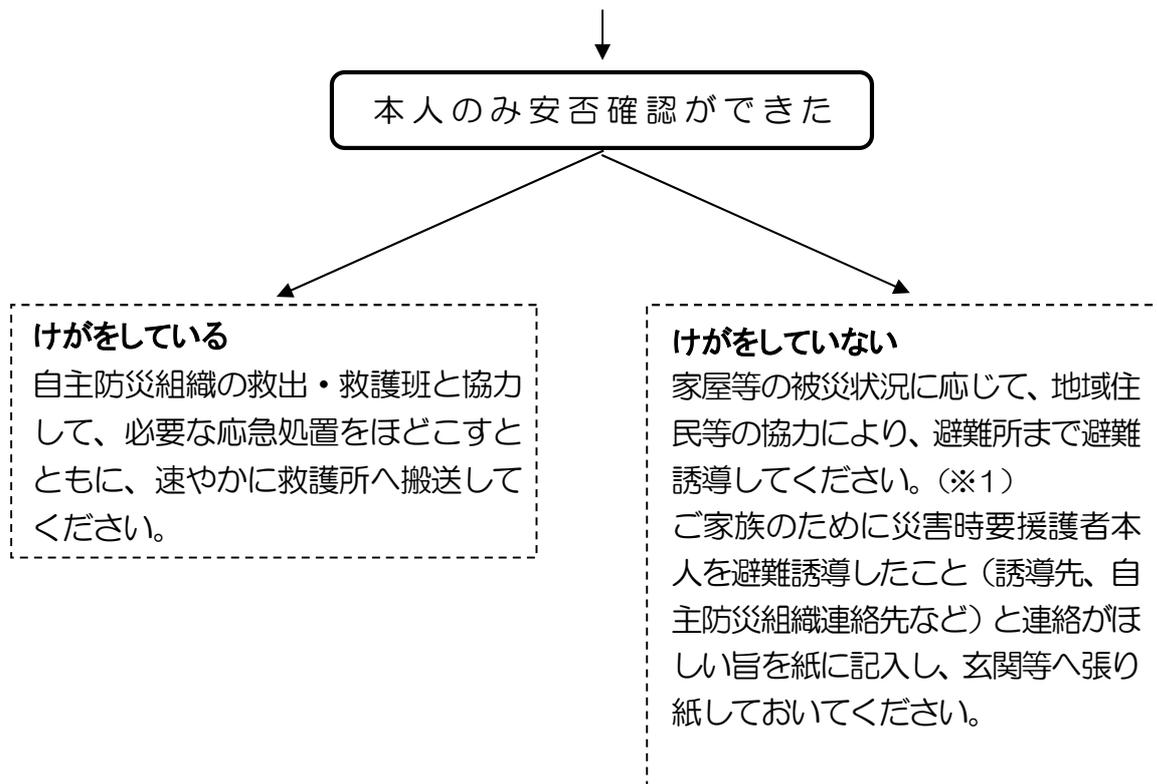
IV 災害発生後の支援活動（事後対策）

支援組織等を中心とした地域住民の皆さんは、災害が発生した直後は、まず、自己及びその家族の安全を確保してください。

その後、災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者を含めた地域住民の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行ってください。

1. 安否確認、救出救護活動





※1 避難所への避難は、家屋等の被災状況に応じて行います。家が倒壊しておらず、数日過ごす準備があれば、無理に避難所へ避難せず在宅で様子を見てください。その場合、在宅の災害時要援護者に対しては、物資や情報等の提供を行います。

発災後の災害時要援護者別状況と対応

災害時要援護者	想定される状況	安否確認・救出方法等
介護が必要な高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込められても、大声で助けを呼ぶことができません。 体力的な衰え等から、自力で避難することができません。 	<p>閉じ込められたままになったり逃げ遅れたりすることがないように、必ず大きな声をかけ安否を確認してください。</p> <p>障害の軽い人や足腰が弱っている程度の高齢者については、1～2人で肩を貸し支えたり、車いすなど補装具により支援してください。</p> <p>障害が重度の場合や寝たきり高齢者の場合は、複数人数で頭を下げないように抱きかかえ、車いすなどにより救出、支援してください。</p> <p>医療機器の作動を確認し、作動していないときやバッテリー残量が少ないときは、病院への搬送の確認をしてください。</p>
肢体に障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> とっさに自分の身を守ることができません。 車いすなど補装具がないと一人で動けません。 	<p>迅速な避難行動が取れない場合があり、医療的援助が必要となります。</p> <p>人工呼吸器装着者は、電源が確保できないと生命に直結します。</p>
身体内部に障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な避難行動が取れない場合があり、医療的援助が必要となります。 人工呼吸器装着者は、電源が確保できないと生命に直結します。 	<p>閉じ込められたままになったり逃げ遅れたりしないよう、必ず大きな声をかけ自分の存在を知らせてから、安否の確認と救出を行ってください。</p>
視覚に障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時にどこでどのような被害が発生し、どこに危険な場所があるかを知ることができません。 	<p>大声を出して呼びかけても返答がなく状況が把握できない場合があるので、電灯等の光を利用した視覚情報での呼び掛けや、耳の不自由な人が発する小さな音や外国人の言葉などを聞き逃さず、速やかに閉じ込められている場所を捜し、慎重に救出してください。</p>
聴覚に障害のある人 日本語が理解できない外国人	<ul style="list-style-type: none"> テレビ・ラジオ、ひばり放送の音声が届かない、または理解できないことにより被害の状況がわからず、避難するタイミングが遅れることがあります。 火災が発生したり、閉じ込められても、その状況を的確に人に知らせることができません。 	<p>呼びかけに対し全く返答ができない場合がありますので、壁を叩く等のサインを聞き逃さないで下さい。</p> <p>配慮の必要な身体状況等がないかよく観察し、慎重に救出して下さい。</p>
音声・言語・そしゃく機能に障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込められても、声を出して助けを呼ぶことができません。 声を出して身体状況等を説明できません。 	<p>恐怖感を与えないよう、誘導して下さい。</p>
知的障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> 環境の変化を理解できず、混乱したり状況に応じた行動が取れません。 	<p>後ろから急に声をかけたり、強い口調や大きな物音を立てたりすることで不安等が増すことがあります。そのため、本人の前に立ち、ゆっくり、穏やかな口調で声をかけてみましょう。</p>
精神障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> 精神的な不安や混乱から病状が悪化し、迅速な避難行動が取れない場合があります。 	<p>衛生保持、栄養摂取、休息場所の確保や、なるべく家族の人と一緒にいられるよう配慮しましょう。</p>
妊産婦や乳幼児のいる母親	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中の方や乳幼児は、日ごろから衛生保持、栄養摂取や休息、適度な運動が必要であり、急激な環境の変化により体調の悪化など、思わぬ事態がおきる場合があります。 	<p>心の傷をいやし、乳幼児が安心感をもてるような配慮が必要です。</p>
保護者と離れてしまった乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> 災害により心に大きな傷を受けています。 	<p>心の傷をいやし、乳幼児が安心感をもてるような配慮が必要です。</p>

2. 避難誘導方法

災害時要援護者の避難誘導は、それぞれの状況に適した方法により、複数の人で対応することが基本となります。要介護者や身体の不自由な人などの移動には、車いすやリヤカー、担架などを使用することが想定されますが、車いす等が無い場合や複数の援助者がいない場合には、背負うなど臨機応変な対応も考えられます。なお、無理はせずにまわりに応援を求めることも必要です。

また、避難場所へ確実に移動するためには、避難路を確保しながら数人から数十人単位で行動し、災害時要援護者がはぐれないよう、列の中央におくなどの配慮や旗、ロープ、警笛などの活用が必要です。避難場所への到着後は、必ず災害時要援護者を確認するようにしてください。

災害時要援護者	避難誘導の方法
介護が必要な高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲の状況を正確に伝え、車いす等の使用も踏まえて安全な場所への誘導に心がけるとともに、援助にあたってはできるだけ複数の人で対応してください。 ●避難勧告や避難指示が出されたら、要援護者の家庭を訪ねて、火の用心や安全確保、避難場所への避難などの援助をしましょう。 (誘導方法などは、肢体に障害のある人の項を参照)
肢体に障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告や避難指示が出されたら、要援護者の家庭を訪ねて、火の用心や安全確保、必要に応じて負傷の手当などの援助を行いましょう。 ●避難誘導が必要な状況のときには、留意点について家族等にアドバイスを受けながら誘導しましょう。 ●援助するにあたっては、要援護者と目線を合わせて意思疎通を図り、本人からの言葉が聞き取りにくいときには、聞き取れなかったことを伝え、再度言ってもらい、意思を確認しましょう。 ●車いすや杖を利用している方などを介助誘導する場合には、肢体などを支える場所を要援護者に確認しましょう。 ●また、誘導に当たっては「何メートル先を右に曲がる」などの動きを要援護者へあらかじめ伝えながら、避難場所へ同行、介助しましょう。 (車いす利用者の誘導) ●車いす利用者は、押している人が感じる以上にスピードを感じるので、左右をよく確認しゆっくり押してください。 ●車いす利用者と話すときは、できるだけ目と目の高さを合わせます。 ●段差や隙間のあるところでは、ゆっくり後ろ向きに引くと、衝撃も少なく安全に進めます。 ●階段で車いすの昇り降りの援助をする場合、数人で呼吸を合わせて静かに持ち上げ、昇りは前向き、降りは後ろ向きで行います。 ●援助する人が2人いて、代わりに運ぶ道具がない場合、椅子にのせて運ぶ方法や、物干し竿2本と毛布で応急用担架が作れますので、それらなどを用いて避難させましょう。 ●支援者1人で緊急に避難させなければならないときは、シーツや毛布の両端を結び、その中にくるむように乗せて引っ張る方法もあります。
身体内部に障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ●外見によらずに障害を理解することがなにより大切です。要援護者から協力の依頼があったら、避難を行う上で障害となることを確認、理解して協力しましょう。また、急激な環境の変化により体調の悪化など、思わぬ事態がおきる場合がありますので、配慮が必要です。 ●医療機器をつけている方については、主治医からの指示を本人等に確認し、援助にあたっては複数の人で対応してください。

視覚に障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ●まず、こちらから声をかけ自分の存在を知らせてから、支援が必要かどうか確かめてお手伝いしてください。 ●誘導にあたっては、要援護者の腕や白杖などをつかまず、相手より半歩程度前に出て、要援護者に誘導をする人の腕をつかんでもらい、歩く速度をあわせて下さい。決して、こちらから杖を持った方の手を持たないでください。 ●避難誘導を行うにあたって必要なことは、積極的に問い掛けてください。 ●要援護者から、位置や大きさを尋ねられた時には、大きくはっきりとした声でゆっくり、例えば「約●Om先に交差点があります」など、具体的に説明をして下さい。
聴覚に障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ●意思疎通の方法は、筆談、口話（読唇術）、手話、携帯端末の電子文字などさまざまです。いずれの方法でも、要援護者からの意思表示は、しっかり確認するようにし、こちらからの意思は、「相手に分かりやすいように伝える。」という思いをもって行いましょう。 ●話しかける場合には、要援護者に顔の正面を向けて、口を大きく開け、ゆっくりと話しましょう。
音声・言語・そしゃく機能に障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ●意思疎通の方法は、筆談、口話（読唇術）、手話、人工喉頭や携帯用会話補助装置を用いて行うなどさまざまです。いずれの方法でも、要援護者からの意思表示は、しっかり確認するようにし、こちらからの意思は、「相手に分かりやすいように伝える。」という配慮をもって行いましょう。 ●もし、要援護者の言葉の聞き取りが困難な場合には、相手に断ってから筆談などをしましょう。
知的障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ●知的障害の方からお話があった場合には、まずよく話を聞き、避難する場合も、本人の自主性を尊重して、本人の同意を得てから行動してください。また、本人へ指示をする場合にも、否定的な表現ではなく、肯定的な表現を用いて指示をしましょう。 ●但し、災害が発生した緊急時には臨機応変な対応を必要とする場合もありますので、その場合でお話が理解されない時は、慎重に手を引いて安全な場所まで誘導するなどの行動を取りましょう。
精神障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ●要援護者から支援の依頼があり、要援護者の動揺が激しい場合には、声をかけたり見守ったりしてまず落ち着かせるように対応し、本人の了解を得て、避難先へ誘導しましょう。 ●但し、災害が発生した緊急時には臨機応変な対応を必要とする場合もありますので、その場合でお話が理解されない時は、慎重に手を引いて安全な場所まで誘導するなどの行動を取りましょう。
妊産婦、乳幼児のいる母親	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠中の方や乳幼児の速度に併せた配慮が必要です。また、急激な環境の変化により体調の悪化など、思わぬ事態がおきる場合があります。なるべく家族の人と一緒に避難するなど配慮しましょう。
災害により保護者と離れてしまった乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ●災害で受けた心の傷により、パニックとなっていることもあります。乳幼児が安心感をもてるような配慮が必要です。
日本語が理解できない外国人	<ul style="list-style-type: none"> ●情報が伝えられない中でも、安心感をもてるような対応が必要です。

3. 避難所における支援活動

大規模災害発生後の被災者への支援活動は、避難所(小・中学校)を中心に行われます。

地域の方々が避難する避難所では、名簿を作成するための避難者カードが配布され、必要事項を記入することとなります。

特に、災害時要援護者については、状況に応じて「福祉避難所(※)」への移動も考慮しなければならないため、避難者カードには身体の状態などを具体的に記入できるよう、手助けをしてください。

また、昨今の災害発生時には、災害時要援護者が車の中や壊れた自宅等で生活している場面が報道されていますが、多くの災害時要援護者は、周りの少しの配慮があれば避難所内で生活を送ることができます。トイレ等へ移動しやすい場所や、情報提供が受けやすい場所など、避難所内で、できるだけ環境条件の良い場所に避難させてください。必要があれば、個室を設けるなど、一時でも一人で休める場所や時間を作ったり、教室や保健室などを要援護者スペースとして開設することにも配慮をお願いします。

なお、災害発生後も在宅で様子を見ている災害時要援護者は、本人はもちろん家族も介護等のために本人の側を離れられず物資や情報が届かないことが想定されるため、地域住民や災害ボランティアによる物資や情報提供等の支援活動が必要であり、避難所からの情報伝達が大切です。

※福祉避難所について

福祉避難所は、要介護者、障害者、妊産婦、乳幼児、病人等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者を対象とする二次的避難所であり、災害発生後3日を目途に必要なに応じて開設されます。避難所救護班が、市災害対策本部と連携して必要な対応を進めます。

避難所を中心とした災害時要援護者への必要な配慮

災害時要援護者	必要な配慮
介護が必要な高齢者	<ul style="list-style-type: none">○水分摂取が不足しないように留意してあげてください。○避難所内では、長時間動かないようになりがちです。適宜、動くなど、エコノミークラス症候群の防止に努めてください。○風邪を引くとこじらせて肺炎になりやすいので、できるだけ温度管理に配慮するなど、感染症の予防に努めてください。○避難所で作られる食べ物が十分に食べられないことによる栄養不良や体力低下等があります。○食べ物がのどにつかえたり、気管に入ったりしやすいので、食事の介護をするときには相手のペースに合わせましょう。○高齢になると排尿の頻度が増えます。トイレに近い場所に避難スペースを設けるなどの配慮をしましょう。○避難所内での生活情報や市からの情報を積極的に知らせてあげましょう。

<p>肢体に障害のある人</p>	<p>○車いすに必要なスペースを確保してください。 一般的に車いすが通るには最低でも約90cmの幅が必要です。また、避難所内での居室部分に面した通路の幅員は180cm程度、車いすの回転には直径150cm程度の範囲が必要です。 ○和式のトイレが利用できない人のためのポータブルトイレの設置や、床に寝ることが困難な人のための簡易ベッドの設置など、必要な資機材の整備を市災害対策本部に要請してください。</p>
<p>身体内部に障害のある人</p>	<p>○体力的に問題があるため、避難所での作業を、障害のない人と同じようにできない方もいます。 ○避難所の中に医療行為を受ける必要のある人工透析患者等がいる場合は、市災害対策本部と連絡を取り、通院、入院のできる病院等の確認と移動手段を確保してください。 ○自分で器具の消毒や交換をする人もいます。避難所の中では、作業スペースを設けてください。 ○身体の状態により、水、タンパク質、塩分などの制限をしなければならない人もいますので、本人によく確認してください。 ○医療機器を装着している方の電源を確保してください。医療機器は精密機械であるため発電機から電源をとる場合は、インバーターを通してください。</p>
<p>視覚に障害のある人</p>	<p>○慣れない避難所ではどこに何があるのかわからないため、最初に避難所の中を案内し、どこに何があるかを知らせるとともに、移動の際にはできるだけ支援を行ってください。 ○市からの広報、その他生活に関する情報などがきたときには必ず知らせるようにし、必要に応じて何が書いてあるのかを読んであげてください。 ○方向や物の位置を知らせるときには、時計の文字盤の位置で伝えるとわかりやすいです。「2時（右斜め前）の方向に階段があります」など ○ラジオなど音声受信設備の設置や広報等の点字版・録音版の配布を市災害対策本部へ要請してください。</p>
<p>聴覚に障害のある人</p>	<p>○避難所などで情報から取り残されないよう、掲示板や立看板などで文字情報を提供します。 ○軽く肩などに触れて知らせ、正面から口を大きく動かして話します。口の動きでわかる人もいますが、筆談や手のひらや紙に文字や絵を書いて、正確に伝えることが必要です。 ○話を聞き取る場合は、内容を紙に書いてもらい代行して周辺の人に伝えてあげてください。 ○手話・要約筆記通訳者の確保を市災害対策本部へ要請してください。</p>
<p>音声・言語・そしゃく機能に障害のある人</p>	<p>○音声・言語・そしゃく機能障害の原因は様々で、障害の原因によって必要な配慮が異なりますので、まず状況を把握して下さい。 ○紙に絵や文字を書いたり、文字盤の指差しにより意思を伝えられる人がいますので、筆記用具や文字盤を準備して下さい。 ○手話・要約筆記通訳者の確保を市災害対策本部へ要請して下さい。 ○そしゃく機能に障害のある人は、食物を喉に詰まらせる危険が高いとともに、摂取できる食物の内容・方法に著しい制限がある場合があります。また、体力的に避難所での生活に耐えられない人もいますので、市災害対策本部と連絡を取り専門家の派遣要請などを行って下さい。</p>

知的障害のある人	<p>○知的障害の方の多くは、環境の変化に弱く混乱しやすい傾向があります。避難所での集団生活になじめないこともありますので、要援護者やその家族に対して、なるべく普段と同じ環境になるよう配慮を心がけましょう。</p> <p>○突然の状況の変化に適応できなかったり、大勢の知らない人たちと生活を共にすることが難しい場合があります。このような時には、家族や介護者と早めに相談し、落ち着いて避難生活ができるように教室等を開放したり、福祉避難所への移送ができるよう配慮をしてください。</p> <p>○情報のやり取りは、家族や介護者などケアをしている人で行う必要があり、特に必要な投薬が受けられるよう、医療機関の情報が重要となります。</p> <p>○抽象的な情報を理解したり伝えることは苦手でも、豊かなイメージの世界を持ち、それを表現できる人たちが少なくありませんので、コミュニケーションの取り方に配慮しましょう。</p>
精神障害のある人	<p>○避難場所での集団生活など、いつもと違う環境での生活は、精神的に不安定になることもあるので、なるべく落ち着いて過ごせるよう、要援護者やその家族への配慮を心がけましょう。</p> <p>○安心感を伝えることが対応の基本です。そのためには、苦しみを分かろうとする態度・姿勢を持つことが必要です。</p> <p>○焦らせるような言動は慎まなければなりません。常に柔らかく話しかけるよう配慮し、暖かく見守ってください。</p> <p>○医療的なケアが必要なので、医療・救護班と連絡を密に行い、医療機関等の紹介を行ってください。</p>
妊産婦・災害により保護者と離れてしまった乳幼児	<p>○妊産婦や乳幼児の身体が冷えないよう、避難所での居室環境を工夫して下さい。また、周囲に気がねなく、授乳やおむつ交換ができる場所の確保も必要です。</p> <p>○災害のストレスで出産が早まったりするなどのトラブルも予測されるため、妊婦の健康チェックをしてもらうよう保健師等への相談が必要です。</p> <p>○保護者と離れてしまった乳幼児に対しては、複数の人で保護し、心の傷をいやす努力をしてください。</p>
日本語が理解できない外国人	<p>○避難所で情報から取り残されないよう、掲示板などを活用した伝達方法を工夫してください。（避難所及び現地対策班に「外国語表示シート」が用意してありますので、情報提供の補助員としてお使いください。）</p> <p>○日本語が理解できなくても様々な工夫で情報を伝えることができます。避難行動をともにしたり、身振り、手振りで状況を伝えることが必要です。</p> <p>○多言語による通訳・翻訳者の派遣が必要な場合は、市災害対策本部へ要請してください。</p> <p>●通訳・翻訳者の派遣以外のことに関する外国人への支援については、「さがみはら国際交流ラウンジ」へご相談ください。</p> <p style="text-align: center;">さがみはら国際交流ラウンジ</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>相模原市中央区鹿沼台1-9-15 プロミティふちのペビル2階 TEL&FAX 042(750)4150</p> </div>

※支援組織（自治会、自主防災隊、民生委員・児童委員など）使用欄

（支援組織の皆さんは、ご本人とお話し合いのうえ、警戒宣言・避難勧告時の連絡方法、避難時の支援方法、避難支援担当者などをご記入ください。）

避難支援担当者

- | | | | | |
|------------|------|---|---|---|
| ① 氏名 _____ | (TEL | — | — |) |
| ② 氏名 _____ | (TEL | — | — |) |
| ③ 氏名 _____ | (TEL | — | — |) |

避難場所等

- 一時避難場所 _____
- 広域避難場所 _____
- 避難所 _____

警戒宣言・避難勧告時の情報の連絡方法など（誰が、どうやって伝えるか）

（例：支援者の〇〇が、電話で連絡する）

その他 避難支援方法（例：歩行できないため車いす要、要筆談など）など

この台帳を廃棄する場合は、焼却又はシュレッダー処理等により、確実な廃棄をしてください。

(2) 防災マップ台帳

防 災 マ ッ プ 台 帳

支援組織等の名称：	支援組織
— 一時避難場所名称：	
— 広域避難場所名称：	
— 避難所名称：	
[危険個所の状況]	
—	<input type="checkbox"/> 自治会等で解決可能 <input type="checkbox"/> 市関係窓口へ改善要望（ / ）
—	<input type="checkbox"/> 自治会等で解決可能 <input type="checkbox"/> 市関係窓口へ改善要望（ / ）
—	<input type="checkbox"/> 自治会等で解決可能 <input type="checkbox"/> 市関係窓口へ改善要望（ / ）
—	<input type="checkbox"/> 自治会等で解決可能 <input type="checkbox"/> 市関係窓口へ改善要望（ / ）
[主な目標物]	
—	
—	
—	
—	

第2部 災害時要援護者情報の把握に対する市の支援

I 災害時要援護者の所在情報の提供について（災害時要援護者避難支援事業）

本市においては、行政が保有する避難行動要支援者名簿を積極的に活用した「同意方式」により、地域と協働して災害時要援護者の支援体制の構築を推進します。

市は、市と事業実施に関する協定を締結いただいた災害時要援護者支援組織（以下、支援組織）の区域内に居住する災害時要援護者に対して、災害時に支援組織による支援希望の有無を確認するとともに、支援組織への情報提供を希望した災害時要援護者の基本情報（住所・氏名等）を取りまとめた同意者名簿を作成し、支援組織に対して、同意者名簿を提供します。

市は、災害時要援護者の個人情報について個人情報保護法の基本理念や相模原市個人情報保護条例を遵守し、目的・範囲・内容を限定したルールに則り、取り扱います。

各支援組織においては、この同意者名簿などを利用して災害時要援護者の所在等を事前把握し、災害時要援護者の支援台帳を作成するなどの支援活動に取り組みます。

なお、各支援組織において、同意者名簿以外に災害時要援護者を把握した場合や、既に支援活動に取り組み、既に要援護者を把握している場合には、それらの方々に対する支援の継続もお願いします。

1. 用語の定義

（1）災害時要援護者支援組織

単位自治会（単位自主防災隊）を中心に、民生委員児童委員協議会、その他地域の実情に応じて、社会福祉協議会、老人クラブ、災害ボランティア組織等の地域内の要援護者を支援する組織で、市と事業実施に関する協定を締結した組織

（2）支援担当者

災害時要援護者支援組織を構成する者であり、災害時要援護者の支援を行う者

（3）災害時要援護者

乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難である者

（4）避難行動要支援者名簿

市が保有する各種情報等から抽出・把握した災害時要援護者の名簿

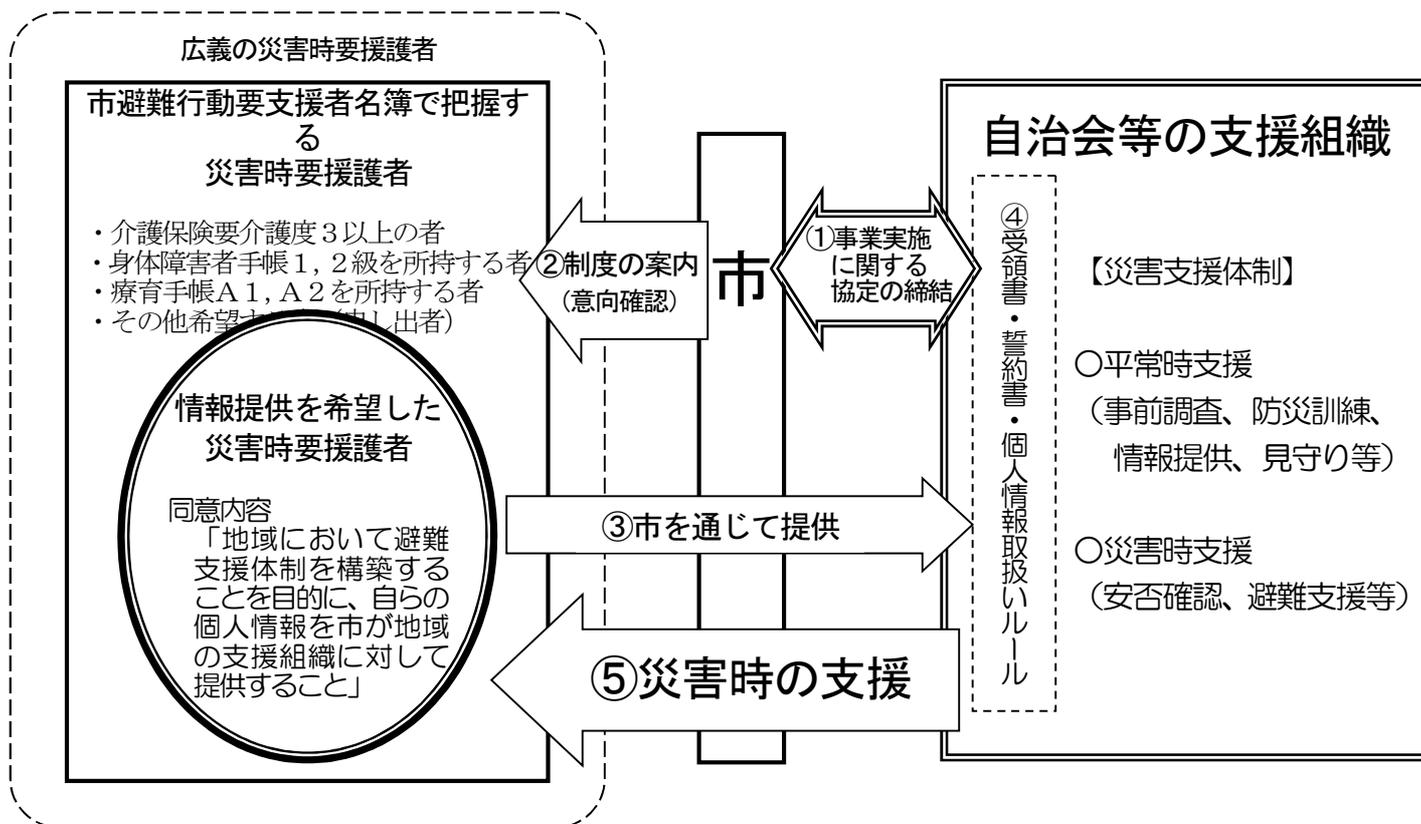
（5）同意者名簿（基本情報）

市が、災害時要援護者本人又はその家族（本人の意思表示が困難な方については、その家族。）の意向を「情報提供同意書」により確認し、支援組織への情報提供を希望した災害時要援護者の名簿
基本情報：住所・氏名・性別・生年・電話番号・支援が必要な理由（要介護高齢者、障害者、その他）、調査についての特記事項

（6）災害時要援護者支援台帳（個別情報）

支援担当者等が、要援護者宅を訪問するなどにより、聴取した避難支援のために必要な範囲の情報を同意者名簿に加え、災害時要援護者支援台帳として整理保管するもの

災害時要援護者避難支援事業 イメージ図



①事業実施に関する協定の締結

災害時要援護者の支援及びプライバシー保護、守秘義務の確保を図るため、支援組織と市の間で協定を締結します。

②制度の案内(意向確認)

市は、市が把握する災害時要援護者に対して、支援組織による支援希望の有無を確認するとともに、支援組織に対して個人情報を提供することについて意向を確認します。

③市を通じて提供

市は、情報提供に同意した災害時要援護者の個人情報を取りまとめ(同意者名簿)、支援組織に対して提供します。

④受領書・誓約書・個人情報取扱いルール

支援組織では、災害時要援護者のプライバシー保護・守秘義務を確保するため、支援担当者からの誓約書の提出、個人情報保護に関する研修等を実施します。

⑤災害時要援護者の支援

平常時の支援として、災害時要援護者支援台帳の作成や防災訓練等を行います。また、災害時には、災害時要援護者の安否確認や避難の支援等を行います。

2. 市が支援組織に提供する同意者名簿の対象とする災害時要援護者

市は、避難行動に支援が必要な方や被災リスクの高い方を対象に、重点的に取組みを進めるため「避難行動要支援者名簿」を整備しています。

市が避難行動要支援者名簿で把握する要援護者の範囲は、次に掲げる者のうち在宅で生活する者です。

(1) 市保有情報により把握する災害時要援護者の範囲

- ① 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)による要介護度3以上の者
- ② 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者。ただし、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の人を除く。
- ③ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳A1又はA2の交付を受けている者

(2) 本人又はその家族の申出により把握する災害時要援護者の範囲

- ① 難病患者等(人工呼吸器、酸素供給装置を使用する方等)
- ② 居住外国人(日本語での意思疎通が困難な方)
- ③ その他、要援護者名簿への掲載を希望する者(考え方は、(1)及び(2)の①、②に準ずる者を基本とします。)

市は、この避難行動要支援者名簿に掲載された者に対し、事業開始の案内を行うとともに、支援組織に情報提供する同意者名簿への掲載についての意向を確認した上で、同意者名簿を作成します。

3. 支援組織に提供する同意者名簿の作成

(1) 同意者名簿の作成

- ① 市は、同意者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して事前に郵送(ダイレクトメール)等の方法により、事業の目的や趣旨等を周知したうえで、次のア～ウの事項についての同意を得ます。

ア 災害時の避難支援のために、居住する地域の支援組織に対し、基本情報【住所・氏名・性別・生年・電話番号・支援が必要な理由(要介護高齢者、障害者、その他)、調査についての特記事項】を提供すること。[地域への個人情報提供の諾否]

イ 支援組織の支援担当者等が、必要に応じて自宅等を戸別に訪問し、基本情報の確認を行うこと。[支援担当者等の訪問の諾否]

ウ 支援組織の支援担当者等がイに併せて災害時の避難支援に必要な情報を聴取すること。[個人情報の聴取]

- ② 市は、支援組織に情報提供を行うため、同意を得た対象者の基本情報を記載した同意者名簿を作成します。

4. 支援組織への同意者名簿の提供

(1) 同意者名簿の提供先

同意者名簿の提供先は、市と事業実施に関する協定を締結した支援組織とします。

(2) 事業実施に関する協定の締結（守秘義務の確保）

支援組織は、法令上の守秘義務が課されない団体(自治会、自主防災隊、社会福祉協議会、老人クラブ等)が中心となるため、組織として要援護者のプライバシー保護・守秘義務に関する事項、個人情報取扱責任者の指定、個人情報取扱者からの誓約書の提出、個人情報保護に関する研修の実施、名簿保管状況に関する市の確認等を内容とした協定(「個人情報の取扱いに関する特記事項」を含む)を市と締結した上で、同意者名簿の提供を受けることとします。

なお、民生委員・児童委員については、民生委員法により守秘義務が課せられています。

(3) 同意者名簿の管理

支援組織は、同意者名簿(同意者情報)を、情報の漏洩や拡散がないよう、次のとおり管理します。

- ① 同意者情報は、原則として、電子データ化しないこと。但し、支援組織が情報更新や検索等の必要性から最低限の電子データ化を行うときには、個別に市と協議のうえ、外部接続しているパソコンのハードディスクへの保存は行わず、外部記憶媒体を金庫等に保管するなど、別に定めるデータ管理運用規定を厳格に遵守します。
- ② 同意者情報の保管場所は原則として施錠のできるキャビネットや金庫等とします。
- ③ 同意者情報は、必要時以外に保管場所から持ち出さないようにします。
- ④ 同意者情報は、市の許可なく複写、複製しないようにします。
- ⑤ 同意者情報の共有の範囲は、要援護者の支援のために必要最小限の者とします。
- ⑥ 同意者情報を管理するための様式を整備し、個人情報の受領者や保管者を明確にします。
- ⑦ 災害時要援護者情報の紛失、漏洩、改ざん、その他の事故(以下「個人情報の漏洩等の事故」という。)の防止に努めます。
- ⑧ 個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、支援組織内の連絡や、市、その他の関係者との連絡などを、迅速かつ適切に実施するために、あらかじめ緊急時の連絡体制を定めます。

(4) 情報の更新

市は、新たに災害時要援護者となった者の追加や転居者、死亡者の削除等を行うため、原則として年1回、同意者名簿を更新します。

5. 個人情報に関する研修の実施

各支援組織では、個人情報保護に関する研修に取り組むとともに、市においても健康福祉局を中心に市情報公開課と協力して、個人情報保護に関する研修を実施します。

6. 災害発生時の情報提供についての基本的な考え方

(1) 災害発生時における同意者名簿等の扱い

支援組織は、災害が発生または発生するおそれがある場合には、同意者名簿や災害時要援護者支援台帳の情報を、安否確認、避難誘導、救出救護、緊急援護等の必要に応じて、実際に救助救援、支援活動に従事する関係機関職員(自衛隊、日本赤十字社等)や近隣住民をはじめ、他都市からの応援職員や災害ボランティアセンター派遣のボランティア等の組織・個人の支援活動者(以下、「支援活動者」という。)に提供することができます。

なお、災害が発生または発生するおそれがある場合は、次のいずれかとします。

- ① 市域で震度5強以上の地震を観測したとき
- ② 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
- ③ 市域で震度5弱以下の地震を観測し、大規模な被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき
- ④ 避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令され、避難対象地区となったとき
- ⑤ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、地域に警戒区域が設定されたとき
- ⑥ その他これに準ずる被害等が想定されるとき(噴火警報、竜巻、ミサイルの発射等)

(2) 同意者名簿等の提供についての留意事項

支援活動者に対する同意者名簿等の提供については、提供する相手方を必要最小限の範囲内とするとともに、支援活動者に対して、提供された個人情報を目的以外に利用しないこと、提供した理由が解消されたときには、速やかに情報を返却することについての誓約書をあらかじめ受領するなど、個人情報保護への十分な配慮を依頼したうえでを行います。

II 災害時要援護者避難支援モデル事業の取り組み状況について

災害時要援護者避難支援事業については、平成22年度後半から23年度にかけて市内3つの自治会の協力により、モデル事業を実施しました。

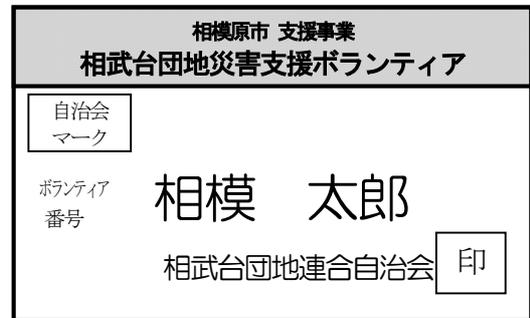
1. モデル自治会の取り組み

支援組織名	組織の概要	取り組みの概要
自治会法人 橋本町 自治会	所在地：緑区橋本 自治会加入世帯数： 約1,200世帯 橋本駅の北側、橋本5丁目、元橋本町の区域。新しい住宅や集合住宅とともに、国道16号線沿いには古くからの屋敷も点在する地域。 主な支援者：自治会組織 要援護者数：398人 同意者数：98人	橋本本町自治会では、能登地震の被害状況を目の当たりにした頃から、役員間で地域内の支援体制の必要性について検討を続けてきた。 モデル事業を進めるにあたっては多くの課題があったが、話し合いを重ねた結果、自治会組織を活かして、自治会員に発災時の協力を依頼することで、要援護者の支援体制づくりに取り組んでいる。 まずは、役員が要援護者宅を訪問し、状況の確認や支援者の選任などに取り組んでいる。
相生自治会	所在地：中央区相生 自治会加入世帯数： 約800世帯 国道16号線南側の相生1・2丁目の区域。戸建住宅と集合住宅が混在する地域。 主な支援者： 災害時支援ボランティア 要援護者数：374人 同意者数：101人	相生自治会では、事業を進めるにあたり、支援者を「災害時支援ボランティア」として位置づけ、地域内に居住する方に対して協力を依頼し、要援護者の支援体制づくりに取り組んでいる。 要援護者個々に合わせた支援対応を図るため、役員と民生委員が要援護者宅を訪問し、その状況を一人ひとり確認した。その結果を踏まえ、例えば障害の程度が重度の方には避難支援者を複数名選任し、元気な高齢の方に対しては発災直後には安否確認を中心に行うこととするなど、きめ細やかな対応に取り組んでいる。
自治会法人 相武台団地 連自治会	所在地：南区相武台団地 自治会加入世帯数： 約2,000世帯 相武台団地1・2丁目の区域。県道507号線を挟み、大規模な集合住宅約100棟が建ち並ぶ地域。 主な支援者： 災害支援ボランティア 要援護者数：1,251人 同意者数：329人	相武台団地連自治会では、地域内に居住する方に対して「災害支援ボランティア」への協力を依頼し、要援護者の支援体制づくりに取り組んでいる。 地域内に居住する災害時要援護者の避難支援の取り組みについて検討を行い、災害発生時には、ボランティアがそれぞれの担当する要援護者宅を訪問し、安否確認等を行いその状況を自治会に報告することで必要な支援につなげることとした。 このため、事前に、選任されたボランティアが担当する要援護者宅を訪問するなどの活動を行っている。 要援護者と避難支援者が顔見知りになることの安心感によるものか、要援護者からは感謝の声も聞かれている。 運動の継続により、災害支援ボランティアへの協力者が増加するなど、地域住民にも事業に対する積極性が見られるなどの変化がある。

各支援組織では、支援担当者等が災害時要援護者宅を初めて訪問する前に、訪問を案内するチラシを配布するなど、事前のお知らせを行っている。

また、支援担当者等各家庭を訪問する際には、名札形式の身分証明書を首からさげるなど、要援護者を安心させるような工夫が見られた。

身分証明書
(名札式)の様式の例



Ⅲ 様式

1. 協定書ひな型

災害時要援護者避難支援事業に関する協定書

相模原市（以下「市」という。）と〇〇自治会地域災害時要援護者支援組織（以下「支援組織」という。）とは、災害時に援護を必要とする災害時要援護者の支援に関し必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と支援組織との協働により、地域内の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）への支援活動を行うことを目的として、必要な事項を定める。

（協定の範囲）

第2条 この協定に規定する事項は、市及び支援組織に属する者の全員に及ぶものとする。

（支援組織を構成する者）

第3条 〇〇自治会地域災害時要援護者支援組織は次の団体に属する者で構成する。

- (1) 〇〇自治会
- (2) 〇〇自治会老人会
- (3) 〇〇地区民生委員児童委員協議会（当該区域に属する者）
- (4) 〇〇地区社会福祉協議会（当該区域に属する者）

（実施要領の作成）

第4条 支援組織は、地域内での災害時要援護者の支援活動を行うために、本協定の内容等を反映した災害時要援護者の避難支援に関する実施要領を作成する。

（提供する要援護者の個人情報及び情報の提供方法）

第5条 市から支援組織に提供する個人情報は、災害時要援護者避難支援ガイドラインに定める要援護者の情報（以下「要援護者情報」という。）で、同意者名簿により提供する。

（個人情報の管理）

第6条 支援組織は、市から提供された個人情報を使用するに当たっては、別添「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（個人情報取扱者の守秘義務に係る誓約及び研修の実施）

第7条 支援組織において要援護者の個人情報を取扱う者は、この取り組みの中で知りえた個人情報を、要援護者支援事業の目的以外に利用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。

- 2 支援組織は、個人情報の漏洩等を防止するため、個人情報を取扱う者から、前項に掲げる内容に係る誓約条項の記載のある要援護者支援台帳受領書兼誓約書の提出を受けるものとする。
- 3 支援組織は、個人情報を取扱う者に対して、市の協力を得て、年1回以上、個人情報に関する研修を行うものとする。

（要援護者の支援）

第8条 支援組織は、要援護者情報を活用し、要援護者に対し、地域での支援活動を実施可能な範囲において行う。ただし、災害発生時においては、支援活動を行う者が自己及びその家族の安全を確保した上で行うものとする。

- 2 前項に規定する支援活動を行うに当たっては、必要に応じ、関係行政機関との連携を図るよう努めるものとする。

(要援護者情報の削除)

第9条 市から、要援護者情報の削除依頼あった場合は、支援組織は速やかに、把握する要援護者情報からその者の情報を削除しなければならない。

2 前項については、本事業の履行により、支援組織が自ら収集した要援護者情報についても同様とする。

(要援護者情報の返還)

第10条 支援組織は、市から提供された要援護者情報の返還を求められた場合は、速やかに当該要援護者情報を市に返還しなければならない。

2 市は、支援組織に要援護者情報の返還を求める場合は、その理由を示さなければならない。

(事業の推進)

第11条 市は、本事業を推進するために、要援護者に対して支援組織の活動への理解を求めるなど、支援組織の活動に対して必要な支援を行うものとする。

(疑義)

第12条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、市と支援組織が協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発し、市又は支援組織から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、支援組織記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市

代表者 相模原市長 本村 賢太郎

相模原市 区 丁目 番 号

〇〇自治会地域災害時要援護者支援組織

代表者

〇〇自治会会長 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する条例等の遵守)

第1条 「災害時要援護者避難支援事業」(以下「本事業」という。)について、〇〇自治会地域災害時要援護者支援組織(以下「支援組織」という。)は、相模原市(以下「市」という。)の定める個人情報保護条例及び関係法令等に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 支援組織は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3条 支援組織は、個人情報の取扱いに係る個人情報取扱責任者及び同意者名簿を取扱う個人情報取扱者を定め、事業の着手前に書面により本市に報告しなければならない。

2 支援組織は、個人情報取扱責任者及び個人情報取扱者に変更のある場合は、市に報告しなければならない。

3 個人情報取扱責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう個人情報取扱者を監督しなければならない。

4 個人情報取扱者は、個人情報取扱責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 市は支援組織に対し、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における個人情報取扱者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、実施しなければならない。

(守秘義務)

第5条 支援組織は、本事業の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。事業終了後又は事業中止後も同様とする。

(個人情報の管理)

第6条 支援組織は、本事業において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 要援護者情報の保管場所(以下「保管場所」という。)を定めなければならない。
- (2) 個人情報の漏洩や拡散がないよう、要援護者情報の保管場所は原則として金庫や施錠のできるキャビネット等とし、厳重に管理すること。
- (3) 個人情報は必要時以外に保管場所から持ち出さないこと。
- (4) 個人情報を移送する場合は、原則として複数で慎重に行うこと。
- (5) 個人情報は、市の許可なく電子データ化しないこと。
- (6) 個人情報は、原則として複写、複製しないこと。
- (7) 個人情報を管理するための様式を整備し、個人情報の受領者や保管者を明確にすること。
- (8) 要援護者の個人情報を提供できる範囲は、支援体制の構築に必要な最小限の範囲の者(当該要援護者が居住する場所の自治会長、自治会防災担当役員、班(組)長、班防災担当、民生委員及び支援者などの要援護者の支援関係者)を基本とすること。

(9) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(提供及び収集した個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7条 支援組織は、本事業において提供された又は収集した個人情報について、本事業以外の目的で利用してはならない。また、市に無断で第三者へ提供してはならない。

(受渡し方法等)

第8条 支援組織は、市との個人情報の受渡しに関しては市が指定した手段、日時及び場所で行った上で、市に災害時要援護者同意者名簿受領書を提出しなければならない。

(個人情報の廃棄)

第9条 支援組織は、本事業の終了または情報更新時には、本事業において市から提供された同意者名簿は市に返還し、要援護者情報及び本事業において支援組織が収集した個人情報については、支援組織の責任において焼却処理、シュレッダー裁断処理による廃棄、市への提出、いずれかの処理をしなければならない。

(取扱いの報告)

第10条 支援組織は、市から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査及び検査)

第11条 市は、本事業に係る個人情報の取扱いについて、本事業の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、支援組織に対して、監査又は検査を行う。

2 市は、前項の目的を達するため、支援組織に対して必要な情報を求め、又は本事業の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時又は個人情報の扱いに対する疑義が生じた場合の対応)

第12条 支援組織は、本事業に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合や個人情報の扱いに対する疑義が生じた場合は、迅速に情報の利用停止や原因の排除等を行い、情報の拡散防止等に努めた後、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに市に対して、当該事故等に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況について電話連絡を行ったうえで、書面により報告し、市の指示に従わなければならない。

2 支援組織は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、支援組織内、市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の対応方法を定める。

3 市は、本事業に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

2. 支援組織の実施要領の例

① ボランティア活用のケース

〇〇自治会支援組織災害時要援護者避難支援実施要領

1 取組みの目的

この取組みは、地域内で生活する要介護者や障害者など、災害時において一連の避難行動をとることに困難が想定される災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）の安全を地域ぐるみでサポートしていくため、災害時における要援護者の避難支援体制構築を推進していくことを目的とする。

2 取組みの主体

この取組みは、自治会が主体となって行う。取り組みに当たっては、地区担当の民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）の協力を得ることも考慮する。

3 取組みの概要

(1) 市との協定の締結、要援護者の基本情報の受領

市と締結する協定に基づき、市から本自治会区域内に居住する災害時要援護者について情報提供を受ける。

(2) 要援護者に対する災害時の支援活動

① 災害支援ボランティアの募集・選任

支援組織は、要援護者を支援する災害支援ボランティアを募集し、要援護者の近隣に住んでいる災害支援ボランティアの中から、担当ボランティアの選任を行う。なお、災害支援ボランティアの役割は、次のとおりとする。

ア 円滑な避難支援を行うため、担当する要援護者宅を訪問して顔合わせ。

イ 要援護者ごとの災害時要援護者支援台帳（以下、「支援台帳」という。）の作成。

ウ 災害が発生した時、又は近い時期に起こることが予想される時には、要援護者の安否確認及び安否確認結果の自治会館への報告を行う。ただし、一般市民としてできる範囲での支援を行うのであって、責任を伴うものではない。なお、活動する災害は、8に記載した災害に該当する場合とする。

エ 担当する要援護者の情報の管理。

② 支援台帳（避難支援プラン）の作成

災害発生時に円滑な避難支援を行うため、事前に要援護者ごとに支援台帳を作成する。

ア 支援台帳は、災害支援ボランティアが作成する。

イ 作成された台帳は、自治会が管理する。

4 個人情報取扱責任者

個人情報取扱責任者は、自治会長とする。

5 個人情報取扱者

個人情報取扱者は、自治会担当役員や民生委員等の同意者名簿を利用する者とする。

6 個人情報の取り扱いに係る留意事項

(1) 全般的な事項

- ① 自治会が保管する要援護者の情報は、自治会館において、施錠できる書庫に厳重に保管する
- ② 要援護者宅を訪問する際に持参する情報は、必要最小限のものとし、盗難や置忘れなどがないよう十分留意する。
- ③ この取組みで収集した情報は、要援護者の避難支援の目的以外には一切使用しない。

(2) 市から受領した個人情報

- ① 市から受領した要援護者の情報は、紙媒体で受領し、電子データ化は行なわない。
- ② 同意者名簿は、原則として複写・複製しない。
- ③ 同意者名簿は、個人情報取扱責任者及び個人情報取扱者以外には開示しない。
- ④ 不要となった個人情報は、裁断処理などで確実に廃棄する。
- ⑤ 同意者情報を受け渡す際には、「要援護者支援台帳受領書兼誓約書」を作成することで確実な受け渡しをするとともに、保管者を明確にする。
- ⑥ 要援護者と避難支援者を把握することで、情報の保有者を明確にする。

7 個人情報の取り扱いに係る研修の実施

個人情報取扱責任者は、市の協力を得ながら、災害支援ボランティア等の個人情報を取扱う者を対象に個人情報保護に関する研修を実施する。

8 災害発生時における個人情報の取扱い

次に掲げるような事態が起こったとき、又は極めて近い時期に起こるおそれがあるときは、支援組織は、要援護者の支援活動を行うとともに、同意者名簿や災害時要援護者支援台帳の情報を、安否確認、避難誘導、救出救護、緊急援護等の必要に応じて、実際に救助救援、支援活動に従事する関係機関職員（自衛隊、日本赤十字社等）や近隣住民をはじめ、他都市からの応援職員や災害ボランティアセンター派遣のボランティア等の組織・個人の支援活動者（以下、「支援活動者」という。）に提供することができる。

- ① 市域で震度5強以上の地震を観測したとき
- ② 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
- ③ 市域で震度5弱以下の地震を観測し、大規模な被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき
- ④ 避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令され、避難対象地区となったとき
- ⑤ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、地域に警戒区域が設定されたとき
- ⑥ その他これに準ずる被害等が想定されるとき（噴火警報、竜巻、ミサイルの発射等）

支援活動者に対する同意者名簿等の提供については、提供する相手方を必要最小限の範囲内とするとともに、支援活動者に対して、提供された個人情報を目的以外に利用しないこと、提供した理由が解消されたときには、速やかに情報を返却することについての誓約書を受領するなど、個人情報保護への十分な配慮を依頼したうえで行う。

② 自治会組織で取り組むケース

〇〇自治会支援組織災害時要援護者避難支援実施要領

1 取組みの目的

この取組みは、自治会区域内で生活する要介護者や障害者など、災害時において一連の避難行動をとることに困難が想定される災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）の支援について、地域ぐるみでサポートしていくことを目的とする。

2 取組みの主体

この取組みは、自治会が主体となって行う。取組みに当たっては、地区担当の民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）の協力を得ることも考慮する。

3 取組みの概要

(1) 市との協定の締結、要援護者の基本情報の受領

支援体制づくりのために、市と締結する協定に基づき、市から本自治会区域内に居住する災害時要援護者について情報提供を受ける。

(2) 災害時要援護者支援台帳（避難支援計画）の作成

- ① 自治会役員及び民生委員（以下、「コーディネーター」という。）は、市から提供を受けた情報をもとに、要援護者の自宅を訪問し、避難支援に必要な状況の確認や災害時において情報の伝達や避難支援を行う者（以下、「避難支援者」という。）の調整を行う。
- ② 避難支援者については、要援護者の近隣に住んでいる者などを選出し、要援護者と避難支援者の双方で避難支援について了解を得られた者の中から複数名を選出することを目標とする。
- ③ 避難支援者は、災害が発生した時、又は近い時期に起こることが予想される時には、要援護者の安否確認や避難支援等を行う。ただし、一般市民としてできる範囲での支援を行うのであって、責任を伴うものではない。
- ④ コーディネーターは、要援護者の同意を得ながら、支援のために必要な情報を聴取することにより要援護者台帳を作成する。

4 個人情報取扱責任者

個人情報取扱責任者は、自治会長とする。

5 個人情報取扱者

個人情報取扱者は、コーディネーターとする。

6 個人情報の取り扱いに係る留意事項

(1) 全般的な事項

- ① 自治会が保管する要援護者の情報は、自治会集会所において、施錠できる書庫に厳重に保管する。
- ② 要援護者宅を訪問する際に持参する情報は、必要最小限のものとし、盗難や置忘れなどがないよう十分留意するものとする。
- ③ この取り組みで収集した情報は、要援護者の避難支援の目的以外には一切使用しない。

(2) 市から受領した個人情報

- ① 市から受領した要援護者の情報は、紙媒体で受領し、電子データ化は行なわない。
- ② 同意者名簿は、原則として複写・複製しない。
- ③ 同意者名簿は、個人情報取扱責任者及び個人情報取扱者以外には開示しない。
- ④ 不要となった個人情報は、裁断処理などで確実に廃棄する。
- ⑤ 同意者情報を受け渡す際には、「要援護者支援台帳受領書兼誓約書」を作成することで確実な受け渡しをするとともに、保管者を明確にする。

7 個人情報の取り扱いに係る研修の実施

個人情報取扱責任者は、市の協力を得ながら、避難支援者等の個人情報を取扱う者を対象に個人情報保護に関する研修を実施する。

8 災害発生時における個人情報の取扱い

次に掲げるような事態が起こったとき、又は極めて近い時期に起こるおそれがあるときは、支援組織は、要援護者の支援活動を行うとともに、同意者名簿や災害時要援護者支援台帳の情報を、安否確認、避難誘導、救出救護、緊急援護等の必要に応じて、実際に救助救援、支援活動に従事する関係機関職員（自衛隊、日本赤十字社等）や近隣住民をはじめ、他都市からの応援職員や災害ボランティアセンター派遣のボランティア等の組織・個人の支援活動者（以下、「支援活動者」という。）に提供することができる。

- ① 市域で震度5強以上の地震を観測したとき
- ② 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
- ③ 市域で震度5弱以下の地震を観測し、大規模な被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき
- ④ 避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令され、避難対象地区となったとき
- ⑤ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、地域に警戒区域が設定されたとき
- ⑥ その他これに準ずる被害等が想定されるとき（噴火警報、竜巻、ミサイルの発射等）

支援活動者に対する同意者名簿等の提供については、提供する相手方を必要最小限の範囲内とするとともに、支援活動者に対して、提供された個人情報を目的以外に利用しないこと、提供した理由が解消されたときには、速やかに情報を返却することについての誓約書を受領するなど、個人情報保護への十分な配慮を依頼したうえで行う。

3. 災害時要援護者避難支援事業情報提供同意書

災害時要援護者避難支援事業情報提供同意書

相模原市長 あて

私は、居住する地域の支援組織が実施する災害時要援護者避難支援事業への参加を希望し、次の事項について同意します。

- ア 今回私が提出する基本情報【住所・氏名・性別・生年・電話番号・支援が必要な理由（要介護高齢者、障害者、その他）・調査についての特記事項】を、市が、災害時の支援活動のために、居住する地域の支援組織に対して提供すること。
- イ 支援組織の支援担当者等が、必要に応じて自宅等を戸別に訪問し、基本情報の確認を行うこと。
- ウ 支援組織の支援担当者等がイに併せて災害時の避難支援に必要な情報を聴取すること。

令和 年 月 日提出

地区名	自治会名		自治会	
地区	(自治会名が、不明の場合は未記入で結構です)			
支援が必要な理由 (主な理由に、○を ひとつだけつけてください)	要介護高齢者		障害者	
	その他 ()			
ふりがな			性 別	
本人氏名			男 ・ 女	
住 所	相模原市		生 年	
	区		大 昭 平	年
電話番号	自宅電話 (FAX)		— —	
	携帯電話		— —	
調査についての特記事項				
支援組織の支援担当者(地域の方)が戸別訪問を行うにあたり、事前に伝えておきたいことがある場合は、下記に○をつけるなどによりお申出ください。 ※当欄の記入は任意となります。できるだけ簡潔にご記入ください。				
1. 目(視覚)について (・目が見えない ・ 見えにくい)				
2. 耳(聴覚)について (・耳が聞こえない・ 聞こえにくい)				
3. 話すこと(音声機能や言語)について (・言葉が出ない ・ 言葉を発しにくい)				
4. その他(障害や疾病の有無)について ()				

※ 情報の提供先(支援組織)について

支援組織は、災害時要援護者を支援するため、居住地域の自治会(自主防災隊)、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ、ボランティア(地域によって構成は異なります。)で構成され、相模原市と事業実施に関する協定を締結しています。

※ 本書面の利用目的について

本書面の情報は、災害時の支援活動のために利用します。

※ お申し込みにあたって

災害の被害状況によっては、支援者の多くも被災者になりうるなどから、この制度に登録することで、災害時等の支援が必ずしも約束されるものではないことについて、あらかじめご了承ください

※ 1人につき1枚ご記入ください。

(本人又は代理人署名欄)

本人又は代理人署名	代理人記入欄 (代理人署名の場合のみ記載してください)		
	本人との関係	住 所 (別居の場合)	
		電話番号	— —

※本人が「自署できない」、「未成年である」などの場合は、代理人の方が署名してください。

4. 個人情報の取り扱いについて

◎個人情報の取り扱いについて◎

皆さんが取り扱う災害時要援護者の方の情報も、ご自分の情報と同じく非常に大切な個人情報です。災害時要援護者支援台帳などの内容（個人情報）については、災害時に支援を行うために必要な範囲内で把握し、情報の管理や取り扱いには細心の注意をはかることが必要です。個人情報を取り扱う場合は、情報の紛失、漏洩を防ぎ、また災害時要援護者の支援に関係の無い第三者にうっかりお話をしてしまうことなどがないように注意をしてください。

個人情報を適切に管理して、災害が発生した時にひとりでも多くの災害時要援護者の避難支援ができるように取り組みましょう。

※守秘義務について

事業を実施する地域の支援組織と市との、事業実施に関する協定の締結により、支援担当者の方にも守秘義務が課されます。守秘義務とは、事業のために、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に絶対に漏らさないことです。なお、自分が担当ではなくなった後や、今後この事業において当該情報を利用しなくなった後も同様です。

※同意者名簿・災害時要援護者支援台帳など（個人情報）の管理について

災害時要援護者の支援にあたって利用する個人情報を保持している間は、次のように、慎重に個人情報の管理をお願いします。

- (1) 災害時要援護者支援台帳などの保管場所（以下「保管場所」という。）を定めるとともに、保管場所は、個人情報の漏洩や拡散がないよう、原則として施錠のできるキャビネットや金庫等において、厳重に管理してください。
- (2) 災害時要援護者支援台帳などは必要時以外に保管場所から持ち出さないでください。
- (3) 災害時要援護者支援台帳などを移送する場合は、原則として複数で慎重に行ってください。
- (4) 支援組織では、同意者名簿などを管理するための台帳を整備して、その利用者、利用日時その他の取扱いの状況を当該台帳に記録してください。
- (5) 災害時要援護者台帳の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぐよう、その扱いには細心の注意を払ってください。

※個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止について

災害時要援護者を支援するために提供された又は収集した個人情報は、この用途以外の目的で利用することはできません。また第三者へ提供することもできません。

※個人情報の返還及び廃棄について

災害時要援護者支援台帳など、支援組織で収集した個人情報については、支援組織の責任において、焼却処理若しくはシュレッダー裁断処理により適切に廃棄してください。なお、処理が困難な場合は、市生活福祉課までご連絡ください。

なお、市が提供する同意者名簿は、事業終了または名簿更新時には、市生活福祉課に返還していただきます。

※事故時又は個人情報の扱いに対する疑義が生じた場合の対応について

地域において個人情報の漏洩等の事故が発生した場合や個人情報の扱いに対する疑義が生じた場合は、迅速に情報の利用停止や原因の排除等を行い、情報の拡散防止等に努めたうえで、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに市生活福祉課（042-754-1111）に対して、事故等に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況について電話連絡を行うとともに、書面により報告してください。

個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、支援組織内の連絡や、市、その他の関係者との連絡などを、迅速かつ適切に実施するために、あらかじめ緊急時の連絡体制を定めてください。

苦情・通報等については、市生活福祉課が窓口になり、その事実関係の確認を行い、確認した事実関係を踏まえ、支援組織とともに次のことを行います。

- ① 原因の特定、② 対応方法の検討、③経過説明（信用回復）、④ 再発防止のための改善策の検討

なお、市は、この事業に関して個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて事故に関する情報を公表します。

※監査及び検査について

市は、支援組織における個人情報の取扱いについて、必要な措置が行われているかについての検証及び確認をするため、監査及び検査を行います。

防災情報を入手しよう!

災害時は、情報をいち早くキャッチすることが重要です。地域の気象情報や避難情報などは、さまざまな方法で確認できます。災害からあなたと家族の命を守るため、日頃から情報の入手方法を確認しておきましょう。

相模原市ホームページ(災害・緊急情報のページ)から

避難所などの開設状況や避難情報などを確認することができます。

相模原 災害緊急情報 検索



防災行政用同報無線や電話、テレビから

ひばり放送(防災行政用同報無線)

大地震など災害の発生時や緊急の呼びかけが必要な場合に、屋外スピーカーから防災情報などをお知らせします。



ひばり放送

市ホームページのトップページに表示されているひばり放送をクリックすると確認できます。

テレビ神奈川(tvk) データ放送

主にひばり放送の内容を配信するほか、防災情報も配信します。



[確認方法]

- ①tvk(地デジ3ch)の画面からリモコンの**dボタン**を押す。
- ②データ放送が表示されるので**マイタウン情報**を選択。
- ③市の専用ページを表示させ**防災ひばり放送**を選択。
- ④表示された中から、確認したい件名を選択。
※配信日当日は、**dボタン**を押すと④の画面が表示されます。

ひばり放送テレホンサービス

0180-994-839

※通話料金が発生します。

※一部のIP電話やプリペイド式携帯電話からは利用できません。

LINEやTwitterから

相模原市LINE公式アカウント



- ①QRコードを読み取り、友だち追加
- ②配信項目を設定し完了

受け取ることができる情報

- ひばり放送の内容
- 防災に関する重要なお知らせ
- 河川水位情報



Twitter



アカウント名
相模原市災害情報
(@sagamihara_kiki)

主な投稿内容

- 地震、災害などに関する情報
 - 避難指示などに関する情報
 - 国民保護に関する情報 など
- ※情報提供の方法は、発信のみ。



✉ メールやアプリから

さがみはらメールマガジン「防災」

気象警報や地震情報、河川水位情報など防災に関する情報が、登録した携帯電話・スマートフォンやパソコンに配信されます。

情報の内容

- 気象情報など
相模原市域に発表された場合に自動配信
- 地震情報
相模原市域で地震が発生した場合に自動配信
- 河川水位情報
水位が基準値を超えた場合に自動配信
- 雨量情報
雨量が基準値を超えた場合に自動配信
- 重要なお知らせ
災害による通行止めや停電の情報を配信
- ひばり放送
ひばり放送でお知らせした内容を配信

登録方法



- ① 携帯電話・スマートフォンで
右のQRコードを読み取る。
 - ② 受付アドレス
sagamihara@cousmail-entry.cous.jpへの
メール送信画面が開くので、空メールを送る。
※パソコンの場合は、上の受付アドレスに空
メールを送ってください。
 - ③ 返信されたメールの本文に書いてあるリンク
先のページで、希望するメールの種類、配信地
域などを設定すると登録完了です。
- ※迷惑メール防止設定をされている場合は、市からの配信アドレスsagamihara@info.cous.jpを設定から解除してください。

緊急速報「エリアメール」／緊急速報メール

避難に関する情報など、生命に関わる緊急性の高い情報を、一定のエリアに存在する携帯電話・スマートフォンに一斉配信します。

利用条件

- メールアドレスの登録は不要です。
 - 受信料は無料です。
- ※対応機種や受信設定などの詳細については、各社webページまたは窓口などでご確認ください。

Yahoo!防災速報

災害に関する情報や市からの避難情報、避難所の開設状況などが確認できます。
※情報が届いた際にポップアップ通知でお知らせします。
※事前に登録した3地点と現在地の情報が受け取れます。



三井住友海上「スマ保災害時ナビ」

避難情報や気象情報のほか、地図上にハザードマップを表示したり、実際の風景上に避難所の方向を表示できます。多言語（英語、中国語、韓国語）にも対応しています。



📻 ラジオやケーブルテレビから

エフエムさがみ (FM HOT 839)

周波数83.9メガヘルツのコミュニティ FM放送です。災害時には、通常放送が緊急放送に切り替わり、「ひばり放送」の内容をラジオで放送します。また、市内の災害情報も放送します。

FMヨコハマ

避難情報や避難所（緊急避難場所）の開設情報などの緊急情報をお知らせします。

J:COM

避難情報や避難所（緊急避難場所）の開設情報などの緊急情報をテロップ放送でお知らせします（無料）。また、ひばり放送の内容を屋内でも聞くことができる仕組みを整備し、サービスを提供しています（有料）。
※詳細は、カスタマーセンターにお問い合わせください。
☎0120-999-000 受付時間：午前9時から午後6時（年中無休）

相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン
平成24年9月（令和4年6月一部改正）

発行・編集 相模原市健康福祉局生活福祉部生活福祉課
電 話 042-754-1111（代表）
042-851-3170（直通）
住 所 〒252-5277
相模原市中央区中央2-11-15

本ガイドラインに関するお問い合わせ等については、上記までお願いします。

「自分たちのまちは自分たちで守る」

日頃の備えが、必ず災害時に役立ちます